

平成26年 9 月定例会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成26年 9 月 5 日 開会

平成26年 9 月 18 日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成26年9月横芝光町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月5日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第1号ないし議案第18号、報告第1号ないし報告第4号の上程、説明	8
休会の件	64
散会の宣告	65

第 2 号 (9月9日)

議事日程	67
本日の会議に付した事件	67
出席議員	67
欠席議員	67
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	67
職務のため出席した者の職氏名	68
開議の宣告	69
諸般の報告	69
一般質問	69
浅野孝男君	69
齋藤順一君	84

森川 忠君	99
川島 富士子	114
議案第19号の上程、説明	132
休会の件	133
散会の宣告	133

第 3 号 (9月18日)

議事日程	135
本日の会議に付した事件	136
出席議員	136
欠席議員	137
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	137
職務のため出席した者の職氏名	137
開議の宣告	138
諸般の報告	138
議案第1号の質疑、討論、採決	138
議案第2号の質疑、討論、採決	139
議案第3号の質疑、討論、採決	139
議案第4号の質疑、討論、採決	143
議案第5号の質疑、討論、採決	144
議案第6号の質疑、討論、採決	148
議案第7号の質疑、討論、採決	148
議案第8号の質疑、討論、採決	150
議案第9号の質疑、討論、採決	151
議案第10号の質疑、討論、採決	151
議案第11号の質疑、討論、採決	154
議案第12号の質疑、討論、採決	155
議案第13号の質疑、討論、採決	199
議案第14号の質疑、討論、採決	199
議案第15号の質疑、討論、採決	200

議案第16号の質疑、討論、採決	201
議案第17号の質疑、討論、採決	204
議案第18号の質疑、討論、採決	205
議案第19号の質疑、討論、採決	211
議員派遣の件	212
陳情の件	212
閉会の宣告	213
署名議員	215

9 月 定 例 会

(第 1 号)

平成26年9月横芝光町議会定例会

議事日程(第1号)

平成26年9月5日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般報告
日程第 4 議案第1号ないし議案第18号、報告第1号ないし報告第4号について(町長提案理由説明)
日程第 5 休会の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番	鈴木和彦君	2番	齋藤順一君
3番	浅野孝男君	4番	杉森幹男君
5番	森川忠君	6番	五木田平和君
7番	川島仁君	8番	若梅喜作君
9番	川島富士子君	10番	鈴木克征君
11番	野村和好君	12番	山崎貞一君
13番	伊藤圀樹君	14番	川島透君
15番	鈴木唯夫君	16番	八角健一君
17番	川島勝美君	18番	越川輝男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤晴彦君	副町長	久本修君
理事		田鍋悦央君	総務課長	實川裕宣君
企画財政課長		若梅操君	環境防災課長	堀越健一君
税務課長		鈴木健夫君	住民課長	早川裕明君
産業振興課長		早川典男君	都市建設課長	五木田桂一君
福祉課長		宮菌博香君	食肉センター長	郡司民夫君
東陽病院事務院長		大木良夫君	会計管理者	福島美代子君
教育長		齋藤明君	教育課長	市原成一君
社会文化課長		越川誠一君	監査委員	伊藤美宣君

職務のため出席した者の職氏名

局	長	高蝶政道	書	記	椎名晴美
---	---	------	---	---	------

◎開会の宣告

○議長（伊藤罔樹君） しのぎやすい9月の朝ということではありますが、改めましておはようございます。

これより平成26年9月横芝光町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時58分）

◎開議の宣告

○議長（伊藤罔樹君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤罔樹君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

4番 杉 森 幹 男 議員

14番 川 島 透 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（伊藤罔樹君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から9月19日までの15日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から9月19日までの15日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤罔樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によってご了承

承願います。

なお、本定例会は各会計の平成25年度決算認定について審議することから、伊藤美宣代表監査委員に出席をいただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思ひます。

伊藤美宣代表監査委員。

○監査委員（伊藤美宣君） おはようございます。一言ご挨拶申し上げます。

去る3月4日の町定例議会におきましてご同意をいただきまして、まことにありがとうございました。今後、公正中立の立場で職務を遂行してまいりたいと思ひます。議員の皆さんのご指導を賜りますようお願い申し上げます。

それから、5月18日には、町のほうから選任書をいただきました。町長を初め、町執行部の皆さん方にも今後ご指導をお願いいたします。

簡単ではございますけれども、挨拶にかえさせていただきます。

○議長（伊藤罔樹君） 次に、陳情の付託について報告します。

今期定例会に受理しました陳情1件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したので報告いたします。

次に、議員派遣結果報告について、山崎副議長から報告書の提出がありましたので報告します。

次に、教育委員会の点検・評価について、教育委員会から報告書の提出があり、これを受理したので報告します。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、8月8日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会定例会について。

鈴木唯夫議員。

〔15番議員 鈴木唯夫君登壇〕

○15番（鈴木唯夫君） 去る8月8日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成26年9月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会には、副議長の選出並びに2議案が上程され、副議長には、指名推選により匝瑳市から選出の石田勝一氏が選出されました。

議案第1号は、平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は7億8,603万184円で、内訳は、構成市町負担金5億708万6,000円、火葬場使用

料2,387万4,840円、ごみ収集処理手数料1億4,542万3,700円、基金繰入金4,000万円、その他財産収入、繰越金等であります。

一方、歳出は総額7億2,053万4,499円で、内訳は、人件費等総務費9,621万2,683円、火葬場及び清掃事業費5億546万7,523円、地方債償還金1億1,874万286円等であります。

この結果、歳入歳出差引額6,549万5,685円のうち3,500万円を財政調整基金に繰り入れ、3,049万5,685円を平成26年度に繰り越すこととなりました。

議案第2号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の職務に専念する事務の特例に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法第35条の規定に基づき、職員の職務に専念する事務の特例に関し必要な事項を定めるため、条例の制定を提案したものであります。

提案された2議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成26年9月定例会の概要報告とさせていただきます。

[15番議員 鈴木唯夫君降壇]

○議長（伊藤罔樹君） 次に、8月11日に開催された八匠水道企業団議会定例会について。

山崎貞一議員。

[12番議員 山崎貞一君登壇]

○12番（山崎貞一君） 去る8月11日に開催されました八匠水道企業団議会8月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会には、報告1件及び議案2件が提案されました。

報告第1号の平成25年度八匠水道企業団資金不足比率についてであります。本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により議会に報告し公表するもので、八匠水道企業団水道事業会計にあつては、資金不足比率がない旨の報告がありました。

次に、議案第1号 平成25年度八匠水道企業団水道事業会計決算の認定についてであります。収益的収支については、水道事業収益11億7,790万7,646円に対し、水道事業費用11億9,819万6,887円で、差し引き2,028万9,241円の純損失となりました。

水道事業収益のうち営業収益の主な収入は、給水収益8億5,794万4,646円であり、また営業外収益のうち主な収入は、市町補助金1億5,900万7,000円、県補助金1億5,434万8,000円であります。

一方、支出の水道事業費用の内訳は、営業費用11億9,382万2,495円、営業外費用393万94円、特別損失44万4,298円であります。営業費用のうち主な費用は、九十九里地域水道企業団への受水費6億6,687万2,923円、減価償却費3億2,099万3,277円であり、営業外費用では企業債利息の379万1,961円であります。

また、資本的収支については、資本的収入6,601万1,350円に対し、資本的支出は2億1,594万7,860円となりました。

資本的収入の主なものは、給水申込納付金で5,592万8,250円であります。

一方、資本的収出の内訳は、建設改良費1億4,963万2,669円、給水工事費1,325万5,126円、企業債償還金5,306万65円であります。

この結果、資本的収入額から資本的支出額を差し引いた資本的収支不足額は1億4,993万6,510円となり、この不足額については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額により補填いたしました。

次に、議案第2号 平成26年度八匝水道企業団水道事業会計補正予算第1号についてであります。本案は、収益的収入及び支出のうち、支出において、第1配水池の修繕に係る設計委託費366万円を資本的支出に組み替えたこと及び制度の変更による退職手当負担金618万5,000円を減額すること等により、収益的支出既決予定額13億2,566万2,000円を848万1,000円減額し、13億1,718万1,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出のうち、収入にあつては、消火栓の設置に伴う負担金45万4,000円を増額し、既決予定額4,005万2,000円を4,050万6,000円とし、支出においては、収益的支出から組み替えた第1配水池の修繕に係る設計委託費366万円及び緊急遮断弁に係る設計委託費53万3,000円を委託費に計上したこと並びに工具器具及び備品取得費に図面印刷用のプロッター購入費162万円を計上したことにより、既決予定額2億2,403万1,000円に627万5,000円を増額し、2億3,030万6,000円とするものであります。

提案されました議案は、全て原案どおり可決、承認されました。

以上、平成26年8月八匝水道企業団議会定例会の概要報告といたします。

[12番議員 山崎貞一君降壇]

○議長（伊藤圀樹君） 次に、8月19日に開催された山武郡市広域水道企業団議会定例会について。

森川忠議員。

[5番議員 森川 忠君登壇]

○5番（森川 忠君） 去る8月19日に開催されました平成26年山武郡市広域水道企業団議会8月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に上程されました案件は、議案2件並びに報告2件であります。

議案第1号は、平成25年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計決算の認定についてであります。

収益的収入及び支出についてですが、収益的収入は45億5,653万8,469円で、内訳は、給水収益を主とする営業収益39億5,326万6,094円、構成市町及び県補助金を主とする営業外収益6億327万2,375円であります。

一方、支出は46億7,962万1,689円で、内訳は、九十九里水道企業団に支払った受水費、施設管理費並びに職員人件費を主とする営業費用46億4,731万8,045円、企業債利息や支払い消費税などの営業外費用2,561万650円、特別損失669万2,994円であります。

この結果、1億2,308万3,220円の純損失が計上されました。

また、資本的収入及び支出における収入は、工事負担金4,852万2,990円で、支出は12億6,211万4,088円で、内訳は、配水管布設工事や改良工事の建設改良費12億1,277万6,101円、企業債償還金4,933万7,987円であります。

なお、収入額が支出額に対し不足する額12億1,359万1,098円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

議案第2号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

本案は、地方公営企業法第39条の2第6項の規定により、山武郡市広域水道企業団監査委員に山武市在住の野島暉通氏を選任したく同意を求めるものであります。

報告第1号は、平成25年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

本報告は、関連工事である関東農政局発注の揚水機場整備工事ほか3件の工事との工程調整の結果、執行時期を見直したことにより生じた繰越額1億434万9,870円について、地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成26年度に繰り越しするとともに、関連工事である九十九里町発注の真亀橋側道橋災害復旧工事との工程調整による工期の延期により、地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定により、7,630万9,800円を事故繰越した旨、報告するものであります。

報告第2号は、平成25年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計資金不足比率についてであります。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により議会に報告し公表するもので、山武郡市広域水道企業団水道事業会計にあつては、資金不足比率の発生はなく、経営健全化基準も十分に満たしており、経営状況は良好な状態である旨の報告であります。

提案されました議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、平成26年山武郡市広域水道企業団議会8月定例会の概要報告とさせていただきます。

[5番議員 森川 忠君降壇]

○議長（伊藤罔樹君） 最後に、8月20日に開催された山武郡市広域行政組合議会定例会については、お手元に配付の資料をもって報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号ないし議案第18号、報告第1号ないし報告第4号の上程、

説明

○議長（伊藤罔樹君） 日程第4、議案第1号ないし議案第18号、報告第1号ないし報告第4号を一括議題とします。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

早速、政務報告から入らせていただきたいと存じます。

本日ここに、平成26年9月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄ご多忙の折にもかかわらずご参集いただき、まことにありがとうございます。また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

8月下旬から、大分涼しくなり過ごしやすくなりましたが、今年の夏も記録的な猛暑となり、議員各位を初め、町民の皆様も熱中症の予防など、体調管理に苦労された夏であったと存じます。

一方、7月上旬に発生いたしました大型の台風8号や記録的な大雨により、全国各地で土砂崩れや河川の氾濫など、多くの災害が発生し、とうとい命や貴重な財産が失われました。被害に遭われた皆様に、心よりお悔みとお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復旧復

興を願うものでございます。

幸いにも、当町においてはこのような被害はありませんでしたが、防災対策につきましては、その重要性を深く認識し、町民の皆様の安全安心を守るため、本年3月に改定した地域防災計画に基づき、的確な対応をとれるよう取り組んでまいり所存でございます。

9月に入りまして過ごしやすくなったものの、暑かった夏の疲れや昼夜の温度差から体調を崩しやすい時期でもありますので、議員各位には、体調管理に十分ご留意くださいますようお願いを申し上げます。

それでは、9月議会定例会に当たり、町政の状況等諸般の報告を申し上げます。

初めに、企画財政課関係についてであります。デマンド乗合タクシーの運行業務委託につきましては、プロポーザル方式による業者選定を行った結果、房総自動車、両総観光、横芝タクシーの3社に決定し、1社につき1台、合計3台の運行業務委託契約を締結いたしました。

オペレータ業務委託につきましては、本年度から平成29年度までの委託期間で、限度額2,564万6,000円の債務負担行為を当初予算において設定したところでございますが、その後、委託業務内容について再度精査いたしました結果、この金額での業務委託は困難との結論に至り、債務負担行為の限度額を113万4,000円増額し、2,678万円とする補正予算を本議会に提案させていただきました。

オペレータ業務は、デマンド乗合タクシー事業の実施に当たり必要不可欠でありますので、12月1日の運行開始に向け、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、オペレータ業務の委託先が決定し、予約受付専用の電話番号が決まり次第、利用案内パンフレットを作成、配布するとともに住民説明会等を開催し、利用される町民の皆様が理解しやすいよう周知に努めてまいります。

次に、男女共同参画の関係であります。平成21年度から平成30年度を計画期間として策定した横芝光町男女共同参画計画につきましては、計画期間の半分を経過したところから、その進捗状況や町民の男女共同参画に関する意識や実態を把握するため、アンケート調査を専門業者に委託して実施いたします。

調査の対象は、無作為に抽出する町内在住の16歳以上の男女2,000人で、来月上旬にアンケート用紙を郵送し、来月下旬までに回収する予定でございます。集計分析の精度を高めるため、できるだけ多くの方に回答をいただきたいと思いますと考えておりますので、町広報紙やホームページにて周知を図ってまいります。

続いて、環境防災課関係についてでございますが、津波避難施設の上堺小学校及び白浜小学校屋上への外階段設置工事につきましては、8月末までに設置工事が完了いたしました。

この外階段の完成により、屋外で活動時の児童や地域住民の津波避難が迅速に行えるようになりますので、9月14日の日曜日に実施される山武郡市合同防災訓練において地域住民の津波避難訓練に使用し、周知を図ってまいります。

続いて、産業振興課関係についてであります。観光事業につきましては、7月12日から8月17日までの37日間、屋形海水浴場を開設いたしました。昨年度より天候が悪く、来客数は5,705人と昨年より3,545人減となってしまいました。しかしながら、開設期間中は、観光協会、交通安全協会や防犯協会の皆様のご協力とライフセーバーによる適切な監視業務により事故もなく、無事終了することができました。ご尽力いただいた皆様に厚く御礼を申し上げます。

また、(仮称)産直交流施設検討事業に係る基本調査業務委託につきましては、入札の結果、セントラルコンサルタント株式会社千葉営業所に発注いたしました。今後は、当町の観光や文化を初めとする情報発信機能、農水商工などが連携した地産地消の推進に資する直売所やレストラン、体験・交流、その他の機能等をあわせ持った地域の拠点となる施設が成り立つか検討を行い、必要機能、施設、設置場所、管理運営形態、事業手法など、新たな委員会を立ち上げ、意見を伺いながら進めてまいります。

続いて、福祉課関係についてであります。7月1日から申請を受け付けております臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金につきましては、8月末現在、臨時福祉給付金が2,583件、子育て世帯臨時特例給付金が1,208件の申請がありました。10月1日まで申請を受け付けておりますので、申請漏れのないよう今後も周知に努めてまいります。

次に、隔年実施しております敬老会についてであります。約400名の参加申し込みがあり、9月15日の敬老の日に、横芝中学校講堂棟を会場に開催いたします。

続いて、健康管理課関係についてであります。6月議会一般質問でお答えいたしましたところのこころの体温計の導入につきましては、平成26年度地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金の内示、10分の10補助を県より受けましたので、今年度からの導入を図るべく準備をしております。

また、平成26年7月2日に予防接種法施行令の一部を改正する政令が公布され、10月1日から施行されることに伴い、水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症が定期予防接種の対象として追加されたことから、個別接種を実施するため、こころの体温計の導入と合わせて、所要額

を本議会に補正予算として提案させていただいたところでございます。

続いて、教育課関係についてでございますが、町内の中学校2校は、7月に行われました千葉県中学校総合体育大会、千葉県通信陸上競技大会で優秀な成績をおさめ、関東大会、全国大会への出場を果たす活躍をいたしました。

横芝中学校ソフトテニス部は、8月6日から栃木県宇都宮市で開催された関東大会に男女団体、男女個人戦へ出場し、男子団体戦では見事3位、男子個人戦ペアが優秀な成績をおさめ、8月21日から香川県高松市で開催された全国大会へ出場し、健闘いたしました。

光中学校陸上競技部は、千葉県通信陸上競技大会の2年男子100メートル走で見事2位を獲得し、8月7日から神奈川県平塚市で開催された関東大会へ出場し、健闘いたしました。

生徒たちの成績につきましては、今月の広報でお知らせをしておりますが、熱心に指導された先生方、そして生徒を支えた保護者の皆様方のご労苦に対しまして、ここで改めて敬意を表するものでございます。

工事関係では、来年3月の完成予定である日吉小学校屋内運動場改築工事ではありますが、夏季休暇中に、既存体育館の解体工事、外トイレの移設、改築工事のための基礎杭の打ち込みも完了するなど、順調に進捗しているところでございます。

続いて、社会文化課関係についてであります。7月6日から8月17日までの7週間にわたり、第65回山武郡市民体育大会が開催され、横芝光町選手団は、ソフトテニス女子、卓球男子の優勝を初め、陸上競技男子が準優勝、そのほかバスケットボール男子、野球、バドミントン男子、サッカー、ソフトボール女子、クレール射撃の部で3位に入り、総合成績で第4位という結果をおさめました。

選手を初め、大会運営に当たっていただいた体育協会役員ほか、関係各位に深く敬意と感謝の意を表する次第でございます。

最後に、東陽食肉センター関係についてでございますが、本年3月に、千葉県で発生が確認された豚流行性下痢、いわゆるPEDについては、県北東部を中心に広がりを見せ、110カ所を超える農場で発生が確認されましたが、現在は9割ほど沈静化に至っています。

当食肉センターにおいては、豚搬入車両の消毒を中心に対処しておりますが、5月臨時議会においてご承認いただきました車両タイヤ消毒槽設置工事も6月に無事完成し、防疫体制の強化を図ったところでございます。

また、病気の発生により、県内では4万頭を超える豚が死亡したため、本年9月から11月にかけて屠畜される豚が大幅に減少するものと予測をしておるところでございます。そのた

め、当食肉センターにおける屠畜頭数の減少をできるだけ抑えるため、豚の集荷に対して1頭当たり50円の補助をすべく、それに係る所要額を本議会に補正予算として提案させていただいたところでございます。

さて、本年度予定しております小動物解体室と枝肉カット処理室のルール・ポイント改修工事については、8月に発注させていただきましたが、現在は切りかえ装置であるポイントの製作に取りかかっており、工事は10月から11月にかけて実施する計画でございます。

いずれにしましても、今後ともより一層の経費削減を図り、独立採算制の堅持と長期にわたる安定した経営を目指してまいります。

以上、各課における各種事業の進捗状況等について申し述べさせていただきました。

議員各位には、今後ともさらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、諸般の報告といたします。

それでは、引き続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の平成26年9月横芝光町議会定例会提案理由説明書をごらんいただきたいと存じます。

議案第1号 横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、軽自動車税の税率の改正を行う必要が生じたことから、横芝光町税条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第2号 横芝光町農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止する条例の制定についてであります。本案は、農村地域工業導入実施計画に定められた工業等導入地区で指定地区となっている工業団地内において、実施計画が定められた日から25年以内とされている課税免除の措置期間が終了したことから、横芝光町農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止すべく提案したものであります。

議案第3号 横芝光町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。本案は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定すべく提案したものであります。

議案第4号 横芝光町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、

保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正に伴い、改正後の同法第34条の16第1項の規定により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定すべく提案したものであります。

議案第5号 横芝光町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。本案は、議案第4号と同様、児童福祉法の改正に伴い、改正後の同法第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定すべく提案したものであります。

議案第6号 新町建設計画の変更についてであります。本案は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が平成24年6月27日に公布され、同日施行されたことに伴い、市町村の合併の特例に関する法律第11条の2第1項の規定により、新町建設計画に基づく事業の財源とするために起こすことのできる合併特例債の発行期限が10年間延長され、平成37年度まで発行可能となったことから、当町において平成28年度以降も合併特例債を活用する事業を実施可能とするため、新町建設計画を変更すべく提案したものであります。

議案第7号 平成26年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、本案は、財政調整基金積立金のほか、人事異動等に伴う人件費、本庁舎維持管理事業、個別予防接種事業、小田部団地維持管理事業、私立幼稚園就園奨励費補助事業等に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ3億3,287万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億6,746万8,000円とすべく提案したものであります。

議案第8号 平成26年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、平成25年度法定繰入金の精算による一般会計繰入金の調整、人事異動等に伴う人件費の減額、実績見込みによる出産育児一時金の追加等に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ550万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億1,449万3,000円とすべく提案したものでございます。

議案第9号 平成26年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、前年度における保険給付費、地域支援事業費の国、県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計からの定率による義務的負担金の精算及び人事異動等に伴う人件費の調整に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ748万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億148万6,000円とすべく提案したものであります。

議案第10号 平成26年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、施設の維持管理経費等に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ264万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,804万円とすべく提案したものであります。

議案第11号 平成26年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、人事異動等に伴う人件費の調整及び豚集荷に対する補助の経費等に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ257万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,002万1,000円とすべく提案したものであります。

議案第12号 平成25年度横芝光町一般会計決算の認定について、議案第13号 平成25年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第14号 平成25年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第15号 平成25年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定について、議案第16号 平成25年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第17号 平成25年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計決算の認定についてであります。議案第12号から議案第17号までは、各会計の平成25年度歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求め、監査委員の意見をつけて提案したものであります。

なお、各会計の平成25年度決算規模についてであります。一般会計は、歳入総額が106億8,944万2,000円、歳出総額が101億9,355万4,000円で、翌年度へ繰り越しすべき財源5,027万円を除いた実質収支額は4億4,561万8,000円となりました。

次に、国民健康保険特別会計は、歳入総額が36億158万円、歳出総額が35億409万7,000円で、実質収支額は9,748万3,000円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計は、歳入総額が2億1,723万4,000円、歳出総額が2億1,544万3,000円で、実質収支額は179万1,000円となりました。

次に、介護保険特別会計は、歳入総額が20億302万9,000円、歳出総額が19億1,174万6,000円で、実質収支額は9,128万3,000円となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計は、歳入総額が5,708万6,000円、歳出総額が5,344万6,000円で、実質収支額は364万円となりました。

最後に、東陽食肉センター特別会計は、歳入総額が3億686万1,000円、歳出総額が2億6,617万5,000円で、実質収支額は4,068万6,000円となりました。

議案第18号 平成25年度横芝光町病院事業会計決算の認定についてであります。本案は、

平成25年度横芝光町病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるべく、監査委員の意見をつけて提案したものでございます。

なお、東陽病院事業会計の平成25年度の決算規模につきましては、病院運営に係る収益的収入が11億6,284万円、収益的支出が11億3,640万円で、収支差し引きは2,644万円となりました。

次に、資産に係る資本的収入が1億9,598万円、屋上防水工事や医療機器購入等を主とした資本的支出が2億5,945万円で、収支差し引き額で不足する6,348万円は当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

続いて、報告第1号 専決処分の報告について（横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定）についてでございますが、本件は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律が一部改正され、平成26年10月1日に施行されることにより、横芝光町営住宅条例に定める入居者の資格事項を変更する必要性が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第2号 継続費の継続年度終了による精算についてでございますが、本件は、平成23年度及び平成24年度横芝光町一般会計予算で継続費を設定した広報紙デジタル化事業、地域公共交通体系計画策定事業、（仮称）長塚、北清水橋架橋・取付道路整備事業及び地域防災計画整備事業が平成25年度に終了したことから、継続費精算報告書について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第3号 平成25年度健全化判断比率の報告についてでございますが、本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度における健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第4号 平成25年度資金不足比率の報告についてであります。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度における資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議いただき、可決、承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、政務報告を終わり、提案理由を述べさせていただきました。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 提案理由説明の途中でありますが、ここで休憩をいたします。

再開は午前11時5分といたします。

（午前10時54分）

○議長（伊藤圀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時04分）

○議長（伊藤圀樹君） 提案理由の説明を続けます。

次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号及び議案第2号について、税務課長。

〔税務課長 鈴木健夫君登壇〕

○税務課長（鈴木健夫君） それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。議案つづり、ピンクの表紙、1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号 横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年9月5日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。

横芝光町税条例の一部を改正する条例ということで、先ほど町長の提案理由の説明にありましたように、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、軽自動車税の税率の改正を行う必要が生じたことから、横芝光町税条例の一部を改正するものであります。

今回の改正は、軽自動車税の税率に係るもののみでありますので、議案等関係資料、黄色の表紙でございます。その1ページ、軽自動車税税率改正の表でご説明させていただきます。

表が2つございますが、最初に、上の表の説明をいたします。

この表は、町登録の原動機付自転車、千葉ナンバーや成田ナンバーの二輪車と小型特殊自動車等でございますが、原動機付自転車及び二輪車に係る軽自動車税については、現行の税率を約1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の税率を2,000円に引き上げるものとしたものであります。

なお、小型特殊自動車の税率については、農耕作業用のものについて現行の標準税率を1.5倍に、そのほかのものを約1.25倍としたところであります。

この適用日は、平成27年4月1日となります。

次に、下の表の説明をいたします。

この表は、千葉ナンバーや成田ナンバーの軽自動車でございますが、三輪のものと四輪の営業用については現行の標準税率を約1.25倍、四輪の自家用については1.5倍に引き上げるものであり、平成26年度、来年の3月31日までに登録された軽自動車等については現行の標準税率を適用しますが、平成27年度、来年の4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから改正後の新税率が適用となります。近く購入する予定のある方は、来年の3月31日までに登録がされれば現行の税率が適用となります。

また、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、平成28年度から改正後税率のおおむね20%重課を行います。

以上、横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

議案つづり、ピンクの表紙、7ページでございます。

議案第2号 横芝光町農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止する条例の制定について。

横芝光町農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成26年9月5日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

横芝光町農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止する条例ということで、先ほど町長の提案理由の説明にありましたように、農村地域工業導入実施計画に定められた工業等導入地区で指定地区となっている工業団地内において、実施計画が定められた日から25年以内とされている課税免除の措置期間が終了したことから、横芝光町農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止するものであります。

本条例は、農村地域工業等導入促進法で定められました指定地区となっているひかり工業団地内において、省令で定める設備、いわゆる償却資産でございますが、それを新設または増設したものについて、農村地域への工業等の導入を促進し、農業と工業等の均衡ある発展を図るため、地方税法の規定により固定資産税の課税免除について定めたものであります。実施計画が昭和63年12月に定められて既に25年が経過し、課税免除措置期間が終了したことから、横芝光町農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止するものであります。

以上、横芝光町農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止する条例の制定に

ついでの説明とさせていただきます。

〔税務課長 鈴木健夫君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 議案第3号及び議案第4号について、福祉課長。

〔福祉課長 宮菌博香君登壇〕

○福祉課長（宮菌博香君） それでは、議案第3号及び第4号についてご説明を申し上げます。

最初に、ピンクの議案つづり、9ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第3号 横芝光町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

横芝光町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成26年9月5日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

説明につきましては、黄色のつづり、議案等関係資料に基づき行いますので、資料の5ページをごらんいただきたいと存じます。

横芝光町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の要旨に基づきご説明申し上げます。

最初に、制定理由についてであります。保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子供・子育てを総合的に推進することと、都市部における待機児童解消とともに、子供の数が減少傾向にある地域における保育機能に対応することを目的とし、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定により、特定教育・保育施設と特定地域型保育事業の運営基準を定めるために制定するものでございます。

まず最初に、特定教育・保育施設とは、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、保育所、幼稚園のことをいい、現在、当町では保育所と幼稚園が該当施設となります。

次に、特定地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型事業、事業所内保育事業で、いずれの事業も現在のところ当町には該当がございません。

次に、構成は、第1章から第3章までの章立てとし、第1章では、趣旨、定義、一般原則を定めるものであり、第2章は、特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めるものであり、第3章では、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものでございます。

6ページをごらんください。

第2章、特定教育・保育施設の運営に関する基準の概要について、第1節、利用定員に関する基準であります。認定こども園・保育所の定員20名以上で、子供の区分ごとに定めるものであります。

子ども・子育て支援法第19条の子供の区分ということで、第1号は、3歳以上で保育の必要がない者です。いわゆる認定こども園・幼稚園でございます。第2号は、3歳以上で保育の必要がある者です。いわゆる認定こども園・保育所であります。第3号は、3歳未満で保育の必要がある者です。いわゆる認定こども園・保育所であります。満1歳未満と満1歳以上に分けて委員を定めるということになってはいますが、これは、部屋の規模と保育士の数により定員を定めるということでございます。

次に、第2節、運営に関する基準であります。主な5点についてお示しをさせていただきます。

1点目は、説明と同意で、今まで保育所等で徴収していた雑費、いわゆる給食費、おやつ代、教材費等について、保護者への説明と同意が必要となることを示すものであります。

2点目、あっせん、調整で、園と保護者の直接契約で、入所できない児童が発生しないように、町のあっせんの仕組みを規定します。現在は指定されておられません。私立保育園については、附則の第2条により適用しません。現在は、委託で町が入所の調整を行っているものでございます。

3点目は、受給資格の確認で、町が認定する受給資格になるものです。

4点目は、利用者負担額等の受領で、現在、保育委託により支弁している保育所の運営費が法の施行により施設型給付となります。代理受領により保護者にかわり保育所等が給付費を町に請求でき、足りない部分の利用者負担額については、保育所等が保護者から直接請求することが規定されていますが、私立保育所につきましては、子ども・子育て支援法附則第6条の規定により、当分の間、今まで同様保育委託となり、町が保育料を徴収することとなります。また、第13条第3項で上乗せ徴収、第13条第4項で雑費について規定するものでございます。

5点目は、第14条から第34条まで、緊急時等の対応と運営規程の整備、差別や虐待等の禁止、情報保護、事故発生の防止及び発生時の対応、記録の整備などを定めるものでございます。

7ページをごらんください。

第3節、特例施設型給付費に関する基準であります。特別利用保育第1号は、幼稚園認

定子供に対し保育所から提供される保育でございます。特別利用教育第2号は、保育所認定子供に対し、幼稚園から提供される教育であります。

1点目の特別利用保育の基準で、基準の遵守、第1号と第2号の子供の総数が利用定員を超えないことなどを定めております。

2点目は、特別利用教育を含めて2章の規定を適用しますと定めております。

第3章、特定地域型保育事業の運営に関する基準の概要について、第1節、利用定員に関する基準でございますが、定員は、それぞれ家庭的保育では1人から5人、小規模保育A型では6人から19人、小規模保育B型でも6人から19人、小規模保育C型では6人から10人、居宅訪問型では1人と定めております。

なお、事業所内保育の定員の下限、上限の定めはございません。また、3歳児未満の利用定員については、満1歳未満と満1歳以上に区分して定めるものでございます。

第2節、運営に関する基準でございますが、主な4点についてお示しをいたしました。

1点目は、重要事項を記載した文書の交付と説明及び保護者の同意について示すものです。現在は口頭で説明しておりますが、今後は文書により明確にするものでございます。

2点目は、利用申し込みに対し、正当な理由がなければ拒んではいけないことを示すものであります。具体的には、障害等を持っている児童の入所を理由なく拒んではいけないことを示したものでございます。

3点目は、定員超過の申し込みがあった場合、選考方法を明示するものです。言い換えれば、保護者に理解が得られるようにするものでございます。

4点目は、保育内容に関する支援や代替保育の提供や家庭的保育等終了後の受け皿となる連携施設の確保を示すものです。一般的に3歳児未満である者で、その後の受け皿となる子ども園や保育所等の施設の確保を示したものでございます。

第3節、特例地域型保育給付費に関する基準であります。支給対象は、特別利用地域型保育第1号は、幼稚園認定子供に対し提供される特定地域型保育です。次の特定利用地域型保育第2号は、保育所認定子供に対し提供される特定地域型保育の支払いを受けることを定めるものであります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を遵守すること、第1号、第2号子供の総数が利用定員を超えないこと、利用者負担額については保護者からの支払いを受けること、特定利用地域型保育を含んで第3章の規定を適用することなどを定めるものでございます。

8ページをごらんください。

附則についてでございますが、第1条の施行日につきましては、法の施行日が未定であることから法の施行の日としてございます。第2条から第5条までは経過措置で、現在の運営に支障を来さないように配慮してございます。

続きまして、議案第4号の説明をいたします。

申しわけございませんが、ピンクの議案つづり、49ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第4号 横芝光町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

横芝光町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成26年9月5日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

説明につきましては、黄色のつづり、議案等関係資料に基づき行いますので、資料の9ページをごらんいただきたいと存じます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の要旨に基づきご説明申し上げます。

最初に、制定理由についてでございますが、保育所の待機児童を解消することと今後民間が参入することを想定し、児童福祉法第34条の16第1項の規定により、特定地域型保育事業、いわゆる小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育等の運営基準を定めるために制定するものでございます。

現在は、地域内で家庭的保育事業等に該当する事業はなく、民間が事業を実施する予定もございませんが、経営主体に制限はなく、許可の申請があったときは、設備及び運営の基準に適合するかどうかの審査をする必要がありますので、条例の制定は必要となっております。

構成は章立てとし、第1章で家庭的保育等、4つの事業に共通の基準を定め、第2章から第5章まで、各事業固有の基準を定めております。

家庭的保育とは、保育者の居宅等で保育を実施するものでございます。小規模保育とは、保育所などの施設で保育を実施するものでございます。居宅訪問型保育とは、児童の居宅で保育を実施するものでございます。事業所内保育とは、事業所内または事業所の近辺に用意された育児中の従業員向けの託児施設で保育を実施するものでございます。

第1章、総則でございますが、主な3点についてお示しいたしました。

1点目は、連携施設の確保で、保育の内容に関する支援や代替保育の提供を行い、家庭的

保育事業者等による保育の提供終了後の教育、保育の受け皿となる認定こども園、幼稚園、保育所を確保するものでございます。

2点目は、非常災害対策、職員に求められる一般的要件、差別や虐待の禁止は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準と同様とするものでございます。

3点目は、衛生管理等の基準、食事の提供の基準、健康診断の実施、運営規程や帳簿の整理、秘密保持、苦情の対応について定めるものであります。

10ページをごらんください。

第2章、家庭的保育です。家庭的保育とは、家庭的保育者の居宅、その他の場所で実施する保育で、町長が認める場所で実施する保育であります。第22条から第26条では、家庭的保育事業を行う場所の要件、配置すべき職員の基準と1人の保育者が保育することのできる乳児数、保育時間の基準、保育内容の基準、保護者との連絡について定めております。

第3章、小規模保育です。保育所分園に近いA型、家庭的保育に近いC型、その中間的なB型の3種類に区分されており、それぞれ固有の基準を定めております。各類型とも事業所の設備、職員、保育時間、保育内容、保護者との連絡について基準が定められております。C型については、これらのほかに、家庭的保育事業に近い少人数を対象とする事業であることから、利用定員を6人以上10人以下とする規定が定められております。

第4章、居宅訪問型保育であります。居宅訪問型事業とは、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難と認められる乳幼児に対する保育等について定めております。居宅訪問型保育事業者に特徴的な基準として、提供する保育の内容、事業所の設備及び備品の基準、保育者1人が保育できる乳児数、連携施設の確保を定めるほか、家庭的保育事業の基準の準用により、保育時間、保育内容、保護者との連絡に関する基準を定めております。事業所には専用区画を設け、保育の実施に必要な設備及び備品を備えなければならないこととされております。

第5章の事業所内保育でございます。事業所を設置する企業等の従業員の子供のほか、地域において保育を必要とする子供にも保育を提供することとされているため、利用定員の設定の際には、事業所の利用定員の規模に応じて定める数以上の地域の子供の定員枠を設定しなければならないと規定が設けられております。このほか、事業所内保育事業については、利用定員の上限、下限が定められていないことから、利用定員の規模に応じて異なる基準が定められております。利用定員が20名以上の場合は保育所と同様、19名以下の場合は小規模保育A型、B型と同様となっております。また、連携施設の確保に当たり、連携協力を求め

ることを要しません。

続きまして、12ページをごらんください。

この表でございますが、ただいま申し上げました家庭的保育事業等の設備及び運営の基準案を一覧表にまとめたものでございます。職員数、支給要件、居室設備面積基準、屋外遊戯場設備面積基準につきましては、家庭的保育の欄でご説明を申し上げます。

まず、職員数につきましては、ゼロ歳から2歳児ということになりますが、児童3人に対して職員1名の確保が必要だということであります。補助者を置く場合につきましては、児童5名に対して職員が2名ということであります。

支給要件としては、家庭的保育者、家庭的保育者とは、いわゆる必要な研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認める者のことをいいます。

次に、居室設備面積基準であります。保育を行う専用居室として、1人当たり3.3平方メートル以上の面積は確保しなければならないということでございます。

屋外遊戯場設備面積基準につきましても、同一敷地内に遊戯等に適切な広さの庭が必要だということであります。これにつきましては、付近の代替地も可能だということでお示しをしております。2歳児を対象に、1人当たりの必要な面積は、3.3平方メートル以上の面積が必要だということを示してあります。

以下、同じようなこと示してありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、また11ページの附則のほうにお戻りいただきたいと思っております。

まず、附則につきまして、施行期日につきましては、整備法の施行の日が未定であるため整備法の施行日としてあります。

次、第2条から第5条までは経過措置で、食事の提供、連携施設、小規模保育事業B型及び小規模保育事業所内保育事業の職員、小規模保育事業C型の利用定員に関する基準についての経過措置を定めるものでございます。全て国の示す従うべき基準になっております。

以上をもちまして、議案第3号 横芝光町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第4号 横芝光町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 宮菌博香君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、議案第5号について、教育課長。

〔教育課長 市原成一君登壇〕

○教育課長（市原成一君） それでは、議案第5号 横芝光町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明を申し上げます。

まずは、ピンクの表紙の議案つづり、85ページをごらんいただきたいと思います。

議案第5号 横芝光町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

横芝光町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成26年9月5日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

この条例制定は、冒頭、町長からの提案理由説明にもございましたように、児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を市町村が条例により定めなければならないこととなりまして、このたび、横芝光町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

説明につきましては、黄色の議案等関係資料13ページをごらんいただきたいと思います。13ページに、この条例制定の要旨を掲載してございます。

まず、放課後児童健全育成事業とは、ご存じのように、この町では、現行、放課後児童クラブという名称によりまして設置をし、運営をしておるものでございます。その施設の設備及び運営について、現在までは、厚生労働省や千葉県から示されました放課後児童クラブガイドラインに沿って設備、運営を行ってきたところでございます。今後の民間事業者の参入やさらなる放課後児童健全育成事業の設備及び運営水準の向上を図るため、児童福祉法第34条の8の2の規定により、厚生労働省令の基準に従い、その設備及び運営基準を定めるものでございます。

その第1条から第3条でございますが、まず第1条では制定の趣旨を、第2条では児童や保護者など、文言の定義を、第3条では児童クラブ利用児童が健やかに育成されることを保障し、町が最低基準の向上に努めることを規定しております。

第4条から第6条では、放課後児童健全育成事業者の設備運営の水準向上への努力や町の水準向上に関する勧告について、また放課後児童健全育成事業の一般原則や災害対策について規定をしております。

この部分の組み立てでございますが、第4条第1項では、放課後児童健全育成事業を行う者は常に設備や運営内容を向上させることを、第2項では、現在の内容が基準以上であればそれを低下させてはならないことを、第3項では、町長は民間事業者に対し設備や運営内容

を向上するよう勧告することができることを、第5条では、事業者は児童の健全な育成を目的とし、また人格を尊重した運営を行うこと。保護者や地域との連携、運営内容の適切な説明責任、事業の自己評価やその公表努力、場所の構造設備の安全、衛生に配慮しなければならないことを、第6条では、消火器などの設備や非常災害に対する計画、また的確な訓練の実施努力について規定をされております。

このように、第4条から第6条では、利用児童に対し、基準値以上の適切かつ快適な環境、安全、衛生に配慮した設備や運営の提供について規定しているところでございます。

第7条から第8条でございますが、放課後児童健全育成事業従事者に求められる資質やその向上のための研修機会の確保について規定をしております。

まず、第7条では、従事する職員は心身ともに健康で豊かな人間性を有する者など、職員としての一般論を、第8条では、職員として児童の健全育成に必要な知識、技能の向上努力を、事業者はこのスキルアップの機会を与える義務を負うことを規定しております。

第9条では、放課後児童健全育成事業所の1人当たりの保育面積など、基本的な設備基準について規定をしております。

ガイドラインでは、専用のスペースの確保に留意するや専用施設の設置に努力するなどございましたが、この条例では、省令に示された基準に準拠し、開設時間には専用区画を設けることなどの義務づけとなっております。

第10条でございますが、放課後児童健全育成事業に従事する支援員登用の際の保育士など、資格要件について規定をしております。支援員ですが、現行の町の放課後児童クラブでは指導員と称しているものでございます。

支援員は、施設ごとに複数配置されますので、今まで同様に、保育士などの有資格者以外の方も補助員として従事することは可能となっております。この条では、教員、保育士などの有資格者のほかに、大学などで履修した課程による従事資格要件についても規定をしております。

第11条から第12条では、利用者に対し、まず第11条では、差別的取り扱いを、12条では、虐待など有害な影響を与えることをいずれも禁止しております。

第13条では、利用者の集団生活などに配慮した衛生管理について規定をしております。施設設備の衛生のほか、感染症疾患の防止努力や医薬品の常備を義務づけてございます。

第14条から第15条では、放課後児童健全育成事業者は、第14条で運営に係る重要事項に関する規定の制定を、15条では、職員、財産、経理などの諸帳簿の整備を義務づけております。

14ページに入りまして、第16条では、放課後児童健全育成事業従事者の守秘義務について規定をし、第17条では、利用者からの苦情相談窓口の設置義務や運営適正化委員会が行う調査協力への努力義務について規定をしております。

第18条では、施設の開設日数や時間について規定をしております。

参考までに、町で行っております児童クラブですが、今回の条例基準以上の開設時間により運営をしているところがございます。

第19条から第21条でございます。保護者や関係機関との連携、また事故発生時の速やかな対応や賠償について規定をしております。

附則でございますが、第1条の施行期日でございます。本条例が関係法令の施行に合わせ施行されること。

第2条では、経過措置について、まず第1項で、条例本文の第10条第3項において事業の従事資格が都道府県実施の研修を修了したものと規定をされておりますが、これを平成32年3月31日までの研修修了予定者も従事を可能とするというものでございます。

次に、第2項ですが、第10条第4項で施設規模をおおむね40人以下の定員としておりますが、現在、町が設置運営をしておりますひかり児童クラブは70名、横芝小学校児童クラブは60名定員と、この条例で規定する定員よりも過大でございます。しかし、この施設規模を条例基準に合わせ急ぎ縮小した場合には、さらなる待機者が発生してしまうことが懸念をされます。また、現行の2つの児童クラブでは、40人以上であることが原因として大きな問題が発生しているわけではございませんので、これら基準を超える既存施設にあっては、当分の間、70人でも可能とするという規定でございます。しかしながら、基準を定める町としては、今後、利用者希望の動向や施設設備の進捗に留意しながら、ひかり児童クラブ、横芝小学校児童クラブの定員を新基準に照らし整理をしなければならないと思っております。

以上が、条例案要旨説明でございます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願いを申し上げます、議案の説明といたします。

〔教育課長 市原成一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、議案第6号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） それでは、議案第6号 新町建設計画の変更について補足説明をさせていただきます。

初めに、ピンク色の表紙の議案つづり、97ページをお開き願います。

議案第6号 新町建設計画の変更について。

新町建設計画を別紙のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年9月5日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

新町建設計画につきましては、新町の一体的な発展を図るために、平成17年2月に定めたものでございます。

計画書の内容といたしましては、主に4項目、1つは新町建設の基本方針、2つ目は根幹となる事業、3つ目は公共的施設の統合整備、4つ目として財政計画、これらを内容に定めたものでございます。

我が町のように合併した自治体にとりましては、この新町建設計画の中で、今申し上げました基本4項目を決定することによりまして、法律の定めるところにより合併特例債という非常に有利な起債を発行し、事業の積極的な展開を図ることが可能となったところでございます。当町におきましては、14の大規模根幹事業や地域振興基金の造成事業など、新町の根幹を形成する諸事業の推進にこの合併特例債を活用しているところでございます。

本案につきましては、冒頭、町長の提案理由説明でもご説明申し上げましたとおり、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律、これが平成24年6月に公布され、これによりまして、合併特例債の発行期限が、本町のように特例被災区域として指定されました被災市町村にありましては10年間延長され、平成37年度までこの合併特例債の発行が可能となったところでございます。このため、現在実施中あるいは実施を予定しております合併特例事業について、平成28年度以降もこの特例債を活用した事業展開を図っていくために、新町建設計画を変更すべく本議案を提案したものでございます。

それでは、その変更内容について、黄色い表紙、議案等関係資料の15ページをお開きいただきまして、この資料によりまして内容について説明させていただきます。15ページをお開きいただきたいと存じます。

今回変更いたしますのは、この合併特例事業の内容についてではございませんで、現在、先ほども申し上げましたように、実施中あるいは実施を予定している現在の事業が計画年度を超えて実施することとなった場合においても合併特例債の有効活用が図れるよう、大綱2点について計画を変更しようとするものでございます。

1点目は、このページに記載しております内容のとおり、新町建設計画の計画期間、これを10年間、法律の改正に合わせまして延長する点が1点目。2点目は、その期間延長に伴い

ます財政計画の修正でございます。

初めに、変更1点目の計画期間の10年延長に係る箇所、ごらんいただきました15ページの表のとおり、4カ所ございます。それぞれアンダーライン部分が、現計画では、左側、変更前、10年間あるいは10年後となっているところを、右側の変更案のとおり、20年間あるいは20年後とするものでございます。

以上が1点目の計画の10年間、変更に関する変更箇所でございます。

次に、このページ、表の一番下、別紙のとおりとございますのが、先ほど申し上げました2点目の財政計画の変更でございます。

それでは、資料を1枚めくっていただきまして、A3判、横長の表になります。この17ページの表によりまして、変更2点目の財政計画の変更についてご説明申し上げます。

ページ右側の変更案のページをごらんいただきたいと存じます。

4つ表がございますが、上の2つが、ごらんいただきましたように歳入、下の2つが歳出でございます。いずれも平成17年度から平成24年度までは既に確定いたしました決算額、平成25年は決算見込み、平成26年度は当初予算額、平成27年度から平成37年度までは歳入ベースによる推計値を用いたものでございます。

なお、この財政計画につきましては、新町建設計画という計画書の性格上、数値につきましては、今後の収入見込みに応じた歳入ベースの計画として、歳入と歳出が、ごらんいただきましたように、この表のとおり、同額となるように作成したものでございます。したがって、この計画の作成に当たりましては、歳入の見積もりをいたしまして、その財源の充当先につきましては、まず初めに、人件費や扶助費、公債費等の義務的経費を先に計画いたしまして、余剰財源につきましては投資的経費や物件費に充当する、このようなやり方で計画書を作成したところでございます。このため、投資的経費につきましては、現在実施中の合併特例事業を初め、継続的に実施している事業、債務負担行為事業などの規定の事業を計画の対象としたものでございまして、現時点において計画の定まっていない施策事業については、この計画上の対象とはしておりませんのでご承知おき願いたいと存じます。

それでは、上段の2表の歳入について、主な項目についてご説明したいと存じます。

一番上の地方税でございますが、自主財源の最大のものでございます。現行の税制度を基本といたしまして、町の総人口あるいは生産年齢人口の減少を勘案した上で、過去の決算状況を踏まえて推計したものでございます。

平成26年度予算に対して、平成37年度は、金額で約3億円強の減収見込みとなっております。

すが、この要因につきましては、今申し上げましたように、生産年齢人口の減少による個人町民税所得割の減ということでございます。

その下の地方交付税でございますが、既に何度もご説明いたしましたように、平成28年度から32年度まで、合併算定がえ、予算規模でいいますと、約6億円近い合併算定がえの段階的削減がございます。その削減を反映したほか、普通交付税につきましては、合併特例債や臨時財政対策債の借入額、あるいは、ただいま申し上げました税収の減に伴いまして基準財政収入額の減少、これらを加味いたしましたし、特別交付税につきましても、交付対象となる財政需要の分析等を反映したものでございます。これによりまして、平成26年度予算に対しまして、平成37年度は、金額で約3億9,000万円程度の、交付税につきましては減収見込みとなったところでございます。

ちょっと飛びまして、一番下、その他と一括してくくってございますが、このその他は、地方交付金ですとか諸収入、繰入金、分担金、負担金等が主なものでございますが、このうち繰入金、基金を取り崩し会計に入れる繰入金についてでございますが、基本的には、この財政計画は基金からの繰り入れは行わない方針としたところでございますが、平成27年度、来年度のみ、既に決定をしております国営両総かんがい排水事業、あるいは南条小学校の屋内運動場改築事業に伴う繰り入れを計画に組み入れたところでございます。

続きまして、下の2段の歳出について、これも主な項目についてご説明申し上げたいと存じます。

上から2番目の扶助費でございます。扶助費については、今後伸びるということで何度も説明しているわけでございますが、過去の決算状況、今後の将来の人口推計等を加味して見込んだところでございます。老人福祉費の伸びの一方、少子化の進展によりまして児童福祉費の減少が見込まれるところではございますが、扶助費全体では、この表のとおり、毎年12億円から13億円という高い水準で今後推移する見通しとしたところでございます。

その下の公債費でございます。公債費につきましては、これまで、25年度までの借り入れの実績、26年度以降の借り入れの見込み等から、今後の元利償還額を積算したところでございます。この結果、ピークとなるのが、一番下の表の左から4番目くらいになりますが、平成31年度に12億7,500万円という数字が入っておりますが、計画上はこれがピークとなると。その前後も、ごらんいただいたように、12億円台で公債費はしばらく推移するという、そういう見込みでございます。

下から2番目、普通建設事業費でございます。先ほども申し上げましたが、合併特例事業、

継続事業、債務負担行為事業等を中心に、計画的に事業費を積算したところでございます。

以上、平成37年度までの財政計画の主な項目についてご説明いたしましたが、今回のこの新町建設計画の変更案における財政計画、財政推計は、冒頭、申し上げましたように、歳入、入りがどのくらい見込めるかという歳入ベースで行ったものでございまして、非常に厳しい見通しとなっているところでございます。義務的経費を中心といたしました経常経費が年々増加する中で、この合併特例債を活用した事業を計画的に推進し、活力あふれた均衡あるまちづくりに向けて財政運営をしなければならないということでございます。

また、この新町建設計画につきましては、町の総合計画に掲げました町政各般にわたる施策のうち、特にまちづくりの根幹となる大型建設事業を中心に、財政的には有利となる合併特例債を利用して実施するために、この新町建設計画を定めたという性格のものでございます。今回の変更は、この厳しい財政事業を鑑みただ中で、平成37年度までの財政計画に基づきまして、今実施あるいは実施を予定している合併特例事業の円滑な推進を目的とするものでございますので、ご理解をいただいた上で、慎重審議をいただきまして、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤囀樹君） 提案理由説明の途中でありますが、ここで休憩をいたします。

再開は午後1時ちょうどということになります。

（午前11時58分）

○議長（伊藤囀樹君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時58分）

○議長（伊藤囀樹君） 提案理由説明を続けます。

議案第7号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 議案第7号 平成26年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

別冊となっております一般会計補正予算書（第2号）をお手元にご用意したいと存じます。

補正予算書の1ページをごらん願います。

平成26年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,287万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ97億6,746万8,000円とし、第2条では、債務負担行為の追加及び変更を目的に債務負担行為補正を、第3条では、地方債の変更を目的に地方債補正を行おうとするものであります。

2ページから4ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございます。内容は後ほど事項別明細書によりご説明申し上げますので、ここでは記載事項のご確認をお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

初めに、1、追加でございますが、庁舎警備員業務委託は、現在の業務委託期間が平成26年度末で終了することから、終了前に契約事務を進める必要がありますので、平成26年度から平成29年度までの期間、限度額1,470万9,000円で債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次に、2の変更でございますが、乗合タクシーオペレータ業務委託は、既に平成26年度から平成29年度までの期間、限度額2,564万6,000円で債務負担行為を設定したところでありますが、乗合タクシーの運行開始日が当初計画から2カ月延期の12月1日に変更となったこと及び業務委託内容の見直しを行う必要が生じたことから、債務負担行為の限度額を2,678万円に変更しようとするものでございます。

次に、第3表、地方債補正であります。

今回の補正は2つの起債につきまして変更を行うものであり、いずれも起債の方法、利率、償還の方法には変更はございません。防災基盤整備事業では、限度額を630万円増額し2,950万円、臨時財政対策債では、限度額を2,880万円増額し4億4,880万円にそれぞれ補正しようとするもので、内容につきましては、歳入の21款町債で説明させていただきます。

6ページから8ページは事項別明細書の総括でございますので、後ほど確認をお願いいたします。

続きまして、歳入歳出の内容についてご説明申し上げます。

9ページをお開き願います。

初めに、歳入でございますが、14款国庫支出金の1項1目民生費国庫負担金は、身体障害者への補装具支給費の増額に対する2分の1国庫負担分79万2,000円であります。

続いて、2項国庫補助金でございます。1目民生費国庫補助金は、障害者の生活支援、自

立支援のための地域生活支援事業統合補助金が認定事務量の増加等により10万円の増額、4目教育費国庫補助金は、幼稚園就園奨励費に係る国庫補助限度額の改正により28万円の増額で、5目総務費国庫補助金につきましては、番号法施行に伴う番号制度関連電算システムの設計改修経費のうち、福祉、国保、介護保険、国民年金等に係る厚生労働省所管のシステム整備費補助金161万2,000円と、好循環実現のための経済対策として平成25年度の国の補正予算により創出されましたがんばる地域交付金2,365万円を計上するものでございます。

続く15款は県支出金であります。1項2目民生費県負担金は、先ほど14款1項の国庫負担金でもご説明いたしました補装具費支給事業に対する4分の1県費負担分39万6,000円でございます。

2項2目民生費県補助金は、1節の社会福祉費補助金で、これも14款2項の国庫補助金と同じく、地域生活支援事業統合補助金5万円、2節の児童福祉費補助金で、私立保育園の予備保育士設置に係るすこやか保育支援事業補助金9万円及び延長保育事業に係る保育対策等促進事業費補助金25万3,000円をそれぞれ増額するものであります。

続く3目衛生費県補助金は、地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金24万4,000円で、市町村が実施する自殺対策、鬱病対策の事業経費に対し、本年度から県が100%補助を行うものであります。

4目農林水産業費県補助金は、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して交付する環境保全型農業直接支援対策事業交付金2万2,000円の増額及び農業者戸別所得補償制度の推進のため町農業再生協議会へ交付される県補助金が決定となったため、当初予算額との差額40万円を減額するものであります。

17款1項2目教育費寄附金は、光ライオンズクラブからの教育寄附金であります。本寄附金の20万円については、歳出において光中学校教材備品購入に充てようとするものであります。

18款1項3目介護保険特別会計繰入金478万4,000円は、平成25年度一般会計からの繰出金の精算に伴う繰入金でございます。

続いて、10ページをお願いいたします。

19款1項1目繰越金は、本補正予算の財源手当てのため、平成25年度からの繰越金のうち2億6,554万3,000円を充てるものであります。

20款7項1目雑入は、農地中間管理機構の事務処理に係る千葉県園芸協会からの業務受託費79万9,000円の追加及びデマンド型乗合タクシーの運賃収入について、運行開始日が10月

1日から12月1日に変更になったことに伴う64万円の減額であります。

最後に、21款は町債でございます。1項4目消防費は、津波避難対策事業として避難タワーを設置するに当たり、労務費や資材費の高騰等により増加が見込まれる工事費の財源措置に緊急防災・減災事業債630万円を活用するものであります。

5目臨時財政対策債は、普通交付税の算定により本年度の臨時財政対策債発行可能額が決定したことから、2,880万円を増額するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

なお、給与費関係につきましては、本年4月1日及び7月1日の人事異動等に伴う調整でございまして、共済費につきましては、負担率の変更に伴うものであります。なお、職員の配置状況を基本に積算しておりますので、個別の説明は省略させていただきます。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

それでは、1款1項1目議会費は、一般職職員に係る給与費の調整で、2款1項1目一般管理費は、特別職及び一般職員に係る給与費の調整のほか、一般管理事務費で、入札による額の確定に伴う庁舎総合案内業務委託料173万7,000円の減額であります。

5目財政管理費は、地方財政法の規定によりまして、前年度繰越金4億4,561万8,000円のうち2億3,000万円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

7目財産管理費は、本庁舎維持管理事業といたしまして、昭和49年建築の役場西庁舎のほか、分室、東庁舎との連絡通路の外壁が経年劣化により剥離や亀裂が生じていることから、建物の耐久性の向上及び安全管理のため改修工事を行うもので、設計監理業務に89万7,000円を、12ページに移っていただきまして、工事請負費として3,771万4,000円を計上するものでございます。

なお、本事業の財源といたしまして、歳入の14款国庫支出金でご説明いたしましたがんばる地域交付金2,365万円を充てるものでございます。

また、本庁共用事務備品管理事業では、本庁舎1階に設置したシュレッダーが壊れたため更新するものであります。

8目企画費の企画調整事務費は、年度内に開催予定の公共交通会議に係る委員の出席報酬及び費用弁償で、次の生活路線バス運行事業は、町内循環バスの新ルートへの切りかえが本年12月1日からに変更となったことに伴う運行費補助金の調整等により441万円を追加補正し、乗合タクシー運行事業では、第2表の債務負担行為補正でもご説明申し上げましたとお

り、運行開始日が当初予定から2カ月延期となったことから、運行業務委託料及びオペレータ業務委託料を精査し、合計で436万7,000円を減額するものであります。

9目地域安全対策費は、防犯灯に係る電気料の値上がり等により176万円を補正し、10目地域振興費は、坂田集会所のエアコン交換工事費35万7,000円を計上するものであります。

12目の情報管理費は財源振替でございます。補正はございません。

続きまして、13ページの2款2項1目税務総務費は、一般職給与費の調整で、次の2目賦課徴収費は、平成27年評価がえに伴いまして、太陽光発電設備設置箇所の土地評価額を設定するための不動産鑑定士の意見書作成委託料であります。

3項1目戸籍住民基本台帳費及び次の5項1目統計調査総務費は、いずれも人事異動に伴う給与費調整でございます。

ページ最下段から次の14ページにかけての3款1項1目社会福祉総務費は、給与費の調整のほか、国民健康保険特別会計繰出事業では、人事異動に伴う給与費調整や平成25年度の法定繰出金の精算によりまして、繰出金を580万9,000円減額補正するものでございます。

2目老人福祉費は、人事異動に伴う介護保険特別会計繰出金639万9,000円の減額補正であります。

3目障害者福祉費では、障害者福祉事務費で、平成25年度に受け入れた障害者や障害児に係る医療費、自立支援給付費、通所支援給付費等の国庫負担金について精算の結果、380万5,000円を返還し、自立支援総務事業では、障害者福祉サービス利用に係る更新分の調査委託料に19万円を、補装具費支援事業では、電動車椅子や義肢等の補装具に係る支給費に158万4,000円を、15ページの地域生活支援事業では、障害者の自動車運転免許取得費助成金に10万円をそれぞれ増額補正するものであります。

4目国民年金事務費は、給与費調整でございます。

次の2項4目保育所費は、給与費調整のほか、町立保育所事務費で、病休職員に係る代替保育士委託料202万2,000円の計上、すこやか保育支援事業で、県の要綱による基準額の変更に伴う私立保育園の予備保育士設置事業補助金19万7,000円の増額、保育対策事業促進事業では、同じく県要綱の基準額の変更に伴いまして、延長保育促進事業補助金38万円の増額でございます。

16ページに移りまして、4款1項1目保健衛生総務費は、給与費調整のほか、未熟児に係る平成25年度養育医療費国庫負担金の精算返還金49万2,000円で、2目予防費は、水痘及び高齢者肺炎球菌ワクチンが本年度から定期接種となったことに伴い、これに要する経費899

万1,000円を追加計上するものであります。

3目健康づくり費は、県補助の自殺対策緊急強化基金事業により、心の健康づくり講演会やメンタルチェックシステムこころの体温計導入委託等の経費24万5,000円を計上するものであります。

17ページの6目環境衛生費は、給与費の調整でございます。

続いて、5款農林水産業費に入りまして、1項1目農業委員会費では、給与費調整のほか、法改正に伴いまして農地台帳システムの修正委託費に248万4,000円を計上いたしました。

2目農業総務費は、給与費の調整で、次の18ページ、3目農業振興費は、需給調整対策総務事業で、県からの交付決定により直接支払推進事業費補助金が40万円の減額、環境保全型農業直接支援対策事業で、カバークロープ等の環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者への交付金4万4,000円、農地中間管理機構事業で、県からの委託事業として本年度から開始される農地中間管理事業に係る事務費69万1,000円の計上であります。

4目畜産振興費は、職員の手当に係る東陽食肉センター特別会計への繰出金23万円であります。

5目農地費では、町単土地改良補助事業で、町原区、入区を初め、8地区の土地改良施設整備に係る資材支給397万5,000円のほか、19ページに移りまして、用排水路の改修や掘削事業等の土地改良事業への補助金150万2,000円、土地改良関係団体負担金事業で、大根土地改良区施工の新宿機場整備事業負担金10万3,000円、地域排水管理事業で、宮川地先の農業用排水路補修工事負担金15万6,000円、屋形排水機場管理事業で、老朽化により故障した給水ポンプの修繕工事に64万8,000円、北清水排水機場管理事業で、遊水池内の堆積土の撤去工事に223万6,000円、農地・水保全管理支払交付金事業で、事業の管理のための地図作成委託料101万6,000円及び活動組織交付金事業負担金156万円をそれぞれ補正計上するものであります。

続きまして、6款1項1目商工振興費は、給与費の調整のほか、次の20ページの2目観光費では、屋形海岸駐車場内の不法投棄防止啓発用看板の制作費のほか、(仮称)産直交流施設検討事業で、検討委員会の設置に伴う委員報酬、謝礼金等の運営経費57万円を計上するものでございます。

続きまして、7款土木費に入りまして、1項1目土木総務費は、給与費の調整、2項3目道路新設改良費は、給与費調整のほか、21ページの舗装修繕事業で、舗装の劣化が著しい尾垂地先の町道修繕工事に217万1,000円、その他町道整備事業では、小川台地先の町道のり面

補修工法の検討委託及び屋形地先の道路維持工事に180万円、排水整備事業では、宮川地先の道路冠水防止のための排水整備工事に324万円をそれぞれ補正計上するものであります。

4項1目都市計画総務費は、給与費の調整、5項1目住宅管理費では、栗山団地の経年劣化による修繕料及び施設営繕工事に96万5,000円、同じく小田部団地の経年劣化による修繕料及び、22ページに入りまして、施設営繕工事及び生活排水流末整備工事に事業の全体で790万4,000円を補正計上するものであります。

8款1項2目非常備消防費は、第1分団第1部消防機庫の建設に伴い、隣接する保安林との境界を明確にするための外構工事に91万8,000円を、3目消防施設費は、津波避難タワーの設置に伴い敷地内の防災行政無線屋外子局を避難タワー最上階に移設するための工事費66万円を、4目災害対策費は、歳入の21款町債でもご説明いたしましたとおり、緊急防災・減災事業債を活用した津波避難タワーを設置するに当たりまして、労務費や資材費の高騰等により工事費の不足が見込まれることから636万2,000円をそれぞれ追加計上するものであります。

続いて、9款教育費に入ります。1項2目事務局費は、特別職及び一般職職員に係る給与費の調整、次に、23ページに移っていただきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係例規の整備支援業務委託料54万円及び県立匝瑳高等学校創立90周年記念事業市町負担金17万3,000円の計上であります。

2項小学校費の1目学校管理費では、給与費の調整のほか、上堺小学校プール給水管の漏水修繕及び南条小学校の屋上防水修繕工事、横芝小学校の空調機ポンプ交換工事、上堺小学校の門扉改修工事に115万6,000円を補正計上するものであります。

3項中学校費の1目学校管理費は、光中学校空調機修繕及び門扉改修工事に80万円を計上し、2目教育振興費で、教育費寄附金20万円を充当し、光中学校教材備品を購入するものであります。

24ページに移っていただきまして、4項1目幼稚園費は、国庫補助限度額の改正に伴う私立幼稚園就園奨励費補助金129万7,000円の増額補正であります。

5項1目社会教育総務費は、給与費の調整のほか、文化振興事業では、予算額に増減はございませんが、少年芸術教室に係る支出科目の組み替えを行うものであります。

4目図書館費は、給与費の調整、25ページ入りまして、6項1目保健体育総務費は、財源振替、2目体育施設費は、東陽野球場の防球ネット設置に16万円、光しおさい公園のプール入りロシャワー水栓の修繕及びテニスコート照度調査委託に37万3,000円、ふれあい坂田池

公園陸上競技場の中継ポンプ修繕や人工芝張りかえ等に51万6,000円の計上であります。

3目学校給食費は、給与費の調整のほか、26ページにかけまして、学校給食センターの調理に使用する移動台や食器かごの修繕に19万円、ノロウイルス検査手数料に54万1,000円、各学校で使用いたします牛乳の赤外線温度計購入に7万8,000円をそれぞれ計上するものであります。

27ページから29ページは給与費明細書でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、平成26年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。慎重審議をいただき、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、議案第8号について、住民課長。

〔住民課長 早川裕明君登壇〕

○住民課長（早川裕明君） それでは、議案第8号の平成26年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の詳細につきまして説明をさせていただきます。

資料につきましては、別冊の補正予算書案にて説明をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。この資料でございます。

今回の補正予算は、1ページの第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ550万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億1,449万3,000円とするものでございます。補正予算の詳細につきましては、事項別明細書によりまして説明させていただきます。

6ページをごらん願います。

初めに、歳入の内容からご説明を申し上げます。

10款1項1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金であります。4月の人事異動により住民課国保担当職員が1名減になったことなどに伴いまして、人件費分として一般会計から繰り入れされることになる法定繰入金632万9,000円を減額するものでございます。

次に、その下の行、4節出産育児一時金等繰入金であります。平成25年度の一般会計繰入金において52万円の精算金が発生したことから、前年度実績を参考に、今後歳出において不足が見込まれる出産育児一時金の財源といたしまして、その額を増額するものでございます。

なお、1目の一般会計繰入金全体では580万9,000円の減となります。

続いて、11款1項2目その他繰越金であります。今回の補正の歳出において増額補正を行う出産育児一時金の財源調整といたしまして、不足分30万2,000円を前年度繰越金により充当するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費、1目一般管理費であります。歳入でご説明しましたように、人事異動に伴う職員給与費等の調整減額といたしまして634万7,000円を減額するものでございます。

次に、2款4項出産育児諸費、1目出産育児一時金であります。当初予算において若干の不足が見込まれることから、平成25年度一般会計繰入金精算金並びに前年度繰越金を合わせまして、対象者2名分として84万円を増額するものでございます。

前のページに戻って大変恐縮でございますが、4ページ、5ページをお願いいたします。

今回の補正額につきましては、歳入合計、歳出合計ともに550万7,000円の減額補正でございます。

なお、8ページ及び9ページは給与費明細書でありますので、後ほどご確認いただきたいと存じます。

以上で、議案第8号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 早川裕明君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、議案第9号について、福祉課長。

〔福祉課長 宮蘭博香君登壇〕

○福祉課長（宮蘭博香君） それでは、議案第9号 平成26年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明申し上げます。

別刷りの議案第9号のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、補正予算書の1ページをごらんください。

このたびの補正予算は、第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ748万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ22億148万6,000円とするものでございます。

主な内容は、町長が先ほど提案理由説明で申し上げましたとおり、平成25年度分国、県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計繰入金精算等に伴う関係費目について補正を行お

うとするものであります。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをごらんください。

歳入からご説明いたします。

4款1項1目介護給付費負担金、2節過年度分415万4,000円は、平成25年度の保険給付費の実績確定による追加交付でございます。

5款1項1目介護給付費負担金、2節過年度分32万4,000円は、こちらも平成25年度の保険給付費の実績確定による追加交付でございます。

8款1項1目介護給付費繰入金、2節過年度分10万円は、こちらも平成25年度の保険給付費の実績確定による追加交付で、3目その他一般会計繰入金、1節職員給与等繰入金649万9,000円の減額は、人事異動等に伴う人件費調整によるものでございます。

9款1項1目1節繰越金940万7,000円は、今回の補正財源として前年度繰越金を充てるものであります。

以上、歳入合計は748万6,000円でございます。

続いて7ページ、歳出についてご説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費の649万9,000円の減額ですが、2節給料、3節職員手当、4節共済費とも、歳入でもご説明しました4月の人事異動等に伴う人件費調整でございます。

2款1項1目介護サービス給付費については、平成25年度の保険給付費の実績確定による追加交付に伴う財源充当の変更でございます。

7款1項1目第1号被保険者保険料還付金20万円は、死亡、転出に伴う保険料の還付で、対象者がふえたため補正するものです。

2目償還金、23節償還金、利子及び割引料900万1,000円は、平成25年度分の精算に基づき、平成26年度において、国へ863万8,000円、県へ16万2,000円、支払基金へ20万2,000円をそれぞれ返還するものでございます。

4目一般会計繰出金、28節繰出金478万4,000円につきましても、平成25年度分の精算に基づき、平成26年度において町一般会計へ返還するものでございます。

以上、歳出補正総額は748万6,000円でございます。

以上をもちまして、平成26年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明いたします。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 宮菌博香君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、議案第10号について、産業振興課長。

〔産業振興課長 早川典男君登壇〕

○産業振興課長（早川典男君） それでは、議案第10号 平成26年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

それでは、別冊の議案第10号の1ページをごらんいただきたいと思っております。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ264万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,804万円と定めるものでございます。

続きまして、2ページ及び3ページにつきまして、第1表は歳入歳出の予算補正でございます。

4ページ、5ページにつきましては事項別明細の総括になっておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思っております。

恐れ入りますが、6ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入であります。4款1項1目繰越金でございます。前年度繰越金の確定によるもので、今回補正の財源となるものでございます。264万円を補正し364万円とするものであります。

続きまして、7ページの歳出であります。2款1項1目維持管理費に264万円を全額補正し394万円とするもので、11節の需用費・修繕料に係る経費に計上したものでございます。

その理由としましては、農業集落排水処理施設の供用開始後、2施設とも合わせて10年以上が経過し、各種機械設備が経年劣化により交換する必要があるとございます。その全てを実施することは補正予算額の範囲では困難であります。緊急性の高いものから優先して整備を行い、以後、計画的な整備をすることとしております。

以上、平成26年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。慎重審議をいただき、可決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

〔産業振興課長 早川典男君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、議案第11号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 郡司民夫君登壇〕

○食肉センター所長（郡司民夫君） それでは、別冊になっております議案第11号の1ページをごらんください。

議案第11号 平成26年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）について補足説明させていただきます。

このたびの補正予算は、第1条に定めたとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出

それぞれ257万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,002万1,000円とするものであります。

それでは、6ページをごらんください。

まず、歳入であります。6款1項1目一般会計繰入金は、国から支給される児童手当23万円を増額し62万5,000円とし、6款2項1目財政調整基金繰入金280万8,000円を減額し1,609万1,000円とするものであります。

次に、歳出であります。7ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費400万8,000円の減額補正であります。これは、人事異動により、2節の給料、3節の職員手当、4節の共済費を減額し調整したものであります。

また、19節の負担金、補助及び交付金425万円は、豚流行性下痢の発症により豚の出荷数が減少すると予測されることから、出荷に対して補助することにより当センターへの出荷を奨励するため、1頭当たり50円の補助をすべく計上したものでございます。

2款1項1目施設管理費35万円の増額補正であります。これは、消防設備の点検とそれらに関する消防署への関係書類を作成するため、専門業者へ委託するものでございます。

2款1項2目施設整備費108万円の増額であります。これは、15節施設整備工事として、解体室及び枝肉カット室、レール・ポイント改修工事等を実施するに当たり、主材料のステンレス価格の値上がりのために計上したものでございます。

8ページ、9ページは給与費明細書であります。後ほどごらんくださいますようお願いいたします。

以上、議案第11号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、承認くださいますようお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 郡司民夫君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、議案第12号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） それでは、議案第12号 平成25年度横芝光町一般会計決算の認定についてご説明申し上げます。

議案につきましては、議案つづりの101ページではございますが、説明の資料につきましては、別つづりとなっております平成25年度決算資料、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書、この別冊つづりによりまして説明させていただきますので、お手元にご用意願います。

よろしいでしょうか。

それでは、この資料を2枚めくっていただきまして、ページでいきますと、1ページになります。資料の1ページ、会計別決算の状況、目次の後でございますが、のページをお開きいただきたいと存じます。

会計別決算の状況のうち、表の一番上の段、これが一般会計でございます。

なお、数字の表記は千円単位となっておりますのでご留意願います。数字が小さく、見にくくて恐縮でございますが、ご説明をさせていただきます。

平成25年度の一般会計歳入決算額は106億8,944万2,000円、歳出決算額は101億9,355万4,000円で、前年度に比較いたしまして、歳入では4億8,600万4,000円、4.5%の減、歳出では5億3,852万8,000円、率で5.0%の減となっておりますのでございます。

続きまして、2ページをお開き願います。さらに、文字、数字が小さくて大変恐縮でございます。

一般会計歳入歳出款別・性質別決算額の前年度対比でございます。表につきましては、先ほどの1表と同じく一番左が平成25年度の決算額、中央にその前の年の24年度の決算額、一番右がその比較という、そういう構成になっております。

まず、款別の歳入についてご説明いたします。

1款町税は、決算額が25億4,549万9,000円で、前年度に比較いたしまして1億5,145万2,000円、6.3%の大幅な増加となっております。この増加の要因といたしましては、個人町民税が株式譲渡割に係る所得割額の増加等により約1億円、固定資産税が新增築家屋や償却資産の増加により約3,100万円、町たばこ税では税率改正により約2,000万円の、それぞれ増加によるものでございます。徴収率では、個人町民税が対前年比で2.3%上昇したほか、固定資産税、軽自動車税とも前年度を上回っております。

続きまして、2款地方譲与税は、国が徴収いたしました揮発油税や自動車重量税を原資に、道路面積あるいは延長により算定、交付されるもので、決算額が1億5,769万1,000円と、前年度に比較いたしまして770万6,000円、4.7%の減となっております。

3款利子割交付金は、決算額が429万5,000円で、前年度比較で8万8,000円、2.0%の減。

その下、4款配当割交付金は、株式配当所得の伸びによりまして、決算が819万2,000円と、前年度に比較して326万9,000円、率で66.4%と、こちらは大きくふえ、5款株式等譲渡所得割交付金は、株式譲渡所得の増によりまして、決算額が1,505万8,000円と、前年度に比較いたしまして1,362万6,000円、こちらは951.5%の大幅な増となったところでございます。

続きまして、6款地方消費税交付金は、決算額が2億162万7,000円で、前年度比較で173万3,000円、0.9%の減。

7款ゴルフ場利用税交付金は、決算額2,200万円で、前年度比較51万6,000円、2.3%の減。

8款自動車取得税交付金は、決算額7,023万3,000円で、前年度比較で2,323万6,000円、49.4%と、大きくふえたところでございます。

以上の交付金は、県からそれぞれの積算方法によりまして交付されたものでございます。

続きまして、9款地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除分の減収補填に係る特例交付金で、決算額853万6,000円と、前年度比較では9万6,000円、1.1%の減であります。

10款に入りまして、地方交付税でございます。決算額34億3,925万8,000円で、前年度に比較いたしまして9,569万9,000円、2.9%の増となっております。これにつきましては、前年度対比で普通交付税が地方公務員の給与費削減の影響等により5,797万円の減となったものの、震災復興特別交付税につきまして、山武郡市環境衛生組合への施設改修負担金がこの震災復興特別交付税の交付対象となったことから1億7,062万5,000円の大幅増となったことによるものでございます。

11款交通安全対策特別交付金は、決算額が504万5,000円であります。交通反則金を原資として交付されるものですが、前年度比較で21万円、4.0%の減となっております。

12款分担金及び負担金は、決算額2億1,271万3,000円で、前年度比で8,846万6,000円、率で71.2%と、大幅増となっております。これにつきましては、図書館空調和設備機能回復工事による成田空港株式会社からの助成金が主な増額要因でございます。

13款使用料及び手数料は、決算額4,543万円で、前年対比188万円、4.0%の減でございます。

14款国庫支出金は、決算額10億9,469万4,000円、前年比で1億3,602万3,000円、14.2%と、増加しております。これにつきましては、道路整備事業の進捗によりまして、道整備交付金が増額になったほか、防災安全社会資本整備交付金や国の経済対策として地域の元気臨時交付金が新たに交付されたこと等によるものでございます。

続く、15款県支出金は、決算額6億5,030万5,000円で、前年比3,579万1,000円、5.2%の減となっております。強い農業づくり交付金等の増額要因はあるものの、主な減額の要因といたしましては、介護基盤緊急整備等臨時交付金や緊急雇用創出事業補助金等の減によるものであります。

16款の財産収入、決算額1,603万2,000円、前年比で401万6,000円、33.4%の増となっております。

ります。土地売り払い収入の増額が主な要因でございます。

17款寄附金につきましては、372万円の決算額でございます。主なものといたしまして、ふるさと納税の10件、322万円で、このほかに教育寄附金、交通安全寄附金がございました。

18款繰入金は、決算額1億1,135万7,000円、前年対比で1億741万8,000円、49.1%と、大きくこれは減少しております。合併特例事業により創設いたしました地域振興基金の一部を取り崩し、活用を図った一方、平成25年度におきましては、財政調整基金からの繰り入れを行わなかったこと、あるいは学校施設等整備基金繰入金の減によりまして、繰入金決算といたしましては減額となったものでございます。

なお、一般会計における主な基金保有の状況につきましては、財政調整基金が22億2,844万7,000円、地域振興基金が3億7,522万9,000円、学校施設等整備基金が3億1,191万5,000円などございまして、総額で申し上げますと、一般会計の基金総額35億7,348万円となったところでございます。

続きまして、19款繰越金は、ほぼ前年並み、決算額4億4,336万4,000円でございます。

20款諸収入は、決算額6億1,419万3,000円で、前年比697万8,000円、1.1%の減でございます。これにつきましては、空港周辺対策金が増額となった一方で、スポーツ振興くじ助成金や千葉県市町村振興協会交付金の減額等によるものでございます。

最後の21款町債は、決算額が10億2,020万円で、合併特例債による防災行政無線更新事業や白浜小学校屋内運動場改築及び施設改修事業の終了等によりまして、前年対比8億4,310万円、率では45.2%の減となったところでございます。

ここで、下の円グラフをごらんいただきたいと存じます。

左の歳入内訳でございますが、歳入の総額106億8,944万2,000円のうち、自主財源が、ごらんいただきましたように、37.3%、依存財源が62.7%であります。平成24年度、その前の決算と比較いたしますと、自主財源の割合が2.8ポイント伸びを示しておりまして、この主たる要因は、先ほど歳入でもご説明いたしました、町税収入が約1億5,000万円増加したことによるものであると考えております。

続きまして、3ページに移っていただきまして、目的別の歳出でございます。表の構成は、歳入と同じように25年度、24年度、その比較という順でございます。

1款の議会費でございます。決算額1億824万5,000円、前年対比250万4,000円、2.4%の増です。主な要因といたしましては、組織体制の見直しに伴います職員給与費の増によるものでございます。

2 款の総務費、決算額15億9,252万円で、前年と比較いたしまして3,138万9,000円、2.0%の増でございます。これにつきましては、平成25年7月から、国に準じた措置といたしまして職員の給与削減措置を実施したことに伴いまして一般職給与費が減となりましたが、騒音防止対策事業補助金、いわゆる迷惑料の見直し等による空港対策費あるいは戸籍管理システムまたは住基ネット関連の戸籍住民基本台帳費の増額等によりまして、総務費全体では増加となったところでございます。

3 款民生費は、決算額25億4,268万4,000円、前年度比較では8,325万1,000円、3.2%の減でございます。介護給付・訓練等給付事業、自立支援医療費給付事業など、各扶助費は依然として増加の傾向にあるものの、老人福祉施設補助金や介護基盤緊急整備事業の終了等に加えまして、支出科目が変更になりました町内児童医療費助成事業費の減等によりまして、民生費全体では前年対比で減額となったところでございます。

4 款の衛生費は、決算額13億7,167万4,000円で、前年度比較では3,969万7,000円、3%の増でございます。東陽病院事業会計繰出金の減額を初め、上水道、火葬業務、し尿処理に係る一部事務組合への負担金の減額の要因はあるものの、一方で、山武郡市環境衛生組合の基幹的設備改修への負担金が大幅に増額となったことから、衛生費全体では増額となったところでございます。

5 款の農林水産業費、決算額4億8,798万3,000円、前年度比較で8,997万9,000円、22.6%の増となりました。国の強い農業づくり交付金を活用いたしましたライスセンター更新事業のほか、農業基盤整備事業負担金や県営かんがい排水事業負担金の増額等によりまして、農林水産業費全体では増額となったところでございます。

6 款の商工費は、決算額5,944万3,000円で、貸し出し用の乗用草刈り機等購入費等の増額要因はございますものの、中小企業振興融資資金利子補給金の減少等によりまして、前年度と比較いたしまして342万7,000円、5.5%の減となりました。

7 款土木費は、決算額10億2,059万6,000円で、国の交付金による各種道路橋梁事業の事業量が前年と比較して減少したものの、駅前広場整備事業における用地購入費及び施設整備工事費の増額によりまして、土木費全体では前年対比2,994万7,000円、3.0%の増となりました。

8 款消防費につきましては、決算額4億6,334万8,000円でございます。2カ年継続事業で実施いたしました防災行政無線デジタル化工事が平成24年度で完了したこと等によりまして、前年と比較いたしまして4億8,343万9,000円、51.1%の大幅減となったところでござい

ます。

9款教育費は、決算額15億727万6,000円で、前年と比較いたしまして1億7,908万円、10.6%の減となりました。横芝小学校トイレ整備事業、図書館空気調和設備改修工事、町体育館耐震改修及び大規模改修工事の実施などの増額の要因はあるものの、平成24年度執行の白浜小学校屋内運動場改築及び施設改修事業の終了によりまして、教育費全体では大きく減額となったところでございます。

10款災害復旧費は、決算額1,069万8,000円で、前年比較で618万3,000円、136.9%の増となりました。平成25年10月に発生いたしました台風26号の大雨に伴う災害応急対策や被害施設の復旧修繕工事に係る支出でございます。

11款公債費は、決算額10億2,908万7,000円で、前年比較1,097万円、1.1%の増でございます。

なお、公債費の今後の見込みでございますが、先ほど新町建設計画の際にもご説明いたしましたが、平成31年度、約12億7,500万円とピークを迎える見通しでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

性質別の歳出を申し上げます。

まず、最初の人件費でございますが、決算額15億7,169万2,000円、前年比較で6,261万3,000円、3.8%の減でございます。人件費につきましては、先ほど來說明申し上げておりますとおり、平成25年度におきましては、国の要請に基づきまして職員の給与削減措置を実施したこと、それと町独自に行っております特別職の給与カット等によりまして、前年対比では減額となったものでございます。

次の2の扶助費でございます。決算額12億8,668万1,000円、前年度比較では515万4,000円、0.4%の増でございます。扶助費につきましては、財政計画でも申し上げましたが、この増が財政圧迫の原因の一つとなっているところでございますが、年々増加傾向にございます。平成25年度の主な増額要因といたしましては、高校1年生まで拡大した医療費の助成、介護給付・訓練等給付費の増額等によるものでございます。

3番の公債費でございますけれども、決算額10億2,908万7,000円、前年比較1,097万円、1.1%の増でございます。合併特例事業債あるいは臨時財政対策債に伴います元金償還金の増が主な増加要因でございます。公債費につきましては、今後も増加傾向にあるということでございます。

なお、平成25年度末における地方債の残高でございますが、119億2,436万円でございます。

4の物件費でございます。決算額12億5,666万8,000円、前年比較で1,338万1,000円、1.1%の増でございます。これにつきましては、学校給食センター調理業務の全面委託化、あるいは地域防災計画改定業務等の委託料の増が主な増加要因となっているところでございます。

5番目の維持補修費、決算額3,611万5,000円、前年比較で454万1,000円、11.2%の、こちらは減でございます。町営住宅あるいは公園、集会施設に係る修繕費は依然として増加傾向にあるものの、小中学校施設に係る修繕費や道路維持事業委託料の減等によりまして、減額となったところでございます。

6番目の補助費等でございます。決算額20億2,568万6,000円で、前年と比較いたしまして2,489万2,000円、1.2%の増でございます。一部事務組合や制度によります事業補助金がこの補助費の主なところでございます。各年度によって増減にばらつきがあるところではございますが、平成25年度におきましては、東陽病院事業会計への繰出金が、人件費の削減あるいは病院の経営努力等によりまして減額となった一方で、先ほど来申し上げております山武郡市環境衛生組合の施設改修工事による負担金の増額等に伴いまして、補助費等につきましては増額となったものでございます。

7の投資及び出資・貸付金は、決算額1,638万4,000円で、前年比較で264万3,000円、19.2%の増でございます。これにつきましては、成田空港周辺地域共生財団の出捐金ですとか、奨学資金貸付金の増が主な増額要因となったところでございます。

8の繰出金でございます。決算額8億9,783万7,000円、前年比較663万円、0.7%の増でございます。繰出金は、繰り出し先の事業や財政状況によりまして年度ごとに増減をしているところでございますが、前年度対比で申し上げますと、国民健康保険特別会計への繰出金が約310万円、後期高齢者医療に係る療養給付費負担金が約1,560万円、これは増額となった一方で、介護保険特別会計への繰出金につきましては約1,010万円減少となったところでございます。

9の積立金でございます。決算額2億3,565万5,000円、前年対比493万4,000円、2.1%の減でございます。減債基金への新規積み立てによる増額の要因はあるものの、財政調整基金及び東日本大震災復興基金の積み立てが減額となったことによるものでございます。

最後でございます。10の投資的経費でございますが、決算額が18億3,774万9,000円で、前年度に比較いたしまして5億3,011万円、22.4%の減少となったところでございます。これにつきましては、普通建設事業費におきまして、合併特例事業として実施いたしました防災

行政無線の更新事業ですとか、先ほども申し上げました白浜小学校の施設改修、屋内運動場改築事業などの完了によりまして、前年度対比でこの普通建設事業費については大きく減少したところでございます。

その下の災害復旧事業費につきましては、先ほど説明したとおり、台風の大雨に伴います災害対処及び復旧事業にこの1,069万8,000円を支出したところでございます。

以上のことから、この下のグラフのとおり、投資的経費の割合、グラフでいうと右から2番目になりますが、この占める割合が平成24年度、22.1%ございましたが、平成25年度は、これが18.0%、約4ポイントの低下となったところでございます。

次の5ページから28ページにかけましては、平成25年度の主要な事業の実施状況が記載されております。表の一番左につきましては、行数、次に決算書の対応するページ、款、項、目と続きまして、事業名、決算額とその財源内訳、一番右側につきましては説明欄ということで主な事業の説明ということでございます。

それと、29ページ以降につきましては、特別会計の状況を初めまして、各種の決算資料を添付してございますので、後ほどご確認くださいようお願いいたします。

以上、平成25年度一般会計の説明とさせていただきます。慎重審議をいただきまして、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩をいたします。

再開は午後2時15分とします。

（午後 2時03分）

○議長（伊藤圀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時15分）

○議長（伊藤圀樹君） 提案理由説明を続けます。

議案第13号及び議案第14号について、住民課長。

〔住民課長 早川裕明君登壇〕

○住民課長（早川裕明君） それでは、議案第13号及び議案第14号の詳細につきまして説明をさせていただきます。

初めに、議案第13号の平成25年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定についてご説

明申し上げます。

資料につきましては、一般会計と同様に、平成25年度決算資料、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書により説明をさせていただきます。

資料の39ページをお願いいたします。

左側の表が歳入、右側の表が歳出となっておりますが、この中から主な区分につきまして説明をさせていただきます。

まずは、歳入についてご説明申し上げます。

一番上段の1款国民健康保険税であります。これは国保会計歳入の約4分の1を占める主要財源でございます。長引く景気の低迷などによる所得の落ち込み等によりまして、合併以降右肩下がり減収となっておりましたが、徴収体制の強化を図るとともに、昨年度、平成25年度は税率改正を行ったことなどによりまして、前年度と比較し、率で7.4%、額にして6,271万4,000円増の9億1,546万6,000円となりました。

次に、2行飛ばしまして、4款国庫支出金であります。前年度と比較し、率で2.7%、額にして2,424万5,000円減の8億7,973万4,000円となりました。減額になった主な要因といたしましては、平成25年度の前期に、町における医療給付費が前年度よりも抑制されたことが大きく影響しております。

この表は小さくくりとなっております。項目別の記載まではしてございませんが、少し細かく申し上げさせていただきますと、国庫支出金のうち、医療給付費等負担金が3,020万円程度減となり、さらに平成24年度に交付されていた財政調整交付金のうちの震災特別交付金約4,300万円が、平成25年度は医療費が抑制されたことを理由に全く受けることができませんでした。

しかしながら、国保の良好な経営姿勢が評価されたことによりまして、前年度に受けることができなかった特別調整交付金、いわゆる特々調3,600万円を獲得することができたことから、国庫支出金全体での減額率は2.7%にとどまっています。結果的に、この特々調の交付があったことによりまして、平成25年度の国保運営が維持できたと言っても過言ではないと感じております。

特々調の獲得につきましては、年々基準点が上がり、平成26年度はさらに厳しくなるものと思われませんが、担当課はもちろんのこと、税務課や健康管理課など、関係する各課と協力しながら継続して受けられるよう努力してまいり所存であります。

次に、5款療養給付費等交付金であります。これは、いわゆるサラリーマンOBである

退職被保険者に係る医療費の保険者負担分を従前に加入していた被用者保険が負担するもので、平成25年度は退職被保険者の人数が減少し、それに伴い医療費が前年度より減少したことによりまして、率で22%、額にして3,770万円減の1億3,334万3,000円となりました。

次に、6款前期高齢者交付金ですが、これは、国保と各被用者保険の年齢構成の不均衡を調整するため、65歳以上75歳未満の前期高齢者の多い国民健康保険者に交付されるもので、前年度と比較し、率で5.7%、額にして3,414万3,000円増の6億3,428万9,000円となりました。

次に、1行飛ばしまして、8款共同事業交付金であります。これは、高額医療費の発生による国保財政への影響を緩和するため、一定基準を超える部分の高額医療給付費の割合によって国保連合会から交付されるもので、平成25年度は高額医療費の支出が前年度に比べて減少したことから、率で7.4%、額にして2,925万3,000円減の3億6,804万9,000円となりました。

続きまして、1行飛ばし、10款繰入金であります。前年度対比16%減の2億5,352万5,000円となりました。内訳につきましては、国県及び町一般会計から補填される基盤安定繰入金が1億2,383万7,000円、職員給与費や出産育児一時金などに係る法定繰入金が7,968万7,000円、さらに一般会計からの法定外繰入金が5,000万円となっています。

平成24年度は、このほかに国保財政調整基金5,153万3,000円を取り崩して繰り入れを行いました。平成24年度末に基金残高がほぼ底をついてしまったことから、25年度は基金繰り入れをすることができず、繰入金全体では4,841万1,000円減の2億5,352万5,000円でありました。

次に、11款繰越金ですが、これは、平成24年度からの繰越金で、前年度対比26.8%減の1億8,251万1,000円でありました。

これらを合計いたしまして、平成25年度の歳入総額は36億158万円でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

右側の表をお願いいたします。

初めに、1款総務費ですが、これは、職員の人件費や事務費、国保連合会負担金などで、前年度と比較して4%増の6,876万6,000円でありました。

次に、2款保険給付費ですが、これは、国保の保険者である町が平成25年度中に医療機関に支払った医療費の総額でございます。高齢被保険者を中心に、受診機会の増加、さらには医療技術の高度化等により、この保険給付費は年々増加傾向にありましたが、平成25年度は、

ジェネリック医薬品の普及促進、水中ウォーキング教室などの健康づくり事業を強化、推進してきたこともありまして、前年度と比較し、率で0.9%、額にいたしますと2,098万2,000円減となる21億8,910万9,000円でありました。

今年度につきましても、関係各機関と協力をしながら、さらなる医療費の抑制対策に努めてまいり所存であります。

次に、3款後期高齢者支援金ですが、これは、後期高齢者医療制度の財源に充てるため現役世代からの支援金として支出するもので、平成25年度は、前年度対比3.2%増の5億1,238万2,000円でありました。高齢化の進展などにより、後期高齢者の医療費は毎年大きく伸びておりまして、今後もさらに支出の増加が懸念されるところであります。

次に、2行飛ばしまして、6款介護納付金であります。これは、介護保険2号被保険者、40歳から64歳の方々分の支払い基金への納付金で、前年度対比0.4%増の2億4,467万5,000円でありました。

次に、7款共同事業拠出金ですが、この事業は、歳入の8款でもご説明いたしましたが、一定基準を超える高額な医療費を対象に各保険者が互助事業として拠出金を出し合い、負担の均一化を図るもので、平成25年度は、全県下において高額医療費が増加したことに伴いまして、前年度対比2.9%増の4億59万9,000円でありました。

次に、8款保健事業費ですが、これは、短期人間ドック委託料や水中ウォーキング教室運営費及び特定健診、特定保健指導に係る経費で、前年度対比0.5%増の3,516万円でありました。この事業につきましても、被保険者の皆さんの健康増進、さらには医療費抑制につながる経費と考えており、厳しい財政状況ではありますが、今後なお一層充実させてまいりたいと思っております。

これらを合計いたしまして、平成25年度の歳出総額は35億409万7,000円となりました。

平成25年度の国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額が36億158万円、歳出総額が35億409万7,000円で、差引収支額は9,748万3,000円でありました。

引き続きまして、議案第14号の平成25年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定につきまして説明をさせていただきます。

資料につきましては、同じく決算資料の40ページでございます。

平成20年度の後期高齢者医療制度のスタートと同時に設けられました本会計は、町の分担事務といたしましては、保険料の徴収及び広域連合への納付、保険証の引き渡しや諸届等の窓口事務などに関する収支を賄うものでございます。

初めに、歳入であります、左側の表でございます。

1 款後期高齢者医療保険料であります、現年度分の保険料収納率が、年金天引きによる特別徴収で100%、口座振替や窓口納付による普通徴収で96.7%、全体では98.9%となり、決算額は、前年度対比3.9%増の1億4,226万2,000円でありました。

次に、2 行飛ばし、4 款繰入金であります、これは、一般会計からの事務費繰入金と保険料軽減分の公費補填である保険基盤安定繰入金の合計で、前年度対比0.5%減の6,736万5,000円でありました。

これらを合計いたしまして、平成25年度の歳入総額は、前年度対比1.8%増の2億1,723万4,000円となりました。

次に、歳出ですが、右側の表をお願いします。

1 行目の1 款総務費であります、これは、職員の人件費や事務費で、前年度と比較し、5.8%減の514万4,000円でありました。

次に、2 款後期高齢者医療広域連合納付金であります、これは、歳出合計の94.7%を占めておりまして、保険料納付金と国県及び町一般会計から補填される基盤安定納付金の合計であります。前年度と比較いたしまして2%増の2億401万円でありました。

次に、3 款保健事業費であります、これは、後期高齢者の健康診査に係る経費として広域連合からの委託により町が実施しているもので、前年度対比6.9%減の448万6,000円でありました。

これらを合計いたしまして、平成25年度の歳出総額は2億1,544万3,000円となりました。平成25年度の後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入が2億1,723万4,000円、歳出が2億1,544万3,000円で、差引収支額は179万1,000円でありました。

以上で、議案第13号及び議案第14号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 早川裕明君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、議案第15号について、福祉課長。

〔福祉課長 宮藺博香君登壇〕

○福祉課長（宮藺博香君） それでは、議案第15号 平成25年度横芝光町介護保険特別会計決算の詳細についてご説明申し上げます。

本日は、平成25年度決算資料、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書によりご説明いたします。

資料の30ページをごらんください。

上段部分が介護保険の主要な事業の状況でございます。介護保険特別会計における主要事業として3つの事業を計上しております。

最初に、1款1項1目の事業名、一般管理費640万8,000円は、説明欄記載の介護保険高齢者保健福祉計画策定基礎調査委託料202万3,000円を初めとする第6期介護保険事業計画の推進に伴う事務経費であります。

次に、5款2項1目の事業名、包括的支援事業は、今後の介護保険施設における重点事業として掲げられているものであり、内容は地域包括支援センターの運営委託料2,262万5,000円であります。

当該事業は平成18年度から開始された事業で、横芝光町地域包括支援センター設置運営要綱に基づき事業を社会福祉法人九十九里ホームに委託しているもので、本年度は、高齢者の増加及び地域包括ケアシステムに対応するため、社会福祉士1名を増員し、体制強化を図りました。事業内容としましては、高齢者相談、介護サービスのサービス利用の総合調整、ケアマネジャーへの支援、関係機関との相互連携、介護予防事業の実施、認知症サポーターの養成講座の開催、高齢者の権利擁護、高齢者虐待の防止などに取り組んでいるものでございます。

次に、2目の事業名、任意事業は、町が独自に任意事業として実施しているもので、高齢者配食サービス事業委託料421万6,000円につきましては、ひとり暮らしの高齢者に対して見守りを主たる目的とした配食サービスを実施するための経費で、家族介護用品支給委託料502万8,000円は、介護認定されている方への紙おむつの支給に係る事業経費でございます。

以上が、介護保険特別会計における主要事業の状況でございます。

続きまして、資料の41ページをごらんください。

介護保険特別会計決算の内訳でございます。

左側の表の歳入についてご説明申し上げます。

1款保険料の決算額は3億8,450万7,000円でございます。平成24年度と比較しまして4.7ポイント、1,733万円の増額となりました。これは、高齢化による第1号被保険者の増加したことが理由でございます。

介護保険における人口の状況でございますが、平成26年4月1日現在、65歳以上の方は7,870人で、高齢化率は31.21%でございます。あらかじめ保険料を年金から差し引く特別徴収と個別に保険料を納めていただく普通徴収で、過年度分も含めて、なお全体の徴収率は

95.4%でございます。

2款使用料及び手数料は210万8,000円で、任意事業として紙おむつの支給や配食サービスなどを実施いたしました。その際の手数料がこの科目でございます。任意事業は278人の方に利用されました。

3款国庫支出金4億4,401万1,000円で、主なものは、制度に基づきまして、施設サービスの給付費の15%相当額及び居宅サービス給付費の20%相当額3億1,430万円、財政調整のための調整交付金1億1,526万1,000円等でございます。

4款支払基金交付金は5億423万6,000円で、制度に基づきまして、介護給付費の29%相当額となります。5億154万8,000円、介護予防事業に要する経費の29%相当額268万8,000円でございます。

5款県支出金は2億6,790万7,000円で、3款、4款と同じく制度に基づきまして、施設サービス給付費の17.5%相当額及び居宅サービス給付費の12.5%相当額でございます。

6款財産収入は7万3,000円で、介護給付費準備基金の利子であります。

なお、本年3月末日現在の介護給付費準備基金は1億2,107万3,000円でございます。

8款繰入金は3億690万5,000円で、制度に基づきまして一般会計から繰り入れしたものであります。施設サービス給付費及び居宅サービス給付費ともに、12.5%相当額である2億1,787万5,000円、介護予防事業費も12.5%の115万9,000円、包括的支援任意事業費の19.75%分835万円のほか、職員給与費及び介護認定審査等に要する経費、事務的経費7,952万1,000円を一般会計から繰り入れしたものでございます。

9款繰越金は9,326万8,000円で、平成24年度からの繰越金でございます。

11款諸収入1万4,000円で、生活保護者の介護認定調査に伴う県からの委託金等でありませぬ。

以上、歳入合計は20億302万9,000円でございます。

次に、右側の表の歳出についてご説明いたします。

1款総務費7,491万5,000円でございますが、職員7名分の給与、保険料の賦課徴収に関する電算処理や印刷費用、郵送料といった事務費用、認定調査費、医師意見書委託料、共同事務として実施しております介護認定調査に関する行政組合の負担金が多くなっております。

2款保険給付費は17億4,380万8,000円で、歳出全体の91.2%を占めるものであります。平成25年度の要介護認定者は1,178人でありました。また、介護サービスの内訳は、居宅介護サービスが延べ1万9,535件で、保険給付額は8億2,971万6,000円、施設介護サービスは延

べ5,847人で8億3,219万1,000円、介護予防サービスは延べ3,012人で4,684万4,000円が主な保険給付費であります。その他、国保連合会に委託しております審査支払手数料146万7,000円及び高額介護サービス費3,152万3,000円等を支出したものでございます。

給付費の多い主なサービスは、居宅介護サービスが、通所介護、俗に言うデイサービス、延べ3,671人で2億840万4,000円、認知症対応型共同生活介護、延べ485人で1億1,936万1,000円、訪問介護、ホームヘルプサービスですが、延べ1,907人で1億471万1,000円という状況になっております。また、施設介護サービスでは、老人福祉施設へ延べ2,241人で5億4,551万4,000円、老人保健施設へ延べ762名で1億9,388万6,000円、療養型医療施設へ延べ41人、1,256万7,000円となっております。

なお、参考までに、介護サービスの未利用者が188人おりました。これは認定者の16.0%に当たります。

次に、3款財政安定化基金拠出金は、千葉県が設置、所管している基金で、当該介護保険財政安定化基金に県内の保険者、要は市町村が拠出しているものでございまして、3年間の保険給付費等の平均の0.1%を支出するものでありますが、国からの指導により、平成21年度からは、しばらくの間、拠出金を停止することとなり、支出しておりません。

4款基金積立金7万3,000円は、介護給付費準備基金の利息分を積み立てしたものでございます。歳入でも説明申し上げましたが、3月末現在の基金残高は1億2,107万3,000円となっております。

5款地域支援事業費は4,311万3,000円で、平成18年度から新たに始まりました介護予防事業のための支出であります。内訳としましては、2次予防事業費、これは介護予防教室として350万1,000円、健康管理課で実施しております1次予防事業費、これは高齢者生きがいと健康づくり事業として131万6,000円、それから介護予防事業、生活機能評価事業として414万6,000円、包括的支援事業、任意事業として2,262万5,000円等であります。主な事業費としましては、支援を必要とする高齢者への配食サービス、紙おむつ等の支給等でございます。

7款諸支出金4,983万7,000円は、第1号被保険者保険料の還付13万9,000円及び、制度に基づき平成24年度分を精算した結果、超過分を国に1,110万円、支払基金に382万9,000円、県に1,627万円及び町一般会計に1,849万9,000円をそれぞれ返還したものでございます。

以上、歳出合計は19億1,174万6,000円でございます。この結果、歳入歳出差引残高は9,128万3,000円となりました。

以上で、平成25年度 横芝光町介護保険特別会計の決算の説明とさせていただきます。慎

重審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

〔福祉課長 宮菌博香君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、議案第16号について、産業振興課長。

〔産業振興課長 早川典男君登壇〕

○産業振興課長（早川典男君） それでは、議案第16号 平成25年度農業集落排水事業特別会計決算について補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、決算資料の42ページになりますのでごらんをいただきたいと思いません。

初めに、歳入であります。1款の分担金及び負担金は、新規加入がございませんでしたので、決算額はゼロ円となりました。

2款の使用料及び手数料では、決算額911万5,000円で、前年度に比較いたしまして19万6,000円の増、率で2.2%の増となっております。

3款の繰入金は、一般会計からの繰入金でございます。決算額は4,522万3,000円で、前年度に比較いたしまして42万6,000円の減、率で0.9%の減となっております。

4款の繰越金は、前年度繰越金で、決算額272万2,000円でございます。

5款の諸収入は、浄化槽汚泥の放射能検査1回分に対しまして、東京電力から補償費用として支払われた金額でございます。

歳入合計は5,708万6,000円で、前年度に比較いたしまして15万5,000円の増、率で0.3%の増となりました。

続きまして、歳出でございます。1款総務費の決算額は818万6,000円で、前年度と比較いたしまして17万5,000円の減、率で2.1%の減でございます。これは、職員給与費や共済費の減が原因となったものでございます。

2款の事業費は、決算額1,002万6,000円で、前年度に比較いたしますと58万9,000円の減、率で5.5%の減となっております。平成24年度に中台処理施設の浄化槽上部のコンクリート撤去工事を実施しましたが、平成25年度は大きな工事がなかったため減となりました。しかしながら、電気料金の値上げにより光熱水費は増加しております。

3款の公債費は、決算額3,523万4,000円で、前年度と同額でございます。

4款の予備費の支出はございません。

以上、歳出合計は、決算額5,344万6,000円で、前年度に比較いたしまして76万4,000円の減、率で1.4%の減となっております。実質収支では364万円の繰り越しとなりました。

次に、未収金の状況についてご説明させていただきます。

54ページをごらんください。54ページの一番下の表になります。

農業集落排水処理施設使用料の現年度分で4万950円が未納額として25年度に発生しております。件数は2件でございます。その後、ことしの6月末までに一部の納付をいただいておりますが、現在3万3,600円が未納となっております。引き続き完納に向けて対応してまいりたいと考えております。

以上、平成25年度の農業集落排水事業特別会計決算の説明とさせていただきます。慎重審議いただき、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔産業振興課長 早川典男君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、議案第17号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 郡司民夫君登壇〕

○食肉センター所長（郡司民夫君） 議案第17号 平成25年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計決算について説明させていただきます。

それでは、平成25年度決算資料の43ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、1、事業収入は2億1,897万1,000円で、前年と比較して86万円増額のプラス0.4%でありました。内訳は、センター使用料のほか、冷蔵庫、カット室、ボイル使用料であります。

2、県支出金は293万5,000円で、前年と比較すると1万7,000円減額のマイナス0.6%であります。内容は、1頭につき17円の屠畜検印押印委託料であります。

3、財産収入16万3,000円は、基金積立金利子であります。

4、繰入金2,043万円は、児童手当を一般会計から繰り入れたものが43万円、センター財政調整基金繰入金2,000万円であります。

5、繰越金6,404万9,000円は、前年度からの繰越金であります。

6、諸収入31万3,000円は、牛枝肉確認票発行業務受託費であります。

7、町債についてはありません。

以上、歳入合計は3億686万1,000円で、前年と比較して952万3,000円増額のプラス3.2%でありました。

次に、歳出であります。

1、総務費は、決算額8,890万5,000円でございます。前年と比較すると195万1,000円減額のマイナス2.1%であります。

2、施設管理費は、決算額1億4,751万2,000円でございます。前年と比較すると5,983万6,000円増額のプラス68.2%であります。増額の主な原因は、各種機械設備補修及び施設改修工事等であります。

3、公債費は、決算額1,975万8,000円でございます。

なお、平成20年度の借入金について、返済を終了したものが1件ございました。

なお、25年度末の起債現在高は1億837万1,000円であります。

4、積立金は1,000万円でございます。前年と比較して2,500万円減額のマイナス71.4%であります。

以上、歳出合計は2億6,617万5,000円で、前年と比較すると3,288万6,000円増額のプラス14.1%でありました。

なお、歳入歳出差引残高は4,068万6,000円の黒字となりました。

以上、まことに簡単ですが、議案第17号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 郡司民夫君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、議案第18号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 大木良夫君登壇〕

○東陽病院事務長（大木良夫君） それでは、議案第18号 平成25年度横芝光町病院事業会計決算について補足説明をさせていただきます。

資料につきましても、同じ資料になりますので、44ページをごらんください。

この表は、東陽病院事業会計の消費税を含んだ決算額を前年度と比較したものでございます。

最初に上段の表、収益的収入及び支出の収入についてであります。病院事業収益は11億6,284万1,000円で、前年度と比較しますと、金額で709万1,000円、率で0.6%の増となりました。内訳は、1項医業収益が7億3,530万3,000円で、前年度と比較して、金額で1億5,459万円、率で26.6%の増となっております。この表への記載はございませんが、増額となりました内訳につきましては、一般入院収益が前年度比較で9,694万円増となります2億8,082万3,000円、療養入院収益が2,450万6,000円増の1億4,576万4,000円、また外来収益につきましても2,278万1,000円増となります2億3,371万2,000円の決算となっております。

2項医業外収益につきましては4億2,753万8,000円で、前年度と比較し、金額で1億4,749万9,000円、率で25.7%の減となりました。医業収益がふえましたことによりまして、

一般会計からの繰入金が、前年の比較で1億4,493万9,000円の減額となったことによるものであります。

次の3項特別利益につきましては、収入はございませんでした。

続きまして、右側の表になりますが、支出の病院事業費用は11億3,640万2,000円で、前年度と比較し、金額で394万3,000円、率で0.3%の減となりました。内訳は、1項医業費用が11億970万8,000円で、前年度と比較し、金額で2,569万2,000円、率で2.4%の増となっております。これは、当年度7月から3月分までの9カ月分の給与減額措置により2,100万円程度の減額要因はございましたものの、入院患者の増に伴う材料費並びに経費等が増加したため前年度を上回る決算となっております。

2項医業外費用につきましては2,669万4,000円で、前年度と比較し、金額で96万3,000円、率で3.5%の減となりました。雑損失で薬品等貯蔵分の経費が108万円の増額となりましたけれども、企業債利息が189万円の減額となったためであります。

次の3項特別損失の支出はございませんでした。

次に、下段の表、資本的収入及び支出の収入でございますが、資本的収入は1億9,597万6,000円で、前年度と比較しますと、金額で7,842万円、率では66.7%の増となりました。内訳でございますが、1項企業債につきましては、屋上防水工事の財源として3,900万円の借り入れを行いました。前年度借り入れはございませんでしたので、比較では3,900万円の増となります。

2項出資金につきましては1億5,342万8,000円で、前年度と比較して、金額で3,849万7,000円、率で33.5%の増となっております。再整備の必要がございました外科並びに脳神経外科の手術機器等の購入財源としたため大幅な増となっております。

3項補助金につきましては354万8,000円で、前年度と比較して、金額で92万3,000円、率で35.2%の増となっております。医療機器購入の財源としまして、国民健康保険調整交付金245万3,000円、地域医療再生基金、災害医療体制整備事業補助金109万5,000円の受け入れでございます。

続きまして、支出の資本的支出は2億5,945万3,000円で、前年度と比較しますと、金額で7,968万円、率では44.3%の増となりました。

1項建設改良費が9,656万3,000円、前年度と比較して、金額で7,228万1,000円、率で297.7%の増でございます。内訳は、屋上防水工事の施設整備費に3,964万9,000円、機械備品購入費は、前年度と比較しまして3,260万円の増となります5,691万円の決算となっております。

ります。機械備品購入費につきましては、決算書の475ページに主なものを記載させていただいておりますが、各診療行為に必要となる医療機器のほか、外科並びに脳神経外科手術に対応するため必要となる機器を購入しましたことから、前年度を大きく上回る決算となっております。

2項企業債償還金につきましては1億6,289万円で、前年度と比較し、金額で739万9,000円、率で4.8%の増でございました。これは、平成23年度に借入れを行いました空調・給湯設備改修工事の元金償還が新たに開始されたためであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,347万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填したところでございます。

以上、議案第18号 平成25年度横芝光町病院事業会計決算の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 大木良夫君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 議案第12号から議案第18号までの平成25年度各会計決算の説明が終了しました。

ここで、代表監査委員から平成25年度横芝光町一般会計及び各特別会計並びに病院事業会計の決算審査について意見を求めます。

伊藤美宣代表監査委員。

○監査委員（伊藤美宣君） それでは、決算審査に関する意見を述べさせていただきます。

去る8月20日、21日、22日の3日間にわたりまして、平成25年度の横芝光町の一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに東陽病院に係る病院事業会計決算について、野村和好監査委員と審査を実施いたしました。

初めに、一般会計及び特別会計の歳入歳出について報告させていただきます。

審査の対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、東陽食肉センター特別会計であります。

審査は、決算の計数が正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われているか、また財務に関する事務は関係法令に適合しているかなどに留意し、関係諸帳簿、その他証書類を照合精査するとともに、関係職員の説明を求め、審査を実施いたしました。また、基金の運用状況は、計数の照合確認をするとともに、基金の運用が適正に行われたか審査をいたしました。

その結果、審査に付された各会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書

及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務の処理につきましては、おおむね適正に行われているものと認められました。

しかしながら、町の財政状況は依然として厳しい状況にあることから、限られた財源で効率的、効果的に各種施策を執行するように要望いたしました。

詳しい決算の概要及び審査結果に対する意見であります、報告書に記載いたしましたので省略をさせていただきます。

次に、東陽病院の事業会計について報告をさせていただきます。

病院事業会計については、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われているか、また地方公営企業法の一部を適用する財務に関する事務が法令に準拠して作成されているかなどに留意し、関係諸帳簿、その他の証書類を照合精査するとともに、関係職員の説明を求めて審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された事業会計決算報告書などはいずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。事業運営は公共の福祉の増進という地方公営企業法の基本原則に留意して適正に行われており、予算執行とあわせて、おおむね適正に行われているものと認められました。

しかしながら、病院経営を取り巻く現状は依然として厳しい状況にあることから、効率的な経営を図るとともに、町民から信頼される地域医療の拠点となるよう要望いたしました。

詳しい決算の概要及び審査結果に対する意見でございますが、報告書に記載しましたので省略をさせていただきます。

以上、決算審査に関する意見を述べさせていただきました。

○議長（伊藤圀樹君） 次に、報告第1号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、報告第1号につきましてご説明させていただきます。

資料につきましては、こちらのほうのピンクのほうの議案つづりで行いますのでよろしくお願いたします。

それでは、議案報告つづりの105ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号 専決処分の報告について（横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制

定)でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項により報告する。

平成26年9月5日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

提案理由につきましては、先ほど町長から説明したとおりでございますが、これは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律が一部改正され、平成26年10月1日施行されることに伴い、横芝光町営住宅条例の一部改正が必要となり、この改正に当たっては、法律名称の変更と法律改正により新たに設けられた経過措置の規定を加えるのみで、独自に判断する余地がないことから、地方自治法第180条第1項の規定により先月11日に専決処分したものであります。

次の107ページをお開きいただきたいと思ひます。

専決第4号、専決処分書であります。

次に、1枚飛ばしまして、111ページが改正内容でございますが、説明につきましては、こちらのほうの表紙が黄色い議案等関係資料で行いますので、19ページをお開き願ひたいと思ひます。

最初に、現行の第6条第2項第5号中のアンダーライン部分の「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を右の欄のとおり「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、続いて、同号中の6行目の「附則第4条第1項に規定する支援給付」の次に、「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付」を追加するものであります。

これは、特定配偶者以外の支援給付については、なお従前の例によるとの経過措置が設けられたことにより定めたものであります。

最後に、議案つづりの111ページにお戻りをいただきたいと思ひます。下段のほうになります。

附則として、この条例は、平成26年10月1日から施行するものでございます。

以上で、報告第1号の説明とさせていただきます。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、報告第2号ないし報告第4号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） それでは、報告第2号から報告第4号についてご説明申し上げます。

資料につきましては、このピンク色の議案つづり、113ページをお開きいただきたいと思います。横長の1になります。

初めに、報告第2号についてご説明いたします。

報告第2号 継続費の継続年度終了による精算について。

地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、平成25年度に終了した継続費の精算について、次のとおり報告する。

平成25年度の横芝光町継続費精算報告書をごらんいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、広報紙デジタル化事業であります。本事業は、平成24、25年度の2カ年継続事業で、全体計画額が814万9,000円、実績額は601万6,500円であります。

次に、同じく2款1項地域公共交通体系計画策定事業であります。本事業につきましても、平成24、25年度の2カ年継続事業で、全体計画額が336万円、実績額につきましても同額の336万円でございます。

続きまして、114ページをお開き願います。

7款土木費、2項道路橋りょう費、（仮称）長塚、北清水橋架橋・取付道路整備事業であります。本事業につきましては、平成23から25年度の3カ年継続事業で、全体計画額が3億2,424万3,000円、実績額が3億2,424万2,100円あります。

最後に、8款消防費、1項消防費、地域防災計画整備事業であります。本事業は、平成24、25年度の2カ年継続事業で、全体計画額が2,851万8,000円、実績額は2,730万円あります。

なお、広報紙デジタル化事業、（仮称）長塚、北清水橋架橋・取付道路整備事業及び地域防災計画整備事業における年割額と支出済額の差につきましては、各事業の当該年度における執行残額でございます。地域公共交通体系計画策定事業は、入札の結果によりまして継続費の補正を行ったことから、差額についてはゼロとなっております。ご了承ください。

続きまして、115ページをごらん願います。

報告第3号 平成25年度健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度における健全化判断比率を次のとおり報告する。

表をごらんください。

順に、左から、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、一般会計、特別会計とも赤字がございませんでしたので、比率は表示されておられません。続きまして、実質公債費比率でございますが、8.4%で、前年度と比較いたしますと0.8ポイント下がっております。将来負担比率は同じく41.0%で、前年比較でこれも6.5ポイントの低下でございます。

表の中で、括弧書きとなっております数値が、横芝光町における早期健全化基準でございますが、いずれの数値も、ごらんいただきましたように、基準値を下回っております、健全な財政運営がなされているものと考えております。

なお、参考までに、財政再建団体となる財政再生基準は、実質赤字比率が20.0、連結実質赤字比率が30.0、実質公債費比率は35.0でございます。将来負担比率につきましては、この早期健全化基準のみが設定されているところでございます。

続きまして、117ページをごらん願います。

報告第4号 平成25年度資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度における資金不足比率を次のとおり報告する。

ということでございまして、この報告第4号につきましては、いわゆる財政健全化法に基づきまして、公営企業分の資金不足比率をご報告申し上げるものでございますが、報告書のとおり、病院事業会計、農業集落排水事業特別会計、東陽食肉センター特別会計の3会計ともに資金不足がございませんでしたので、資金不足比率の表示はございません。

以上、報告第2号から報告第4号の説明とさせていただきます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

なお、報告第1号 専決処分の報告について（横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定）、報告第2号 継続費の継続年度終了による精算について、報告第3号 平成25年度健全化判断比率の報告について、報告第4号 平成25年度資金不足比率の報告については、ただいま説明のとおりでございますのでご了承願います。

◎休会の件

○議長（伊藤罔樹君） 日程第5、休会の件を議題とします。

お諮りします。

9月8日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） 異議なしと認めます。

よって、9月8日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（伊藤罔樹君） 本日の日程はこれをもって終了いたします。

9月9日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでございました。

(午後 3時23分)

9 月 定 例 会

(第 2 号)

平成26年9月横芝光町議会定例会

議事日程(第2号)

平成26年9月9日(火曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 諸般の報告
日程第 2 一般質問
日程第 3 議案第19号について(町長提案理由説明)
日程第 4 休会の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番	鈴木和彦君	2番	齋藤順一君
3番	浅野孝男君	4番	杉森幹男君
5番	森川忠君	6番	五木田平和君
7番	川島仁君	8番	若梅喜作君
9番	川島富士子君	10番	鈴木克征君
11番	野村和好君	12番	山崎貞一君
13番	伊藤罔樹君	14番	川島透君
15番	鈴木唯夫君	16番	八角健一君
17番	川島勝美君	18番	越川輝男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	久本修君
理事	田鍋悦央君	総務課長	實川裕宣君

企画財政課長	若 梅 操 君	環境防災課長	堀 越 健 一 君
税 務 課 長	鈴 木 健 夫 君	住 民 課 長	早 川 裕 明 君
産業振興課長	早 川 典 男 君	都市建設課長	五木田 桂 一 君
福 祉 課 長	宮 菌 博 香 君	食肉センター長	郡 司 民 夫 君
東 陽 病 院 長	大 木 良 夫 君	会 計 管 理 者	福 島 美 代 子 君
教 育 長	齋 藤 明 君	教 育 課 長	市 原 成 一 君
社会文化課長	越 川 誠 一 君	監 査 委 員	伊 藤 美 宣 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長	高 蝶 政 道	書 記	椎 名 晴 美
-----	---------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（伊藤囀樹君） 連日のしのぎやすい朝ということではありますが、改めまして、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時58分）

◎諸般の報告

○議長（伊藤囀樹君） これより日程に入ります。

日程第1、諸般の報告を行います。

本日、町長から追加議案の送付があり、これを受理したので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（伊藤囀樹君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇ 浅野孝男君

○議長（伊藤囀樹君） 通告順に発言を許します。

浅野孝男議員。

〔3番議員 浅野孝男君登壇〕

○3番（浅野孝男君） おはようございます。

議席番号3番の浅野孝男です。ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

また、本日は、いつになく多くの議会傍聴、大変ありがとうございます。

質問に移る前に、きょう、千葉日報の朝刊を見させていただきました。第1面に非常に興味深いことが書かれていましたので、若干紹介させていただきたいと思います。

昨日、甘利経済再生担当大臣が千葉のホテルで講演があったそうです。その中で、甘利大臣は、安倍政権が抱える成長戦略では、安倍首相から各大臣に数多くの指示が出されている。これが未達成ならば、理由を説明せよ、できなければ失格と厳しく評価されているというふうにおっしゃっているそうです。そして、アベノミクスは必ず成功する、なぜなら成功する

まで継続するからだというふうに言ったそうであります。

私も全く同感でありまして、全てのことに對しては、諦めずに最後までやり通すということが極めて大事なことだろうというふうに思っております。

それでは、本題に移りますが、私たち議会議員の任期もあと半年余りとなりました。そして、佐藤町長の2期目も、はや2年半を経過しようとしております。そこで、佐藤町長には、所信の確認も含めまして、質問をさせていただきたいというふうに思います。

佐藤町長は、2年半前の町長選挙以来、町の発展と町民の幸せということを常に唱えてきました。私は、すばらしいフレーズであり、大いに共感をしているところであります。ここで、2年半前の決意を振り返っていただきまして、真摯な思いで語っていただければと期待をするところであります。

そこで、町長の所信表明でも大きくうたっているところの、町の発展と町民の幸せについて、質問をさせていただきます。

まず最初に、町長の唱える町の発展とは、何がどう発展していくことと考えられているでしょうか。

また、町発展のための具体的な政策を明確にさせていただきたいと思っております。この2年余りで実践してきたもの、そして成果が得られたもの、あと1年半で実行しようとする施策、そして中期にわたって実行したいと考えている政策等、重要政策に絞って説明をお願いしたいと思っております。

そして、それぞれの発展政策が成果を上げられたとき、町民の方々にどのような還元、メリットがあり、幸せ感が得られるとお考えでしょうか、お尋ねしたいと思っております。

以上3点、町の発展と町民の幸せについて質問させていただきましたが、佐藤町長には繰り返し申し上げさせていただきます。

この町の発展と町民の幸せのフレーズは、私を含め、町民のほとんどの人たちの耳に、心にしみついていると思っております。また、大いに期待もしていると思っております。そのことを重々考え合わせた上、誠意と責任ある答弁を、そして町発展政策の実践を強くお願いいたします。

2番目の質問としましては、合併10周年記念事業についてであります。

我が横芝光町も、合併してから9年目になり、いよいよ記念すべき10周年も迫ってまいりました。

そこで、まず記念事業計画に際し、合併の意味を改めて考える中、現時点での総括をしっかりとさせていただきたいと思っております。

そして、我が横芝光町は、栗山川の流れが育む何々とか、町のシンボル栗山川というように、町の真ん中に栗山川があり、そのことがよしにつけあしにつけこの町の象徴になっていると思います。

合併9年目の今、旧両町の町民は、この栗山川を挟んだ合併をどのように感じているのでしょうか。今、さまざまな機会や場所で、いわゆる人口減だ、財政難だと言われ、町民の多くの方々は、将来の不安が募る一方のような気がいたします。こういうときこそ、地域や町民のつながりを強固にし、町の発展へと導いていくのが、行政の大きな役割ではないでしょうか。そんな意味でも、旧町同士の協力、協調体制をあらゆる場で図っていくことが真の融和へとつながっていくと思いますが、いかがでしょうか。

そして、来年度は、いよいよ合併10年目を迎えるわけです。旧両町の真の融和のもと、希望の持てるまちづくりのためには、10年という節目を記念した各種事業や各種イベントを積極的に計画すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、大綱2点、町の発展と町民の幸せ、合併10周年の記念事業について、質問をさせていただきました。期待をしている多くの町民に対して、責任と誠意ある答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

〔3番議員 浅野孝男君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 浅野孝男議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、早速、浅野孝男議員の、町長の所信表明にある町の発展と町民の幸せについて、お答えをさせていただきます。

初めに、町の発展とはとのご質問でございますが、発展した町のイメージにつきましては、議員ご承知のように、平成29年度までを計画期間とした第1次総合計画の基本構想において、「栗山川の流れがはぐくむ 人・自然・文化が共生するまち～協働のまちづくり～」を町の将来像としております。これは、町の中心を流れる栗山川を象徴とし、町民一人一人が協力し合い、豊かな自然や文化を守り、生かしながら、交流やにぎわいをつくり、育てていく町の姿をイメージしているものであり、発展した町のイメージであると考えております。

そして、この将来像に掲げた基本構想の実現に向けた方策といたしましては、政策分野ごとの重点施策を取りまとめた基本計画があります。現在は、平成25年度から29年度までを計

画期間とする後期基本計画に基づき、さまざまな施策を推進しているところでございます。この計画の目標を達成することが、町の発展につながるものと考えておりますので、目標達成のため、全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

続いて、町発展のための具体的な施策はとのご質問でございますが、町発展のための施策につきましては、総合計画を初めとする各分野の計画に基づき、さまざまな施策を進めております。その中で、私が、2年半前に、町の発展と町民の幸せを目的とした公約を掲げた主な施策に絞りまして、ご説明いたします。

初めに、2期目の町長就任当時、極めて大きな問題となっておりました光中学校北側の旧ひかり食品跡地での微量PCB廃棄物処理施設問題につきましては、断固反対の姿勢を貫き、本年2月18日に、試験研究に使用された微量PCB廃棄物のトランスなどのほか、実験装置の全てが県外に搬出され、3月末には、建物の解体とこの場所での事業の撤退を確認いたしました。

これは、行政、そして議会、地域の皆様が一つとなり、協働して取り組んだことが実を結んだものと考えております。改めて、議会並びに「PCB持込みに断固反対する会」を初めとする多くの町民の皆様に、心より御礼を申し上げます。

次に、高校3年生までの医療費無料化につきましては、子育て世代の支援策として、対象者の範囲を昨年度高校1年生、本年度は2年生まで拡大し、段階的に進めているところでございます。

次に、デマンド交通システムの導入につきましては、公共交通の利便性向上のため、循環バスと乗り合いタクシーを合わせたデマンド交通システムの検討を重ね、本年12月から運行を開始する運びとなりました。より便利で、より公平で、より効率的な公共交通を目指してまいります。

次に、横芝駅前広場の整備につきましては、町の玄関口である横芝駅前の広場を整備拡張することにより、千葉県が行う駅前変形交差点の改良とあわせて、駅前に大型バスの乗り入れが可能になるなど、横芝駅の交通拠点としての機能の向上を図るべく進めているところでございます。

次に、津波対策用避難施設の建設につきましては、本年8月末に津波避難施設である上堺小学校と白浜小学校に屋上へ避難するための外階段を設置し、本年度末までには津波避難施設の光楽園老人ホームに外階段と立会消防機庫敷地内に約100人が収容できる津波避難タワーを設置いたします。

次に、住宅の耐震改修への補助制度創設につきましては、住宅の耐震改修を含めた生活環境の向上や定住の促進、並びに町内産業の活性化と雇用の創出を図るため、平成25年度から平成27年度まで、住宅のリフォーム工事に係る経費の一部を補助する住宅改修補助事業を実施しております。

最後に、お年寄り世帯専用相談窓口の創設につきましては、高齢者が福祉に関する相談をどこにすればよいか悩まれたときに解決する窓口として、昨年6月に専用電話「お年寄相談窓口」を設置したところであります。

このように、町の発展と町民の幸せのための公約に掲げた施策も、一歩ずつではありますが着実に進捗していると考えております。これもひとえに議会を初め町民の皆様のご理解とご協力のたまものであると、改めて感謝申し上げます。

一方、町の発展のためには、健全財政の堅持が必要不可欠であります。当町の歳入の大宗を占める地方交付税においては、合併支援措置である約6億円の合併算定替えが平成28年度から段階的に縮減され、平成33年度以降は算入されなくなるなど、交付額の大幅な減額が避けられない見込みとなることから、膨らんだ予算を平成28年度の当初予算規模で90億円程度とする目標を掲げ、行財政改革を行うため、副町長を座長とする事業再構築検討委員会を立ち上げ、将来にわたって持続可能な行財政基盤の確立を目指し、組織・機構の改革も視野に入れ、検討をしているところでございます。

続いて、今後実行したいと考えている重要施策についてでございますが、人口減少や少子高齢化の進行が極めて深刻な問題となっております。本年6月議会での一般質問にお答えいたしましたますが、人口減少や少子高齢化対策は地方自治体が生き残るための重要課題であると認識しておりますので、若者の定住促進など、さらに有効な施策を展開してまいりたいと考えております。

また、健全財政を大前提とした中で、町の活性化を図るため検討している産直交流施設につきましては、運営面での独立性が高く、地産地消の推進と情報発信などの機能をあわせ持った地域の拠点となる施設をつくり上げたいと考えております。

さらには、横芝駅の交通拠点としての機能の充実と利便性の向上を図るため、空港シャトルバスの横芝駅乗り入れと駅のホームにエレベーターの設置を検討してまいります。

そして、町の魅力を高めるため、海のこどもの国跡地や栗山川漁港を利用し、町の魅力の一つでもある栗山川河口や海岸付近の一体整備を考えてまいりたいと考えております。

続いて、町の発展を町民の幸せに結びつけるのはとのご質問でございますが、各計画に掲

げたそれぞれの目標を達成し、基本構想に掲げた町の将来像を町民の皆様と一体となり実現することこそが町民の皆様の幸せ感にもつながるものと確信しているところでございます。

続いて、合併10周年の記念事業について、お答えをさせていただきます。

初めに、合併の総括をとのご質問でございますが、旧横芝町と旧光町は、平成の大合併という大きな潮流の中、町民サービスのより一層の向上と地域格差のない均衡ある発展のため、小さくとも行財政基盤の強固なまちづくりに向けて、郡境を越え平成18年3月27日に合併いたしました。

合併してから現在に至るまで、合併協議の際、未調整でありました懸案事項も一つずつ調整が図られ、普通交付税の合併算定替えや合併特例債事業など、合併による財政面での支援措置を活用することにより、新町建設計画や第1次総合計画の基本構想に掲げた町の将来像の実現に向け、おおむね順調に進んでいるものと考えております。

続いて、旧横芝、旧光両町の融和はとのご質問でございますが、町民の皆様が将来に向かって安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、町民の皆様が合併してよかった、横芝光町に住んでよかったと認めていただけるよう、将来像の実現に向け全力を挙げて取り組んでまいりました。

町民体育祭や産業まつりを初め、町民の皆様が多数参加する事業や協議会などは、回を重ねるごとに、関係する町民同士の融和が一步一步進んでいると感じております。また、各地区で行われている夏祭りなどで、各地区が相互に協力し、助け合っている姿を拝見することがあり、大変うれしく思っているところでございます。

議員ご指摘のとおり、地域や町民の皆様一人一人のつながりを強固にし、自助・共助・公助の意識が高まることは真の融和につながるものと考えておりますので、地域や世代を超え協力・協調できる協働のまちづくりを推進し、各種事業を初め、あらゆる機会を利用し、町民同士のより一層の融和につながるよう努めてまいります。

最後に、合併10周年を記念する記念事業計画はとのご質問でございますが、平成28年3月に横芝光町誕生10周年を迎えるに当たり、記念式典も含めた10周年記念事業につきましては、平成28年度に行うこととし、具体的な事業内容につきましては、近々に役場内にプロジェクトチームを立ち上げ、検討してまいります。全町民皆さんで10周年をお祝いし、融和と一体感をより一層深めるとともに、当町のさらなる飛躍につながるような事業にしていきたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 浅野議員。

○3番（浅野孝男君） 町長には、ただいまご丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

町長の答弁の中で、町の発展と合併の是非についても、町総合計画あるいは新町建設計画にのっとなって、一步一步着実に推移しているというようなことが言われました。そして、具体的には、PCBの成果の問題、あるいはデマンド交通導入の問題、そして駅前整備、また防災対策等の成果報告であったように思います。

私が思うに、これらは町民の皆様に対する福利厚生、福祉の分野の成果であろうかと思っております。

もちろん、これはこれで非常に大事なことではありますが、私が佐藤町長に問いたいこと、また期待したいことは、町総合、新町計画等々の、ある意味コンサル会社が主につくったような計画、そういうものは大体がコンサル会社が素案をつくったりして、詰めていくことだと思うんですが、そういう体裁のいい何とか計画ではなくて、また福祉政策も大事ですが、福祉政策の前に町長が考えるべきことは、町の発展イコール、私が思うのは産業の発展ということをもまず第一に考えなくてはいけないのではないのでしょうかということです。また、このことが図っていけないと、十分な福祉政策もおぼつかないのではないのかなというふうに思います。

そして、このたび安倍政権も、来年の統一地方選挙をにらんだ施策なのか、地方創生ということが安倍政権の最大課題の政策となっております。そして、地方創生大臣まで誕生しました。

この騒がれている地方創生というテーマは、数カ月前に日本創成会議のショッキングな発表、町がなくなるよというようなショッキングな発表があってから、日本中で大変な話題になってきたわけであります。

本来であれば、このことは随分前から、超少子高齢化と急激な人口減少というものは、さまざまところで叫ばれてきたわけですから、それぞれの地方自治体は、この深刻な状況を地方創生という流れの前に真剣に地域の命運、その自治体の命運をかけて取り組まなくてはならないテーマだったはずだと思っております。

今、地方創生は、昔行ったふるさととか何とか資金のようにお金を配ればいいと、今の大臣でも誰かそんなことを言っている人がいるみたいですが、お金を配ればいいじゃなくて、

創生という字のごとく、地域を新しくつくり出す、佐藤町政の標榜する町の発展と町民の幸せと、間もなく現実の重点国策として進められる地方創生の施策を佐藤町政とどうリンクさせてこの横芝光町を繁栄させていくのか、その辺のところを現時点で考えている範囲でお聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） せんだって、石破茂さんが地方創生担当大臣ということで就任なされました。そして、その前段として、安倍内閣が閣議決定している地方版総合戦略ということに対して、来年度予算で1兆円の予算を組み込むということでございました。

それについては、整合性を図りながら、町の、それこそまた同じ発言になりますけれども、町の計画にのっとなって、整合性をとりながらこれを進めていければなと思っております。

そしてまた、先ほど超少子高齢化の話が出ました。自治体が消滅してしまうというお話もございました。その中で、私は当初よりこの危惧は当然のことながら思っておりました。そのときに何をすればよいかという部分を真剣に考え、その中で、一番最初に私がやったのは、やはり小学校6年生までの医療費の完全無料化でございました。それによって、当町に流入してきた町民の皆さんも多くいるというように聞き及んでおります。

そうした中で、やはり町の発展のためには、議員おっしゃるとおり、産業の発展、そしてそれによる財政基盤の確保、それが最終的には町の発展につながるものであらうと思っておりますし、また町民の幸せにもつながるものだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 町長、私、本日は時間の限り、繰り返し町の発展を訴えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしますが、石破地方創生大臣、土曜日ですか、テレビの中で、希望を持ってやる気の自治体には必ず応援しますというふうに述べております。そして、さっきの冒頭、私は壇上で言わせてもらいましたが、甘利経済再生大臣も、アベノミクスは絶対に成功すると、成功するまで頑張るんだというふうに言っております。くれぐれもその辺のことを思いの中に入れておいていただきたいと思っております。

いつも申し上げて、また繰り返し重複すると思いますが、提案、意見を言わせていただきます。

私の思う町の発展の第一は、さっきも言いましたが、産業の発展イコール雇用の拡大であります。それも、若者が魅力と思える産業の創出と雇用拡大が大事だと思っております。

我が町の代表的な課題が農業です。ことしは米の価格が、予想されていたとはいえ、大暴落のようです。農業立町横芝光としては、重大事であります。このままでは、ますます農業に対する魅力が薄れてしまう懸念があります。また、この事態は全国共通の課題でもあり、他の市町村でもさまざまな対策を打ち出しているように思います。

既に、我が町でも、米の生産から販売までを一貫したビジネスとして成果を上げ、頑張っている人たちもいます。これは代表的な6次産業のモデルと言えらると思います。私は、これを横芝光特産の園芸品、あるいは畜産品まで拡大して、それぞれの産業が連携を深め、一体化した横芝光版6次産業システムの構築に向けた、官民一体となった取り組みを期待したいと思ひます。

具体的に言ひますと、生産に関しましては、それぞれが創意工夫を凝らしつつ特産品のブランド化を目指し、販売に関しては、横芝光町の公共施設、具体的には給食センターとか病院とか介護施設等々や、町内にある宿泊施設や飲食店、さらには横芝光町にある事業所と従業員、そしてさらにその取引先とその従業員にまで、町の産物を購入していただけるような活動をする、そういった官民一体のプロジェクトチームを立ち上げ、営業活動とあわせ、1次産業、2次産業、3次産業に対する支援及び連携強化を図っていくといったことが考えられると思ひます。

私は、これまでも産業振興協議会なるものを立ち上げていただきたいということを再三お願いしてまいりました。改めて、この時点で早急に創設していただきたくお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 若者に魅力のある農業、そうした部分においては、議員もご承知のとおり、鈴木克征議員もおりますけれども、農林水産省のホームページにも載っている篠本新井の土地改良は、非常にすばらしいものがあると自負しております。

営農団地化、そして多品目化、大豆、麦栽培ですとか、最近では乾田直播といひまして、直まき、これによる成果も十分に上げられているというような状況でございまして、今後国策とあわせていろいろな部分で農業の従事者の皆さんに、特に米農家の皆さんにはそれをご提言、ご推奨差し上げるような状況をつくってまいりたいというふうに考えております。

また、その中でも、篠本新井の一部ではございましてけれども、カルガモを使っての有機米、こういう付加価値をつけて、これは何とフランス国営放送で流された、取材に応じたというような事実もございまして。

また、販路の問題につきましては、私の就任当初より、小学校給食には今、週3回の米飯給食を行っております、これは全て町内産のこしひかりを使いなさいというように指示をしております、この間ずっとそれが行われておりますし、また町内の業者、特に役場に入っている出入り業者の皆さんには、町内米を使ってくださいというようなお願いをしておりますし、現実問題、使っていただいているところもございます。その辺の調査はある程度はしております。

そうした中で、議員がご提言いただきました産業振興協議会の創設、これは本当にやらなくてはならないものだと思いますし、それがひいてはまちづくりについても、町民の皆さんのご発言、ご提言をいただけるような機会もつくっていかねばならないのかなというふうに思っております、過去にはこういうことを短期的に行ったこともございます。

その辺の部分を、もうちょっと継続的に行えるような組織づくりを今後検討してまいりたいと考えておりますので、その節にはぜひよろしくご参加いただけますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 町長が前から取り組まれているということにつきましては評価させていただきますが、もっと徹底するということが極めて大事だろうというふうに思います。

一例紹介させていただきますと、以前、埼玉から、2年ぐらい前までこちらにいたんですが、3年ぐらい、横芝光町が好きで移り住んで、横芝光町さんの農業にかかわって頑張っていた人、吉岡さんという人がいます。

ただ、今また埼玉に帰ったんですが、東京でいろいろ農産物の関係のビジネスをしまして、先日もみのり農場に来て、そこでの産物を江東区の東雲にあるショッピングセンターに、地元の人がやっているのか、ミヤガワという居酒屋があるそうです、宮川の人だと思うんですが。そこで、横芝光産の米、野菜、肉を販売するということが決まったそうです。そのことを四谷でも銀座でも、そういったことを何軒か、今、交渉中で、ほぼ決まりそうだというふうに言っておりました。

ですから、そういう形の中でも現に頑張っている。だから、東京でも売れるので、町中に、強制というわけにはいかないでしょうが、公的な機関であればさっき言ったように強制もきくでしょうけれども、全ての事業所にアピールをしていく。

以前、私もソニーの関係のところにも米をいっぱい売って、毎日5キロ、10キロずつ、何ト

ンも運んだ、自分が代金も集金してくる、そういう仕組みをつくったことがありますけれども、ぜひそういったことも考えられるんじゃないかというふうに思っております。ぜひ徹底してこれは進めていっていただきたい。

さらにまた、繰り返して申し上げます。

町長、今議会の初日の町長政務報告の中でも取り上げていただきましたが、私は、町産業の発展のためには、どうしても必要な道の駅、もしくは産直交流施設なるものを早急に建設してほしい。その中で町のさまざまな情報発信や交流機会を、また特産品の宣伝アピールと特産品の供給拠点、今言ったように町の内外に特産物を供給していく、そういう供給拠点にしていけたらすばらしいなというふうに考えております。

そこで、改めて、もちろんこの前、政務報告にあったんですが、私しつこいので、確認のために政務報告の一文を改めて読ませていただきます。

その中で、産直交流施設検討事業にかかわる基本調査業務委託につきましては、入札の結果、セントラルコンサルタント千葉営業所に発注しました。今後は、当町の観光や文化を初めとする情報発信機能、農水商工などの連携した地産地消の推進に資する直売所やレストラン、体験、交流その他の機能をあわせ持った地域の拠点となる、ここからが大事なんですが、そういった施設が成り立つか検討を行い、必要機能、施設設置場所、管理運営形態、事業手法など、新たな委員会を立ち上げ、意見を伺いながら進めてまいりますというふうに報告していただきました。

大変すばらしいアピールのようですが、今申し上げましたように、ここで非常に気になるのが、私個人なのかもしれませんが、この拠点となる施設が成り立つか検討を行う、これはどういう意味で書かれてあるのでしょうか。

また、これまで1年余りかけて視察研究と協議をしてきた産直交流施設検討委員会の結論をどう考えるのでしょうか。産直交流施設検討委員会の構成メンバーは、町長を委員長として、横芝光町の各団体代表で構成し、多くの意見を出し合った末に結論が出たわけでありませぬ。

このことも含めて、成り立つかどうか検討を行うということはどう考えるのか。また、その検討委員会の結論をどう考えるのか。2つ、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 産直交流施設検討委員会の意見は十分に尊重させていただきながら、どう成り立つかというか、どう成り立つ産直交流施設をつくるか、これが一番肝要な部分で

あるかと思っておりますし、それを専門家の知識をあわせ持って、これからきっちりとすばらしいものをつくり上げていくためにはそれも必要であるというふうに考える中で、そのような報告をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） では、私の考え過ぎということで、町長が思うには、成り立つ交流施設をどうつくるかということでいいわけですね。

全く私も同感で、あらゆる事業が成り立つとか成り立たないとかいうことは、よくコンサル会社に相談したりとか、評論家的な人に相談したりとか、そういったことが世の中にはままあります。

しかしながら、私は、そういう人たちが経営というか事業が成功するかしないかの結論を出すべきものでは絶対にはないと思っております。今、町長が言われたように、全ての事業が成功するのは、その事業に参加する全ての人たちが、成功のために何をなすべきかということを実際に考えるべきでありまして、そのことがまたスタートだというふうに私は思っております。

町長、これは多くの人たちが、この前も横芝東町3町からの要望も多分あったと思います。多くの町民が期待しているわけです。物事には、スピードとタイミングが大事でもあります。ちょっと際どい言い方で申しわけないんですが、いつまでも小田原評定みたいなことをしては、名門北条家の滅亡につながります。横芝光町が、それこそ消滅可能性都市にならないように、ひとつ覚悟を持って取り組んでいただけたらなというふうに思っております。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

今、答弁で、成り立つ交流施設をつくるためにということで確認させていただきましたので、あえてその答弁は求めなくても済むと思ひます。どうかよろしくお願ひします。また、傍聴の方も、そのことも気がかりで来ていただひている方もいます。証人ということもありまして、ぜひ忘れないようにお願ひしたいと思ひます。

さらにまた、くどいようですが、私は、これまで浅知恵の中で、町政の運営と企業経営ということに関連させて、さまざまな質問を言わせていただきました。

そこで、改めて、株式会社横芝光の社長は佐藤町長であります。株主は全ての町民であります。その全ての町民による直接選挙で、町長は社長に選ばれたわけですね。町長と社長に選ばれたわけですね。直接選挙で選ばれたということは、ある意味、大統領的な権限も有して

るようにも思います、一部です、全てとは言いませんが。

その社長は、社員とその家族の生活に大きな責任を背負っているわけです。時には、命がけも覚悟しなければなりません。およそ企業というものは、まず営業企画部門が収益を、次に財務経理部門が収益管理をします。そして、総務部門が人事や福利厚生部門の中で、収益の還元をしていくわけです。したがって、収益が計画どおり上がりませんと、当然収益の還元は期待できません。町で言えば、破綻自治体ということになりかねません。

私は、豊かなまちづくりのためには、横芝光町行政機関において、収益を上げる営業企画部門を思い切って強化する必要があると強く感じておりますが、町長、どうお考えでしょうか。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、庁内機構の中で企画財政課という課がございます。企画、これは新しいものをつくりはじめるとか、いろいろなものを考えていくという場所がございます。それがある意味、営業企画部門なのかなと。

そして、また一方、財政の縮減を目指す財政の部分が同じ課になっているということも、今、浅野議員がおっしゃられた部分については、若干、整合性がとれていないのかなという部分の中で、現在、事業再構築検討委員会、先ほど壇上での答弁でも申し上げましたが、合併10年を機に、新たな機構をどういうふうにつくっていけばいいのかという部分を副町長を座長として行っております。

その中で、基本16名で構成されておるんですが、重立ったメンバーは班長職でございます。その班長職の中から、今、浅野議員がおっしゃられましたとおり、企画と財政というのは一体のものであっていいのかどうかという提言が今なされている最中ではございまして、今後その辺の部分も十分勘案しながら、分離をするということも必要なのかなと。

新しいものにチャレンジするには、やはり財政に足を引っ張られていたらいけないというような発想の部分になるかと思っておりますけれども、そうした部分で、今後ますます経営企画部門という部分の重要性、自治体同士のある意味闘い、そのような状況の中に入っていく上で極めて重要なポジションになってくるかと思っておりますので、今後十分前向きに検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 繰り返し、最後に申し上げます。

ただいま町長の説明がありましたが、町長を初め町執行部の方々の考えの中に、常に財政の健全化、これは極めて大事なことです、財政の健全化ということが出てきます。私が思うに、町の多くの施策の中では、どうも縮小均衡型の考えが通っているのかなと、執行部の中に、財政の健全化と縮小均衡という考え方がどうもリンクしているのかなというふうに、そういう気がしています、私個人的な見解です。

また、経営論ですが、中小企業経営におきまして、縮小均衡策というのは企業の消滅につながる消極策というふうに大体言われております。そうでない場合もありますが、多くは縮小均衡イコール企業の消滅というふうに言われていると思います。

先ほど申しましたが、私は財政の健全化イコール縮小均衡という中で、この横芝光町が将来消滅可能性都市とならないように、積極的に果敢に前向きな政策を期待するものであります。

そもそも平成の大合併は、それぞれの町の財産と収益と経費を集約し、新しい自治体の総合力を高め、強化を図る政策であったかと思えます。

繰り返しますけれども、佐藤町長は、全ての町民の選挙で選ばれた町の社長であります。旧横芝町、旧光町の利害にとらわれることなく、横芝光町全体の収益を上げるべく、政策を思い切って進めるべきであります。そして、全ての町民の皆様に物質的、精神的な還元を図る使命があると考えております。このことが、佐藤町長が標榜する町の発展と町民の幸せということではないでしょうか。

そして、そのことを共通使命として実行していくのが、町行政機関の全ての皆さんだろうと思えます。また、議会も、町民の代表機関として、地域の発展と住民の幸せのため、行政機関同様の大きな使命を帯びていると考えています。

これらのことをよくよく考え合わせて、改めて、佐藤町長、最後ですが、今後の町政に対する決意をお聞かせいただきまして、私の質問を終わらせていただきます。時間はたっぷりありますので、ゆっくりお願いいたします。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今後の町政をどのようにしていくかというようなご質問だと思っております。

そうした中で、せんだって、あえて申し上げませんが、東京湾沿いのちょっと出張ったところの市の財政の問題が千葉日報の1面に出ておりました、1面だったかな。財政調整基金が2億円を割ってしまう、財政破綻自治体になってしまうのではないかと。また、

総武本線の一番最後の市が、財政調整基金が161万円だというようなお話もありました。

そうした中で、合併をして今9年目を迎えている横芝光町でございますが、やはりおのおのやり方がございました。その中で、一気にそれを全く新しいシステムで行うということの難しさは私も十分認識をしておりますし、その部分については、浅野議員もご理解をいただけるのかなと思っております。

そういう中で、これからめり張りをつける財政運営をするためには、まず選択と集中、同じようなものを両方でやっていたはいけない、一緒にやっ払いこう、その部分に多少時間がかかっているのも事実でございます。

その部分も含めて、今後、先ほど申し上げました選択と集中、めり張りのついた事業執行を行うためには、やはり安定した財政基盤が必要であろうかと思えますし、先ほど言っておりましたこの国の創生事業の中で、1兆円の予算も今度回ってくるのかなというふうに、まだこれはお話だけで、内容については一切まだ知らせていただいておりますので、今後新しい大臣の中で、そうした部分も積極的に、先ほど申し上げましたとおり、希望とやる気のある自治体には必ず応援していくというお話がありましたので、その自治体の中に必ず入るように努力をしていきたいと思っております。

また、先ほど来申し上げているところでございますけれども、町の発展と町民の幸せを標榜して、今後も産業の発展に努力していく。特に町の大きな柱でございます農業の発展、また所得確保につきまして、施策を積極的に行うとともに、子育て支援、高齢者福祉、あわせもってしっかりと進めてまいりたいと考えております。

それには、先ほど申し上げているように、安定した財政運営が必ず必要となってくるかと思えますし、横芝光町は、今年度2億円の財政調整基金の積み立てをさせていただくことになっております。合計で財政調整基金が22億円という、町としてはかなり優秀な部分でございます。

その財政を継続的に未来永劫にわたって発展し続けるための財源として、しっかりと協議しながら、皆さんとともに作り上げていきたいと考えておりますので、今後もよろしくお願ひ申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

以上でございます。

○3番（浅野孝男君） ありがとうございます。

以上です。

○議長（伊藤囀樹君） 以上で、浅野孝男議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は午前11時5分といたします。

(午前10時54分)

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時04分)

◇ 齋藤 順一 君

○議長（伊藤罔樹君） 一般質問を続けます。

齋藤順一議員。

〔2番議員 齋藤順一君登壇〕

○2番（齋藤順一君） ただいまご指名をいただきました横芝光町鳥喰の齋藤順一でございます。

質問の前に、このたびの広島土砂災害でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたすとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、天高く馬肥ゆる秋と申しますように、すがすがしい実りの季節を迎えております。

さて、議会議員の任期も余すところ半年となりました。今一番感じますことは、中国の詩集、詩経に、初め有らざるなし、克く終わりあるは鮮し、その一編を思い浮かべます。まさに、物事のし始めは皆立派であるが、その終わりを全うする人は少ない。初心に帰り、その思いを踏まえ、熱く質問に臨みます。

また、9月定例議会におきまして、登壇の機会を与えていただきました議長を初め、先輩議員、同僚議員の皆様にご心より感謝申し上げます。

それでは、元気に、熱く質問させていただきます。町長初め執行部には、明快かつ簡潔な答弁をよろしくお願い申し上げます。

早速、通告順に従いまして、質問に入ります。

まず、私のマニフェストの一つ、安心安全なまちづくりの取り組みより質問をいたします。

6月の一般質問で、町内地域活性化と小中学校の統廃合についての質問をいたしましたが、これはいわゆる日本の地域別将来推計人口の発表に基づき、町の人口減、高齢化、若年女性の定住化等の対応の理念を佐藤町長に答弁いただきました。

それでは、今回の9月定例議会におきましては、より具体的な政策作成をお伺いいたしま

す。

大綱1といたしまして、横芝光町の消滅回避の方策をお伺いいたします。

- 1、横芝光町の消滅回避のための執行部の展望については。
- 2、横芝光町の消滅回避のための今後の重要政策は。
- 3、横芝光町の消滅回避のための具体的行程は、いわゆる政策作成をお示してください。

それから、私のマニフェストの一つ、農商工のバランスある発展より質問いたします。

9月2日の議会の成田空港視察では、成田空港の現状と取り組みの説明、LCCへのチェックカウンター、LCCのターミナル建設現場、第1旅客ターミナルのリニューアルした店舗の数々の視察をいたしました。変わりましたさまには驚愕いたしました。そして、騒音補助金の恩恵のみにとどまらず、この空港のお客様を我が横芝光町に少しでも向けることができないものかと思ったのは、私だけでしょうか。

そこで、大綱2といたしまして、観光立国と空港等の国策に沿った横芝光町観光立町の方策をお伺いいたします。

1、観光立国と空港等の国策に沿った横芝光町観光立町の展望について、お伺いいたします。

2、観光立国と空港等の国策に沿った横芝光町観光立町の重要政策について、お伺いいたします。

3、観光立国と空港等の国策に沿った横芝光町観光立町を明確にその政策作成をお示してください。

そして、私のマニフェストの一つ、人に優しいまちづくりより質問いたします。

8月7日の新聞報道によりますと、2013年度小中学校の不登校が、昨年より7,000人増とございました。年間30日以上欠席の小中学生が11万9,000人だそうです。

私は、教育問題を中心に、大六天通学路から憲法26条まで幅広く一般質問させていただいております。一番大切なものは、まちづくりは人づくりからだと考えておるからです。

最後に、大綱3といたしまして、小中学校の不登校といじめ、体罰について、改めてお伺いいたします。

- 1、小中学校の不登校といじめ、体罰等の考え方をお聞かせください。
- 2、小中学校の不登校といじめ、体罰等についての町内のその対応はいかがなものかをお伺いいたします。

以上、大綱3点について、壇上よりの質問とさせていただきます。

〔2番議員 齋藤順一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、早速、齋藤順一議員のご質問にお答えさせていただきます。

なお、私からは、横芝光町の消滅回避の方策はについてお答えをし、その他のご質問については、教育長並びに産業振興課長から答弁させますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

初めに、横芝光町の消滅回避のための執行部の展望はについてでございますが、本年5月に日本創成会議から消滅可能性都市の推計が公表され、1,741の市区町村のうち896の自治体が、2040年までに20歳から39歳までの若年女性人口が5割以上減少し、このままでは消滅可能性が高いというショッキングな内容であったことから、大きな波紋を呼んでおります。

報道記事によりますと、全国の知事への調査では、少し大げさではないかという反応が目立ち、中にはおかしいと明快に言い切った知事もいらっしゃったとのことでございます。

そもそも、日本創成会議の人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研の推計をベースにしたものでありますが、社人研推計は、人口移動が将来的には一定程度に収束、これは終わる終息ではなく、人口移動がある程度におさまることを前提としておりますが、日本創成会議は、人口移動が収束することなく、今までどおりの規模で地方から大都市圏への人口流出が続く場合を仮定して推計しています。

そこで、これまでの傾向が2040年まで続くということを前提に、単純機械的に推計するのは問題があるのではないかという意見が出てきているわけでございます。

このように日本創成会議の推計に疑問を感じた方が多いというものの、人口減少問題は大きな課題だという共通した認識であり、まさに私も同じ思いでございます。

日本創成会議の座長であります増田寛也元総務大臣もおっしゃっているとおり、消滅の可能性があるからといって、いたずらに悲観することはない、未来は変えられるでございました。消滅自治体とならないよう対策を講じていくのが、行政の役目であり、町政をあずかっている私の責務であると考えております。

次に、消滅回避のための今後の重要政策はについてでございますが、消滅回避の政策は、とりもなおさず人口減少対策にあり、少子高齢化社会と言われ久しく、これまでどちらかといいますと高齢化対策に重きが置かれていた感がございますが、これからは今以上に少子化

対策、そして定住促進等の人口減少対策に重点を置いた事務事業の実施、予算の配分が必要であると考えております。

続きまして、消滅回避のための具体的行程表、政策作成でございますが、第1次横芝光町総合計画の基本構想において、まちづくりの基本理念と町の将来像を掲げ、これを実現するため、町が実施する施策の課題や目標を示し、まちづくりを推進するための過程をあらわした横芝光町基本計画がございます。

現在は、平成25年度から平成29年度までの後期基本計画に基づき、各種事業を展開しているところでございますが、人口減少対策も主要課題の一つとして取り上げ、さまざまな施策、事務事業が盛り込まれておりますので、今後も後期基本計画の着実な推進に向け、積極的に取り組んでまいります。

なお、政府も国を挙げての地方の人口減少対策に取り組む考えで、地方創生本部を設置し、東京への一極集中の是非、耕作放棄地を含む土地利用のあり方の見直しや若年層の雇用等についての検討を行い、平成27年度から5年間の具体策を盛り込んだ総合戦略を来年1月にまとめるとしており、一方、政府は都道府県に対し、国の総合戦略を踏まえた地方人口ビジョンを来年3月までにまとめるよう促し、それを土台に都道府県は、平成27年度中に地方総合版戦略を策定する方向とのことでございます。

さらに、来年度予算においては、1兆円規模の地方創生枠を計上する予定とのことでございますので、今後の動向に注視し、これらの内容を見きわめた上で、実効性のある事務事業を検討していきたいと考えております。

以上、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 教育長。

〔教育長 齋藤 明君登壇〕

○教育長（齋藤 明君） 齋藤順一議員の教育関係、初めに小中学校の不登校といじめ、体罰等についての（1）小中学校の不登校といじめ、体罰等の考え方についてのご質問にお答えいたします。

初めに、横芝光町教育委員会は、平成24年10月1日以降、町内各学校に対しまして、学校不祥事を根絶する最後の、そして最大の力は、教職員一人一人の自覚と努力以外にはない、これを基本的な考え方としまして、学校不祥事15項目を規定し、全ての教職員に対する不祥事に関する内部研修や外部研修等を計画的に実施しつつ、教職員一人一人に不祥事に対する

当事者意識の高揚を図り、各学校の職場風土の改善に取り組んできていることを申し上げておきたいというふうに思います。なお、千葉県教育委員会は、教員不祥事ということで5項目を根絶したいということで取り上げております。

さて、文部科学省は、学校に在籍している児童生徒が、年間に30日以上欠席している児童生徒を長期欠席児童生徒とし、統計法に基づきまして、文部科学省が実施する学校基本調査の中で、欠席理由を病気によるもの、経済的理由によるもの、不登校によるもの、その他の4項目に整理し、調査をしております。

病気によるものは、本人の心身の故障等により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席をしたものとしております。

経済的な理由によるものは、家計が苦しく、教育費が出せないとか、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由によるものとしております。

その他としましては、保護者の教育に対する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から欠席しているもの、日本国外での長期滞在・日本国内、国外へ旅行等のため欠席しているもの、連絡先が不明なまま欠席しているもの、欠席理由が2つ以上あり主たる理由が特定できないものとしております。

齋藤議員ご指摘の、不登校によるものにつきましては、児童生徒に何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいは登校したくともできない状況にある者で、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除くというふうにしております。

なお、欠席状態が長期に継続している理由が、学校生活上の影響、遊び・非行、無気力、不安など情緒的混乱、意図的拒否、及びこれらの複合等であるものとしております。

次に、いじめ防止対策推進法では、児童等は、いじめは行ってはならないということを前提にした上で、いじめを定義しております。児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとしております。

なお、一定の人間関係にある者とは、学校の内外を問わず、同じ学校、学級や部活動の者、当該児童等がかかわっている仲間や集団、グループなど、当該児童等と何らかの人間関係のある者を指し、心理的、物理的な影響を与える行為とは、たたかれたり蹴られたりする、恥ずかしいことや危険なことをさせられる、金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれた

り、壊されたりする、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷される、仲間外れにされるや集団による無視をされるなどを指すというふうに考えております。

次に、学校教育法第11条に規定する体罰ですけれども、文部科学省は、児童生徒の指導に当たり、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の対応等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があるとしており、機械的な定義はしておりません。

ただし、懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち殴る蹴る等の身体に対する侵害を内容とする懲戒、また正座、直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等の肉体的苦痛を与えるような懲戒に当たると判断された場合は、体罰に該当するというふうにしております。

また、個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動に判断されるのではなくて、諸条件を客観的に考慮して判断されるべきものであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮し尽した行為であったかどうか等の観点が必要であるというふうにしております。

言葉で叱る指導方法以外では、放課後等に教室に残留させる、授業中に教室内に起立させる、学習課題や清掃活動を課す、学校当番を割り当てる、立ち歩きの多い児童生徒を叱って席に着かせるなどは、体罰行為ではないというふうに考えております。

また、児童生徒からの暴力や児童生徒間の暴力行為をとめるために、やむなく体を押さえつけたりすることや授業妨害をする児童生徒をやむなく必要な時間だけ教室外に出すことも体罰ではないというふうに考えております。

町教育委員会としましては、以上のようなことを不登校といじめ、体罰等の考え方として捉えて、指導を推進しているところでございます。

続きまして、(2)小中学校の不登校といじめ、体罰等についての町内での対応はいかなものか、お聞かせくださいと。

まず、不登校ですが、横芝光町内各学校の不登校児童生徒の数は、ここ2カ年の調査結果を見ますと、ほぼ横ばい状態にあります。教育委員会としましては、各学校とも心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因背景等が児童生徒個々によって異なることを前提にして原因究明をするために、各学期ごとに長期欠席児童・生徒指導対策委員会を開催し、その都度

事例を協議し、行政と小中学校間の連携を密にしております。

また、各学校とも校内適応指導・生徒指導・長欠対策委員会を定期的開催し、個々の児童生徒の状況を共通理解をしてきております。もちろん、学級担任としても定期的な電話連絡や家庭訪問、保護者との面談、家庭への支援を密にしてきておるといところでございます。

さらには、町採用の心の教室相談員、それから山武郡市広域行政組合採用の教育相談員、県教育委員会配置のスクールカウンセラー、訪問相談員等を各学校に配置し、常時相談活動を実施し、支援をしているところでございます。

次に、いじめですが、1学期終了時におきましては、社会的に問題になるような深刻なもの報告されておられません。しかしながら、児童生徒の日々の学校生活においては、さまざまな出来事が発生していることは言うまでもありません。教育委員会としましては、校長会、教頭会、生徒指導担当者会議等を含め各種会議において、いじめ防止対策について指導を進めているところでございます。

また、各学校は、いじめ問題に対する点検活動、いじめの実態把握に関するアンケート調査、教育相談週間を定期的実施するほか、日ごろから児童生徒の人間関係の変化や個々が発する危険信号を見逃すことのないように留意しまして、早期発見・早期対応に努めておるところでございます。

その結果から生じた課題等につきましては、その都度、学級・学年・学校全体の課題と捉えまして、ハウレンソウを合い言葉に報告・連絡・相談を行い、解決を図るといところでございます。

最後に、体罰ですが、今年度、現在まで社会的に問題となるようなものは報告されておられません。教育委員会としましては、体罰は絶対にあってはならないことから、しない、させない、見逃さないを徹底するよう、校長会、教頭会、生徒指導担当者会議等を含めまして各種会議において、体罰防止について指導助言を進めておるところでございます。

また、各学校は、全体での体罰問題に対する点検活動や教師に対する体罰の実態把握に関するアンケート調査、生徒に関する教育相談等を定期的実施するほか、日ごろから児童生徒と教師の人間関係をチェックし、個々の心の変化や個々が発する危険信号を見逃すことがないように留意し、体罰防止に努めております。万が一、体罰の報告があったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、事実を隠蔽することなく、学校への支援や保護者等への対応を適切に処理するということにしております。

最後に、教員関係でございますが、8月31日までの教職員間でのパワーハラスメント、またセクシュアルハラスメント等による問題等は、現在起きてはおらないということを申し上げておきたいというふうに思います。

町教育委員会としましては、不登校、いじめ、体罰のない学校を目指して日々努力を重ね、児童生徒と教員がともに安心安全である学校、楽しい学校生活が送れるよう、指導・支援を推進してまいります。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

〔教育長 齋藤 明君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 早川典男君登壇〕

○産業振興課長（早川典男君） それでは、齋藤順一議員ご質問の大綱2点目、観光立国と空港等の国策に沿った横芝光町観光立町の方策はの観光立国と空港等の国策に沿った横芝光町観光立町の展望は、重点施策は、政策形成を具体的にお示しくださいについてお答えいたします。

初めに、国の観光立国推進基本計画の方針として、国民経済の発展、国際相互理解の増進、国民生活の安定向上などを掲げ、目標設定として、平成24年から28年の5カ年の計画期間で、国内における旅行消費額を平成21年実績の25.5兆円から平成28年までに30兆円にする。訪日外国人旅行者数を平成32年初めまでに2,500万人とすることを念頭に、平成28年までに1,800万人にする。日本人の海外旅行者数を平成22年実績の1,664万人から2,000万人にする。日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数を平成22年実績の2.12泊から年間2.5泊にするなど、ほか7項目を設定しております。

具体的な施策としては、国内外から選好される魅力ある観光地域づくり、これは観光地域のブランド化、複数地域間の広域連携などでございます。そして、国際会議等の国際的ビジネスイベント分野の競争力強化、休暇改革の推進などを掲げています。

また、ことし6月の観光立国推進閣僚会議では、東京オリンピックが開催される2020年に、訪日外国人旅行者を倍増させるための行動計画を決定しております。これは、首都圏にある羽田、成田両空港の発着枠をふやす拡充整備が柱で、政府の目標として、2020年に訪日外国人旅行者数を現在の倍となる年間2,000万人に設定しております。

次に、当町の観光客入れ込み状況ですが、千葉県商工労働部観光企画課がまとめた平成24年千葉県観光入込調査報告書では、観光地、行祭事、イベント時の当町の入れ込み客数は8

万1,160人と非常に少なく、千葉県内の54市町村中51位という結果であり、また宿泊客数は3万1,785人で、30位という結果になっております。

このような状況を踏まえ、観光立町の展望としては、成田国際空港も国際線、国内線のネットワークも新規就航などにより今まで以上に充実しつつあり、今後も発着枠をふやす拡充整備などが期待されることから、成田国際空港との共存共生を目指し、成田国際空港株式会社や成田国際空港振興協会と連携を図り、集客を見込める事業を検討し、地域の活性化や経済効果に結びつけたいと考えております。

次に、重要政策についてですが、現在、成田空港圏9市町と情報の交換や連携を図りながら、年間を通して成田国際空港のイベント、空市や空の日のイベント、新規就航記念行事などに参加し、積極的に観光や特産品のPRに努めているところであります。

しかしながら、当町には、観光客の立ち寄る物産展や観光情報を提供する拠点となる施設がなく、特産品の販売は、一部の商店や直売所での販売のみにとどまっております。このような状況を考えますと、1カ所で町の魅力が堪能できる施設の整備も必要であると考えられます。

また、現在、観光客の大半が日帰りと考えられますので、お客様にはできるだけ町内に宿泊、周遊をしていただけるよう、観光資源の発掘やブラッシュアップ、そしておもてなしの心で接し、何度も足を運びたくなる町にしていくことが重要であると考えます。

最後に、政策作成を具体的にお示しくださいについてですが、成田空港からの交通の利便性を生かしたグリーンツーリズムや豊富なスポーツ施設と連携した滞在型余暇活動など、地域資源を活用した新たな魅力発信と、観光と消費の核となる施設整備や近隣市町と連携した観光資源の相互のネットワーク化が必要と考えられます。

この実現には、観光推進の中核となる観光協会や商工会、農業振興会、宿泊組合、近隣市町などと情報の共有及び連携を図り、訪日外国人旅行者も視野に入れ、観光マップの作成や観光ルートの検討など、地域の活性化につながる集客計画を考えてまいりたいと思います。

〔産業振興課長 早川典男君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） ご丁寧な答弁をありがとうございました。

特に、教育長におかれましては、私の再質問の時間まで利用していただいて、詳細にお答えになったことを感謝申し上げます。

それでは、最初の再質問をお伺いします。

まず、一番先の、横芝光町の消滅回避の方策についてお伺いしましたけれども、今お話を伺っていると、執行部の展望は、未来は変えられるんじゃないかと、重要政策は人口問題、今まで年寄りに力を入れていましたけれども、今度は人口問題、若年層の定住化に努めますよと。

では、政策作成をお示くださいという答えは、総合計画の中で横芝光町の第1総合計画の中で基本計画の中に入っていますということで、まさに今の答弁はむべなるかなでございませう。

確かに佐藤町長は、今までも、平成18年より子ども医療費無料化、そして子育て支援等々、魅力ある施策を実施してきた実績を高く評価いたしますが、町存続のためにはまだまだ手ぬるいと考えております。

なぜならば、6月の一般質問で、町消滅回避等の理念は明確に答弁いただいております。若年女性の定住化促進等、より具体的な行程が見えません、今の答弁では。そして、6月の一般質問で、5月8日日本創成会議発表の5月22日の新聞報道では、即、近隣市町村ではアクションを起こした動きを伝えました。栄町、定住奨励金、匠瑤市、マイホーム購入支援、香取市、婚活事業等アクションがあったことを6月議会でも申し添えております。

私は、先月の臨時議会でも、町内の空き家の有効利用で定住化促進等、具体的な提言をいたしました。その後の進捗状況等はいかがになっておりますでしょうか。横芝光町の政策作成をいま一度具体的に、町長より、いえ、町長にお伺いさせていただきます。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど、浅野孝男議員のご質問の中でも申し上げましたとおり、この問題については、本当に積極的にやらなければならないというのはもう言うまでもございませう。

そうした中で、先ほど新たな内閣改造の中で、石破茂地方創生担当大臣というのがつくり上げられまして、そして先ほども申し上げましたとおり、1兆円規模の対策費を国で見ると、その部分を合理的に、積極的に、希望と積極性のある自治体として取りに行きまして、今後のまちづくりのために進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） むべなるかなです。

それでは、ちょっと方向を変えて、前6月の議会でも、私は、熊本の槻木小学校の7年ぶ

りの復校式の集落再生の事例をお伝えしたところでございますけれども、今回の事例は、ご存じだと存じますが、隠岐諸島、海士町の島留学です。旧横芝町議会でも視察研修がなされている視察地の一つです。

縁あって、私もたまたまそこに同行させていただきましたが、この話は、島根県の北60キロ、日本海に浮かぶ隠岐諸島、島前高校の取り組みです。島外から意欲、能力の高い生徒を対象に寮費、食費、里帰りに助成金を出す制度などです。

これにとどまらず、町は、郷土の恵みを前面に打ち出すとの、その努力が認められて、最近ではまちづくり総務大臣賞、地域づくり総務大臣賞等を受賞するなど、まちづくりにも非常に活発で、全国から多くの若者が移り住み、海外より視察に来るようになってきているということです。

隠岐、海士町の成功事例を聞いて、町長のご感想をひとつお願いいたします。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 隠岐、海士町の事例については、聞き及んでおるところでございますが、各自治体、各地域にはそれぞれの特徴がございます、その部分を十分にどう生かしていくか、またそれに特化することでどういう結果になるかについては、全ての自治体が同じことをやってもしょうがないわけでございます、その部分もじっくりと協議し、検討を重ねて進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） そうですか。私がお伝えしたいことは、もちろんそのままコピーして、そのまま同じような施策をするというのは全く無意味なことでございますので、そういった何もないような地域でも、そういうことがなされているということで、参考にして、その事例じゃないですけども、ほかの角度から町おこしをしてみてもどうかということで、ではもう少し詳細に案内しますと、海士町は人口2,400人足らず、都会のような便利さはない。そのかわり、数え切れない郷土の恵みがあるそうです。温かい触れ合いを感じながら、シンプルに心豊かに暮らしている、産業振興に挑戦し続け、島外交流も熱心。

それで移住までの流れは、簡単に言うと、海士町交流促進課へ電話で問い合わせるのだそうです。そうすると、下見、見学、ヒアリング、仕事の体験、就職先の面接、その諸条件が合えば定住決定、就職先、住宅は町が紹介する。

この先進事例をもう一度、これ具体的に、この辺まで努力して若年層の定住化を図ってい

るということですので、よそはよそだと言ってしまえば、執行部の町長の意見で、それで終わりなんですけれども、それでもう一度お伺いします。こういう事例については、当町では、また町長のお考えはこういうもので、よそはよそでというのなら結構なんですけれども、どういうふうに感じるか、再度お伺いします。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） どういうふうを考えているかというのは、非常に難しい答弁になるかと思えますけれども、その内容につきましては、いま一度詳細に研究をさせていただいて、当町に合った施策をどうしていくか、その構築を進めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） では、時を遅くならないように、ひとつよろしくお願いします。

9月の一般質問では、質問者の4名全部が、ある面では町消滅回避等の質問がなされており、いかに緊急性を持った重要課題であるかの認識をうかがい知るところでございます。

9月6日に、石破地方創生大臣は、前橋の講演で、農林水産振興を重視し、地方をよくすれば東京もよくなるという、地方活性化のための施策を示しました。しかし、国策の地方創生、地域の雇用創出の総合的戦略の方向性というのは正解なんだろうけれども、ここで私ちょっと思ったんですけれども、注視しなければならない留意点は、地方は過去にも2回苦い水を飲まされております。

その1つは、バブル崩壊後の地方交付税の大盤振る舞いの誘惑に乗り、身の丈を超えた公共工事の発注、その結果財政危機に追い込まれる、これが一般的な見方です。

2つ目は、平成の大合併では、合併特例債の大きなあめ玉に引かれ、図体を大きくしたものの、行政サービスの低下を招いたことは事実です。見方を変えれば、5月8日の日本創成会議発表の、日本の市町村の半数が人口流出により消滅するは、自治体を揺さぶって国策に沿わせる意図が十分私には感じられるんです。

そこで、いよいよ我が町、佐藤晴彦町長の出番です。国主導のまちづくりではなく、自治体みずから創造する、常識外れな遠大な思想を持ち、ふるさと再生へ想像力の翼を広げ、さらなる町長の手腕を期待して、次の再質問に移ります。

それでは、順序が逆になりますけれども、私の壇上での質問順で質問させていただきます。本当は、3番目の教育長のが先だったんですけれども。

それでは、2番目の大綱2、観光立国と空港等の国策に沿った横芝光町観光立町の方策に

ついて、展望、重要政策、要するに政策作成について、これもお伺いしたんですけれども、壇上でも述べましたけれども、9月2日の議会の成田空港視察では、私、成田空港の変わりようについては大変驚いたところです。

以前、私が職業としていたころの旅行業の形態は、コールセラー、リテラー、ツアーリストの役割分担を明確にして、おのおのが機能していました。コールセラーは商品企画の卸売、リテラーはツアー販売小売、ツアーリストは旅行者のように、全く明確に区分されておりました。

しかし、今日は、お客様自身が家でウェブ上で航空券のブッキング、宿泊予約、現地の観光、食事、移動手段、全てエージェントを頼らず、自宅で予約が可能となっております。

少し前までは、地元旅行会社は、成田空港はもう少し国内線の便があれば助かるのというふうに、業者の誰しものが思っておりました。今は、成田空港にLCCの専用ターミナルが完成しようとしています。時代が変わりました。

しかし、驚いてばかりはいられません。政府は、観光、ビジネスに訪れる外国人の数が、昨年1,125万人、初めて1,000万人を突破しました、次の目標は2020年東京オリンピックの年間2,000万人を目標に総力を挙げるとのことです。

この空港のお客様を、我が横芝光町に少しだけでも向けることはできないでしょうか。先ほど、展望、政策とか政策作成に若干その部分がありましたけれども、もう少し政策作成を具体的にお示ししていただければと思います。どうでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 早川産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） 具体的な政策作成ということでございますけれども、これにつきましても、壇上でお答えしましたが、各機関と協力体制といいますか、そういった情報共有をしまして、観光協会であったり、そういった団体の皆様方と知恵を絞ってまいりたいと、かように考えております。

○議長（伊藤圀樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 先ほど、一番先の答弁でも早川課長はおっしゃっていましたが、イベント等通して、横芝光町を少し町へ呼び込む施策をというような形で、幸いにも海もあって、スポーツ施設もある程度あってという形の、いみじくもおっしゃっていましたが、どうかそれをもう少し発展形でしていただければと思います。

ただ、じゃ今、プラス要因で、成田空港は右肩上がりでもう2,000万人、国の奨励している形でどんどんお客様がふえていくのでしょうか。それも、日本で右肩上がりの観光ビジネ

ス、ビジネスでの外国からのお客様数ですが、マイナス要因は、2012年は旅客数、世界から見たらたった15位程度なんです。ですから、マレーシア、韓国の仁川などの空港では、もう各4,000万人のお客様があれですから、もう成田空港そのものは周回遅れの空港になっております、その集客数から見て。

スカイマークの撤退とか、関空においては、今度は民間に経営権を譲渡するというような話で、何兆円かで、何か人口減の空港需要の先行きの不透明さですとか、着陸30万回に向けた騒音環境問題等、横芝だってさんざんしているんです。そういう観点から、今度はあれですか、誘致じゃなくて、そういうものあれでは、執行部はどういうふうにお考えになっていますか。

今はマイナス要因だけはしたんですけれども。

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤議員、挙手願います。

齋藤議員。

○2番（齋藤順一君） 補足させていただきます。

要するに、騒音と空港助成だけに頼らず、今あれだけ多い成田空港のお客様を少しでも呼び込もうという形。でも、将来にわたって、呼び込むものをするんですけれども、空港そのものが縮小する場合もあるので、常に成田空港と共存するということはいいかもしれませんが、なくなる場合も考えなければいけないということで、そのマイナス要因に対してはどうですかというふうに、質問しておるんです。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 議員おっしゃられるとおり、今、成田空港と羽田空港の国際線の取り合いといいたいでしょうか、そういう部分で、国際線が若干不利になっているのではないかとこの部分が根拠に、今のご意見の中にあるのではないかと考えておりますが、当町だけの問題ではございませんし、これは国、また県の大きな問題でもあるわけでございまして、それについては成田空港、NAAを初め全体で2020年のオリンピック・パラリンピックに向けてどのようなことができるか、今、施策を検討中でございます。

そうした中で、当町に若干でもかかわる問題としては、聖火リレーがございまして。これが、被災地の旭市を通過して、成田市を通過して、東京に行くというような話もございまして、今、山武市、また横芝光町、匝瑳市などを巻き込んで、ぜひ横芝光町を通して聖火リレーを持っていけたらいいなというふうに考えております。

だから、先ほどの、ちょっと話がもとに戻りますが、例えば成田空港を利用する外国人の

観光誘致の問題としましては、やはり先ほど産業振興課長が壇上で答弁しましたけれども、海の自然の環境をどう外国人に理解し、またそれを求めてもらえるような環境をつくっていくか、これが先ほど、私が浅野孝男議員の質問でもお答えしました海岸、そしてまた海のこどもの国、漁港を利用したの一体開発につなげ、そしてまた駅前広場拡張事業によって、空港シャトルバスが利用できるものであれば、そのような総合的な政策の中で、それは進んでいくものと確信をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤囀樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） そうですね、これは、確かに私の大綱1と大綱2の質問はリンクしております、観光立町イコール消滅回避だという思いから、関連した質問をしました。

観光立国と観光立町、空港の国際策に沿った横芝光町の観光立町の方策、短期、中期的に、当面の目標はインバンドだとか乗り換えのトランジット等の旅客の観光誘致、積極的な知られざる横芝光町の楽しみ方を世界に売り込むこと。

いわゆる空港と町の共存は、私が思うには、異文化を大切に、地方の人々と都会の人々、生産者と消費者が交流すること、いわゆる産直交流施設等の建設など、歴史や自然に親しむグリーンツーリズムなど、農家にホームステイ、都市から人を呼び込む観光、より町が活性化をするんじゃないかというふうに思っております。

それでは、最後になりますけれども、この分については、私、毎回、事あるたびに教育問題は大切でございまして、常に質問の中に1項目は入れさせていただいております。

教育は、次世代へ夢、希望をつなぐ虹のかけ橋だというふうに私は思っております。今後も町民みんなで守り育てる横芝光町の教育を希望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤囀樹君） 以上で、齋藤順一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時ちょうどいたします。

(午前11時57分)

○議長（伊藤囀樹君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時59分)

◇ 森 川 忠 君

○議長（伊藤圀樹君） 一般質問を続けます。

森川忠議員。

〔5番議員 森川 忠君登壇〕

○5番（森川 忠君） それでは、議長のお許しを得ましたので、議席番号5番、森川忠が通告に従いまして、一般質問いたします。

その前に、けさほど、ご存じかと思いますが、日本テニス界初の四大メジャータイトルを取り損ねた錦織圭選手に敬意を表しまして、私自身も頑張って一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。

通告は、大綱3点であります。それぞれ行政関係、福祉・健康関係、税務関係について、お尋ねいたします。

最初に、行政関係では、当町の定住促進策について伺います。

先ほど来、2名の議員から、関連する定住促進、また今後の町の発展等に関してございましたが、私からは定住促進に関して伺いたいと思います。

現在、少子高齢化、人口減、もちろん全国的な現象であります。先ほど来もありましたけれども、さきの日本創成会議の発表では、2040年には全国で896自治体が消滅するという衝撃的な発表があり、自治体関係者のみならず、多くの国民に驚きを与えたところであります。20歳から39歳の女性、つまり一般的には出産するというか、出産の多い年齢で、特に千葉県では、県東、県南地区の多くが消滅するであろうという発表でございました。

成田の北側にある栄町では、77.3%減という驚愕的な数字に、岡田町長さんも驚かれて、手を打っているということを知っております。我が横芝光町でも、58.5%減という数字が示され、まさに喫緊の課題ではないでしょうか。

そのような予想が示され、当町ではどのような対応をする必要があるのか、現在の定住促進策、また今後どのような計画があるか、あればお伺いいたします。

そして、特に若い世帯の定住がポイントかと思いますが、現在の方策、また今後の計画等があれば、あわせてお伺いいたします。

次に、町内には、空き家、そして空き室が多く見受けられますが、賃貸住宅、持ち家、それぞれの空き家、空き室の数、そして総数がわかればお伺いします。

続いて、自動体外式除細動器、つまりAEDについて伺います。

現在、町内に設置されている場所、総数、利用実績はどうか。また、貸し出しに当たって

の問題点等があれば、お教えてください。

現在、設置されている公共施設を中心に、土日祝日が利用不可能なAEDがかなり多いと思いますが、この点に関してはどのようにお考えか、伺います。

例えば、千葉県船橋市、神奈川県大和市等では、24時間営業のコンビニエンスストアなどへの設置を積極的に図っております。そして、利用の便宜性がございますが、このような施策についてはどのようにお考えか、お伺いたします。

最後に、ふるさと納税についてお伺いたします。

ご存じかと思いますが、この制度は2008年にスタートし、現在、全国多くの自治体で競うように特典をグレードアップしているようです。この制度は、地方間格差や過疎などによる税収の減収に悩む自治体に対しての格差是正を推進するための新構想です。

そこで伺いますが、我が町の過去の実績を件数、金額別にお示してください。また、残念ながら、この制度には、余り積極性が私自身感じられませんが、現在の特典、つまりプレゼントと言いましょうか、それと今後計画等があれば、お伺いします。

以上、壇上からの質問とさせていただきますが、執行部には明瞭かつ簡潔なご答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問を終わります。よろしくお願ひします。

〔5番議員 森川 忠君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 森川忠議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、早速、森川忠議員のご質問にお答えさせていただきます。

なお、私のほうからは、行政関係の定住促進策についてをお答えさせていただき、その他のご質問につきましては、理事及び企画財政課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

初めに、ご質問1点目の、現在の定住促進策の今後の計画についてでございますが、定住促進策を言いかえれば、住んでみたい、住み続けたいと思う魅力あるまちづくりでございます。町民の幸せと町の発展を目標に掲げ、行っている施策の全てがこれに当たると言っても過言ではないと考えておりますが、その中でも主な事業を申し上げますと、子育て支援としての子ども医療費、児童医療費助成事業、児童クラブの拡充、保育料保護者負担の軽減、妊婦健診、乳児健診助成事業、住宅支援としての住宅改修補助事業、農業後継者対策事業、生活環境整備としての栗山川架橋事業や、横芝駅前広場整備事業、さらには通勤圏の拡大等

の取り組みとして圏央道に関する要望活動や、JRへの最終電車の繰り上げ等に対する要望活動が挙げられます。

今後の計画につきましては、児童医療費助成のさらなる拡充、雇用創出のための企業誘致や、当町へ移り住んできた方への優遇施策等の個人的な考えがございますが、今は既に計画している事務事業を着実に推進していくことが重要であり、新たな定住促進に関する取り組みにつきましては、齋藤順一議員の一般質問でお答えいたしましたとおり、来年1月に人口減少対策としてまとめられる国の総合戦略を見きわめながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、質問2点目の、特に若い世帯の定住促進策と今後の計画についてであります。長年住み続けているにもかかわらず、年をとってから町外へ出ていくというのは、そう多くはないことでありまして、まさに議員がおっしゃるとおり、定住促進策のポイントは、若者が住んでみたい、住み続けたいと思う魅力あるまちづくりでございます。

先ほど申し上げました事業のほとんどが、若い世代を対象にしたものでありますので、これらの事業を着実に推進してまいり、今後の計画につきましても、先ほど申し上げましたとおり、あと4カ月ほどでまとめられる国の総合戦略を見きわめながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、ご質問3点目の、町内の空き家、空き室数についてでございますが、町独自の調査は行っておりませんので、総務省が5年ごとに実施している住宅土地統計調査の結果をもとに、お答えいたします。なお、この調査は、全ての住宅を対象に行われるものではなく、当町におきましては、約800戸の住宅を抽出して調査が行われ、その結果に一定の比率をかけて全体の数を推定するというものでございます。

直近では、昨年調査が行われましたが、まだその結果が示されておりませんので、平成20年の調査結果をもとに申し上げますと、当町の住宅総数1万40のうち、空き家の総数は2,400で、内訳といたしましては、別荘等の二次的住宅が550、賃貸用の住宅が930、売却用の住宅が30、その他の住宅、例えば転勤、入院などのために長期にわたって不在になっている住宅が890という結果でございました。

以上で、私からの壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 理事。

〔理事 田鍋悦央君登壇〕

○理事（田鍋悦央君） それでは、森川議員のご質問にお答えいたします。

AED、自動体外式除細動器の町内設置場所と設置数、利用実績についてということですが、AEDは、公共施設等においても設置義務はなく、また民間も含めまして、設置した場合においても、届け出の義務は法律では規定されておられません。そのため、町が町内に設置されているAEDを全て把握することは困難であります。

しかし、いつどこで誰が突然心肺停止状態に陥るのかはわかりませんので、万が一のためにAEDが設置されているわけですから、AEDの設置情報を多くの人を知っていることは大切だと考えております。

そのため、町では、可能な限り町内におけるAEDの設置状況を確認し、ホームページに掲載をしております。

ホームページに掲載された設置場所は、現在29カ所でございます。そのうち、町の施設では、役場、町民会館、プラム、B&G 2カ所、坂田池公園管理センター、東陽病院、各小中学校の16カ所に設置をしております。そのほかにも、医療機関や福祉施設、ショッピングセンター、民間の事業所など、13カ所の設置を確認しております。

これらのAEDの利用実績でございますが、町の施設に設置されたAEDでは、今までに利用されたことは一度もありません。なお、町の施設以外に設置されたものの利用実績については、先ほども申し上げましたように、報告義務等がありませんので、町では把握できていないというのが現状であります。

また、土日祝日の利用ができないのではないかとのごことでございますが、町の保有するAEDのうち、プラムに配置されているものは、町内で開催される各種事業等において、参加者が突然心肺停止状態に陥ったときに備えまして、貸し出しをしております。そういうことで、一次救命処置体制は確保できているものと考えております。

また、この貸し出し実績につきましては、昨年度は4件、今年度は現在までに5件となっております。

また、コンビニ等24時間営業店への設置ができないかのご提案でございますが、AEDの価格は数十万円ということで高額であり、バッテリー等の維持管理に要する費用負担も大きく、法的な設置義務のない現状で、コンビニ等にこの負担を求めることは非常に難しいと考えております。

さらに設置されているAEDが、適切に管理されなかった場合に、人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがあり、日常的な点検、消耗品の管理等に課題が残ることから、

現段階では難しい状況であると考えております。

いずれにいたしましても、AEDの増設や設置場所の周知等については、総務省行政評価局が行政相談を受けまして検討した上で、厚生労働省にあっせんをしたという経緯がございますので、今後は国の動向等を見ながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

[理事 田鍋悦央君降壇]

○議長（伊藤罔樹君） 企画財政課長。

[企画財政課長 若梅 操君登壇]

○企画財政課長（若梅 操君） 森川忠議員からご質問のありました大綱3点目、税務関係のふるさと納税についての過去の実績はと、現在の特典と今後拡充計画はについてお答えいたします。

初めに、過去の実績はについてであります。議員のご質問にもございましたように、平成20年度の税制改正によりまして、ふるさと納税制度が制度化されまして、以来当町におきましては、平成20年度が2件、金額で6万5,000円、順に申し上げます、21年度が4件、13万1,000円。22年度が8件、13万7,000円、23年度が7件、18万円、24年度が6件、17万円、平成25年度、10件、322万円で、平成25年度末までに、今申し上げました金額を合計いたしますと390万3,000円の温かいご寄附をいただいております。当町が目指します「栗山川がはぐくむ人・自然・文化が共生するまち～協働のまちづくり～」のために大切に使用させていただいております。

次に、現在の特典と今後拡充計画はのうち、現在の特典についてでございますが、ふるさと納税1万円以上5万円未満のご寄附をいただいた方には、お礼的な意味合いで3,000円相当の季節の特産品、また5万円以上のご寄附をいただいた方には、同じく5,000円相当の特産品を町長のお礼状を添えまして送付しておるところでございます。その特産品につきましては、当町自慢の季節の新鮮野菜を詰め合わせたものでございます。

続きまして、今後の拡充計画はについてでございます。

本年8月の新聞報道によりますと、政府は、ふるさと納税について、平成27年度から税金が軽減される寄附金の上限額を現在の2倍までに引き上げ、さらに手続も簡素化するという検討に入ったとのことで、ふるさと納税を地方自治体の財源として注視していることがうかがわれます。

当町にとりましても、ふるさと納税は歳入確保対策の面からも有効であり、また町の魅力を発信する絶好の機会でもあることから、町ホームページをよりわかりやすくして、寄附を

しやすくすることや、町外の方と交流できる各種イベントなどで効果的なPRを検討したいと考えておるところでございます。

また、お礼の品の送付につきましても、当町の魅力ある複数の特産品の中から選択して選べるようにすることを検討するとともに、ふるさとや応援したい自治体に寄附をするという、ふるさと納税本来の趣旨に沿うよう、今後とも適切で良識のあるお礼としたいと考えているところでございます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、続いて自席から質問させていただきます。

定住促進策というのは、県内では、県のホームページから拾いますと、約25の自治体が制度を実施しております。近隣では、お隣の匝瑳市では、住宅支援、空き家情報支援、就業支援、田舎暮らし体験等々、さまざまな支援制度があります。また、南房総地域の自治体、特に人口減少が厳しいということもございますが、多く見られるのが特徴です。

当町では、住宅支援としてリフォーム助成を昨年ですか、からというように県のホームページにはございまして、そのみなんです。上限20万円ということで、非常にありがたいことではありますが、十分とは決して言えるような支援対策ではないと感じますが、現在の住宅リフォーム助成のみの現状をどのようにお考えか、町長、お答え願います。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今の住宅助成費、どこまでが十分か、100万円が十分なのか200万円が十分なのか、聞くところによると200万円のところもあるということでございます。

そうした中で、果たしてそれがどれだけの成果が出ているのかどうか、ただいま検討しているところございまして、匝瑳市におかれましては、定住促進という、匝瑳市からの人は匝瑳市に建てても、それが出るとな話も聞いているようでございます。

そうした中で、住宅支援がどこまでが十分かというのが、いささか難しいところがあるかと思いますが、結局よそから当町に来たい、よその町に移りたいということになるとすれば、やはり次に行く町に生活しやすい、特に若い世代の人たちにとってみれば、どうやって子育てがしやすいか、そういう部分、高齢者であれば福祉の充実がされているかというのが、一時の金額の問題を上回るのではないかというふうに、私どもでは今のところ考えています。

近隣でそのように100万円ですとか、100万円が多いようでございますけれども、その辺の住宅支援が果たしてどこまでこの成果を生むのか、今、見きわめているところでございます。

ので、今後一つの検討課題として、引き続き検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 町長、住宅支援に特化することなく、結局定住促進というのは、ただ住宅を建てて住むということだけではなくて、先ほど私が事前に通告しましたように、空き家、空き室ですね、現在2,400、20年度の実績ですけれども、比率からすると、4分の1が空いているということなんです。やはりそれを利用されてはいかがかないような、私の思いであります。

特に、賃貸が930、一般住宅が890、この辺を、空気がいては1銭も、所得税も何も、税金が上がるわけではありません。やはり人に住んでいただきまして、町に貢献していただいたり、もちろん納税も含めてということで、例えばそのような新規住宅とかももちろんそうなんですけど、空き家に対するそういう支援というか、もちろんそれは経済的な支援になるかと思いますが、その辺もお考えいただきたい。

それと、先ほど浅野議員からも、横芝光町は農業の町だというお話もございました。ただ、農業従事を望む者に対して、研修支援制度等々、さまざまな支援をしている自治体が近隣でも、もちろん匝瑳市、芝山町、睦沢町、旭市、東庄町、香取市、近隣にありますけれども、その辺のお考えはいかがかということも含めて、お尋ねしたいと思います。

4分の1が空き家というのは、本当に私も驚愕でした。10%ぐらいは空き家、空き室があるのかなというように思いましたけれども、それに対しては何か策をとるおつもりがあるかどうかをお尋ねします。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 空き家に対する支援、空き家だけではなくて、空き家でも、例えば空き家のリフォームをやるということになると、そこに住んでいただけるということになれば、住宅支援、改修のあれも対象になるんだっけ。今、そこについては、今のところまだ詳細は、正直なところ考えておりません。

しかし、空き家を利用しての定住促進策といえましょうか、実際、今、私もいろいろと見ていると、空き家の不動産屋さんの看板が非常に目立つような気がしてなりません。つい数年前までは、一戸建ての住宅というとすぐ決まってしまうと、私も一時探していたときがあったんですけども、友人に頼まれて、アパートというところがあるんですけど、一軒家というとなかなかなかったように記憶しておりますが、最近ではあちこちに空き家の不動産屋さんの

看板が出ている状況を見ております。

空き家に対する支援が、どのようなものができるか、一度検討させていただければと思っております。

また、農業従事者に対する支援については、いろいろとメニューがあるかと思ひますし、ちょっと正確には。

[何事か言う人あり]

○町長（佐藤晴彦君） それも住宅支援。

[「いやいや、農業者」と言う人あり]

○町長（佐藤晴彦君） 農業者支援、農業に従事するための支援。

では、産業振興課長からの答弁にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 早川産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） 新規就農者に対する支援ということでよろしいでしょうか。

新規就農者に対しましては、新規就農から5年間、年間150万円ですとか、ご夫婦ですとその1.5倍の年間の就農支援金が、国のほうから支払われる制度がございます。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それは国の支援ですね。

私が先ほど申したのは、自治体独自の支援ですから。それは国からというのは、どこでももらえenと思ひますから。町独自で農業に従事する、例えば匝瑳市では、農業後継者の確保と新規就農者の営農意欲を助長するため、市内に住所を有する40歳以下の新規就農者で、千葉県海匝農業事務所が開催する農業経営体育成セミナーの受講者、または千葉県指導農業士によるおおむね6か月以上の技術研修を受ける者であり、かつ市税に未納のない者を対象に、1年度当たり20万とか、芝山町では同様ですが、月額1万とか、後でお調べいただきたいと思ひます。

ぜひ積極的に、そのような農業の町ということであれば、そちらにも力を入れていただきたいと思ひます。

それと、たまたま昨日、テレビでやっております、東京都の奥多摩地区にあります奥多摩町、非常に風光明媚で自然豊かなところではありますが、そこも少子化が、東京都でありながら非常に進んでいるということで、私もホームページを開きまして、見てみました。

緊急3年間計画、25年3月、昨年奥多摩町が作成したものです。我が町が、喫緊の課題と
いうか、その緊急性をどれくらい認識しているかにもよるかと思いますが、奥多摩町とい
うのはすごいんです、本当に。住宅を建てると、その利子補給として60万を限度に、6年間
かな、たしか、そうですね、360万と言っていましたので。

そのようなことがありましたけれども、通告があれですけれども、副町長、県はどのよう
なお考えか。県のお立場からの、当然県東地区、県南地区、非常に少子高齢化が著しいとい
うことを多分議論なされていると思いますが、県の立場から、副町長のご所見を願います。

○議長（伊藤圀樹君） 副町長。

○副町長（久本 修君） 県におきましても、先ほど町長等の答弁にもございましたけれども、
国の地方創生本部というものの立ち上げに合わせまして、人口減少を含めた問題について、
都道府県の計画を今後つくっていくということで検討しているというふうに聞いております。

また、県内でも、議員ご指摘のとおり、大分濃淡がございまして、いわゆる東京に近い側
は人口を吸い取っている状態でありまして、県南、県東部においてはそちらのほうに流出し
ているという現状がありますので、そういった中で、どのような対策をとっていくのかとい
うのは、今後の検討課題として検討されていくものと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） やはり県も国も地方も同様に非常に危惧をしているというのがよくわ
かりました。

また、近隣で申しわけないんですけれども、いすみ市がありますね、旧大原とあの辺の合
併の、匝瑳市もそうですけれども。空き家バンク、要は民間の業者と提携してやっている制
度をご存じかと思いますが、それに対して課長さん方でも町長でもいいんですけれども、ど
のようなお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 匝瑳市には、一般住宅の固定資産税の配布の封筒の中に、空き家バン
クのチラシが入っております。

それは、私どもも既に承知をしておるところでございまして、企画あるいは税務課のほう
と協議をしております、この後、川島富士子議員からもその質問がございますので、そこ
の冒頭でお答えをさせていただきたいと思っておりますが、これもこれも検討という言葉に
なってしまうんですが、現実問題どれだけ効果のあるものなのか、また本来民間でやるべき

仕事なのかなという部分の中でも、お隣の市でやっているわけですので、今後情報を得ながら考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） とにかく、どこもかしこも人を呼ぶのに大変な苦勞をしているところではありますが、現状横芝光町は、この間、議会でも検証させていただきましたように、L C Cを拡充して、本当にまるで電車やバスのように気軽に利用できるという、ありがたい成田空港ですので、私個人的で恐縮ですが、現在第3滑走路を実現しようという会に参加をさせていただいております。

日本は広いもので、例えば女性1人当たりの子供の産む率、人数が多いのは沖縄だというのは、町長、ご存じですよ。沖縄というのは、本土というか、ちょっと我々の感覚とは違って、大勢で住みたい、家族で住みたいというのが多いと聞いています。

そういうものを含めて、例えば、成田空港の第3滑走路を挙げて恐縮ですが、当然さまざまな工事が行われます。そのようなときに、小学校も今どんどん人が少なくなって、どうしようというようにときに、こぞって、例えば沖縄から来ていただくような方策とか、それに対応するには、それなりの住宅も、現実用意できますよね、これだけ何千と空いているというデータですから。その辺もお考えいただければ、人もふえる、税収も当然上がるというような、一石二鳥という言い過ぎですが、非常にすばらしいかなと、個人的には思っております。

成田空港は、この地においては、先ほど齋藤議員の話にもありましたように、要は外せませんので、そういう意味も含めて、空き家対策も重々お力を入れてお考えいただきたい、このように思います。

それでは、A E Dについて、話をさせていただきたいと思います。

ホームページを見ますと、現在、先ほど課長からは29カ所、見ますと24、その他民間は入っておりませんというようなことでありましたけれども、かなりの数ですね。

このホームページの暮らしのガイドの一覧表を見ますと、土日祝祭日は約9割近くが利用できないということなんです。それに対して私は船橋市、大和市のようにコンビニエンスストア等、営業時間の長いところではいかがですかという提案だったんです。

先ほど、数十万円という高額なと言いましたけれども、その数十万円というのは具体的に幾らだと思えますか。私は大体わかっています。

○議長（伊藤圀樹君） 田鍋理事。

○理事（田鍋悦央君） 数十万円という表現をさせていただきましたが、AEDの価格もメーカーによっても大分違うようですが、実際、町に設置してあるものの多くがそうなのですが、リースで借りているというような仕組みもあります。

ちなみに、健康管理課のほうに置いてある貸し出し用のものにつきましては、1台月額4,500円というような金額で、実はリースをしている。

そういうことで、また最近、町内の小中学校も入札が終わったところですが、やはりリースで借りている。その辺が確かに主流であるのかなというふうには考えていますが、一つは先ほどのような形でコンビニに配置するのが適切であるのかということも、こういったご質問をいただいた中で考えはしたんですが、購入ということも想定した中で、そういったような発言をさせていただきました。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 数十万といっても、10万から90万台までありますけれども、現状は購入しますと20万前後で買えます。それは事実です。

以前にもご指摘させていただきましたけれども、行政がやるとリースとか非常に多いんです、非常に。初期投資がかかって無理があるからということでリースですけれども、リースの料率からすると非常に高いですね。私はそう思います。

ただ、失礼ですけれども、管理は楽ですよ、その業者がやりますから。管理は多分電池の管理、あとは作動の管理、それは自分たちでやってもさほど苦ではないと思います。

ぜひ船橋市、大和市等々、一度お聞きいただいて、例えば金額もそう、その仕組みもそう、検討願いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 田鍋理事。

○理事（田鍋悦央君） おっしゃるとおり、そういったような形でコンビニ等に設置している自治体がある、そのほかにも全国に幾つかあるというふうに聞いております。

今後、確かにそのような研究もさせてはいただきたいと思いますが、一番現段階で問題となるのは、価格の面もそうなのですが、先ほどもお答えさせていただきましたが、管理上の問題が今どうなのかと、その辺を解決する必要があるのかなというようなこと。

もし万が一そういった事態が発生した場合に、AEDが適切に作動しなかったこと、そういった問題があった場合の責任のあり方ですとか、倒れた方といいますか、その方の健康に与える影響、そういったことの問題を整理する必要があるのかなと、今そういったふうに感

じております。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） ぜひ、その辺は私もちょっと指摘というか、お伺いしたかったんですが、多分一般の方でAEDを使用した方というのは、たしか0.何%でしたね。

それには、今、課長が言われたような理由があるんです。私が知識も何もないのに、危ないというか、重篤な人にこんなことをしていいんだらうかという心配がまず最初に出るそうです。

ですから、AEDは、以前、私、もう数年前、6年ぐらい前ですけども、健康管理課に聞きました。貸し出しにはどのような条件ですか。ある意味一蹴されて、ちょっと悔しい思いをしたんですけども。

当時は、まだちょっと更新切れで、平成20年に議員で講習を受けましたね、あれから、裏を見ますと2年または3年で再講習をなささいということで、多分受けた方は誰もいないと思うんです、その辺が問題だと思うんです。

AEDの使用に関して、これは環境防災課長に聞きたいんですけども、資格の講習というか、それはどのように推進しているのか、お願いしたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 堀越環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） AEDの講習につきましては、匠瑤市横芝光町消防組合のほうで、10人以上の団体がAEDの講習会を希望すれば、その団体で場所の確保をしていただく必要があるんですが、消防組合のほうで職員を派遣して、講習をやるようになっております。

それで、前にそういったことを聞かれた団体につきましては、そういうふうに、町の環境防災課、または消防署のほうに直接お電話いただければ、講習が可能ですというような回答をさせていただいております。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 10名以上、まさに議会でもこの前お願いして、いろいろ教えていただきました。ダミーの人形を使っただけの作業とかですね。その実績は、今まで町内で何名ぐらいですか、再講習等々は除いて。大体把握をされていますか。実績、何人ぐらい、その講習を受けたか、わかれば。

○議長（伊藤圀樹君） 堀越環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 申しわけございません、今手元にその資料がございませんので、また確認してお答えさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 私の想像だと、多分、学校の先生方は、課長、どうですか、受けていますか。あと、職員さんはどうですか。その辺の数だけでもいいですから、お願いします。

○議長（伊藤罔樹君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 学校職員は、機器の更新に合わせて、全員講習を実施しております。

○議長（伊藤罔樹君） 総務課長。

○総務課長（實川裕宣君） 町職員につきましては、定期的に人数を分けて、毎年というような形で実施しております。

○議長（伊藤罔樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 今度議会も、期限切れですから、ぜひ総務課長、防災課長、よろしくお話ししたいと思います。

そういうわけで、AEDは非常に安価にもなっているし、使い方も、機械がしゃべりますからある意味全自動なんです。あとは、人を呼ぶとか、何というんですか、胸を押すとかああいうことが中心の講習ですので、ぜひ、より周知をホームページ等でもどんどん、広報でもお話ししたいと思います。

それでは、最後にふるさと納税についてお伺いします。

先ほど、企財の課長からありましたけれども、平均すると始まってから年間で10万ちょっととかそんなものでしょうか。

1つ例をご紹介させていただきます。

福島県の湯川村というところなんです。これは9月8日、昨日発信の情報ですので正しいかと思えます。ふるさと納税制度を利用して、3万円以上を、つまり寄附ですが、した方に地元産のこしひかり1俵、60キロですね。これを贈る湯川村のみの取り組みに、全国から申し出が殺到している。今年度から始めた企画で、7月から2カ月間で1,300件を超え、福井県を除く全国46都道府県から寄せられている。つまり、横芝光町であれば、この町の人でもいいし、ほかの誰でもいいということですね、寄附で。

その総額が何と4,000万円を超えている。この村の一般会計が31億ですから、約1.3%という非常に高額な寄附です。ただ、3万円に2,000円の手数料というか控除というか、で、そ

の3倍ですから6,000円で米1俵を差し上げているということで、この湯川村というのも若干、例の原発の影響を受けて、福島のお米というもののイメージダウンがあるから、村でそのような施策を打ったんですが、やり方によってはこの町は、確かに先ほど課長が、非常に立派な野菜、ちょっと雑談で聞きましたけれども、いいんですが、今、人気のランキングというのがありまして、1番が肉、特に牛肉です。2番が米、3番が何だったか、とにかく肉、米が断トツでワンツーなんです。野菜ももちろんいいかと思いますが、この町にも若潮牛という立派なブランド牛がございます。

寄附ですから、去年はお一方、大変ご立派な方で、300万円を寄附された方がいて、数字がどんと上がったのは存じ上げておりますが、平均しますと1万、2万というような額でありますので、やはり件数をふやすということが重要かと思えます。この湯川村では、もう補正予算を組んでも、また12月に補正予算を組まないといけないという、うれしい悲鳴だそうですが。

それに対して町長、ふるさと納税に対しては、どのようなご所見をお持ちか。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 湯川村の、3万円で1俵、この話を先ほどネットのランキングの中で、ふるさと納税で、米と検索すると、1万円で20キロというところがたしか4つか5つありました。

ですので、横芝光町で1万円で25キロ出せないかと、こういう話を今、企画のほうに投げかけてございます。そこを行政がやるか、または米穀商の民間にお願いするか、いろんなやり方があるかと思えますし、どうせやるなら日本一有利な、22キロじゃ中途半端かなと思っておりますけれども、1番になるには20キロを超さなければならないというふうに考えておりますので、今、検討に検討を重ねているところでございますので、よろしくご理解いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 町長の意気込みを非常に感じられました。ちなみに近隣で米の第3位は睦沢米のこしひかり、1万円で15キロです。それを申し述べておきます。

もちろん、皆さんご存じだと思いますけれども、ふるさと納税というのは、説明することもないんですが、もちろん寄附行為ですから、控除の対象になるのが2,000円以上ですから、当然申告してそれを控除してもらおうということで、非常にはやっているんです。

特に、今ネットの世界では、県別でやりますと、島根県とか熊本県とか、非常に、先ほど課長が言ったように選べるようなシステムで、殺到しているんです。やはり千葉県でも比較的ふるさと納税に特化してやっている自治体、まだ陸沢米が15キロ、米で3位ぐらいですから、町長が言った20キロでも25キロでも、すぐ横芝光産の米でいけると思います。

実は、3位は、さっき資料を見ますとカニですけども、これはちょっと無理です。これは多分裏日本のほうでやっているということでございます。

いずれにしても、ふるさと納税というのは、ふるさとに思いのある方はもちろん、中にはそれを楽しんでいるというか、趣味にしている方もいらっしゃいますので、千葉県が余りやっていない今、どんどんそういう施策を進めていただきたいと思います、どのようにお考えでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど答弁させていただいたとおり、今、検討しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それと、企財課長、ふるさと納税を知るというきっかけですが、ご存じだと思いますけれども、やはりネット社会の中で、まず自治体のホームページで知るのが1番、それは総務課長にもご意識願いたいと思いますけれども、次は、検索で入れると、さっき町長が言ったように、湯川村がぼんと出るとか、そういう世界ですから、ホームページも非常にきれいにはできているんですけども、余りリンクがしづらいというか、どこをとる感じが、私個人的にはします。

ですから、ホームページも、例えばふるさと納税のボタンだけ、ちょっと大きくするとか、何か工夫して、同じゴシック体の小さい字なんです、みんな。何か特徴をつけて、めり張りをつけたホームページに直していただきまして、気がつくとそれをクリックしているということで、ああ、じゃ横芝光町の米は陸沢よりも全然いいなというぐらい、特徴をつけていただきたいと思います。

総務課長、ホームページに関して、現在のホームページのふるさと納税、どのような形で出ているかご存じだと思いますが、これからちょっと工夫していただけませんか。それは、総務課長にお願いしたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 総務課長。

○総務課長（實川裕宣君） 今、町長のほうから、ふるさと納税については検討しているというところでございますので、その制度に合わせてホームページのほうも対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） いろいろ細かく、きょうはありがとうございました。

では、最後に、ホームページはもちろん非常に重要なツールでございますので、定住促進策に関しても、ふるさと納税に関しても、AEDに関しても、みんな重要だと思うんですが、特に、納税なんかも季節的なものももちろんあるんですけども、ボタンの工夫というか、何かそのフェイスの工夫とかいろいろして、お願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤罔樹君） 以上で、森川忠議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は午後2時10分といたします。

（午後 1時56分）

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時09分）

◇ 川 島 富 士 子 君

○議長（伊藤罔樹君） 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

〔9番議員 川島富士子君登壇〕

○9番（川島富士子君） 公明党の川島富士子でございます。議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

質問に先立ち、広島市など各地で大雨による大規模な土砂災害が発生し、多くの住宅が巻き込まれ、死者、行方不明者を出す大惨事となってしまいました。亡くなられた方、被害に遭われた皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、今、日本の社会は、超高齢化、人口減少という、今まで経験したことのない急激な変化に直面しています。また、社会保障関係費は、年々増大する中、その財源の確保が課題

です。そして、地域においては、安心して暮らせる地域の医療と介護の整備、支え合いによる生活支援サービスの拡充、さらに安定した住まいの提供と、課題は山積しております。

自治体にも、相応の覚悟と努力が求められると思いますが、政策を総動員すれば活路は開けると確信し、質問に入ります。

初めに、人口減少対策についてお伺いいたします。

5月8日に日本創成会議が公表した人口減少推計は、多くの方が衝撃を受けたことと思います。この人口減少予測に伴う若者の定住促進のための取り組みが、喫緊の課題であることから、4点について伺います。

1点目として、さらなる企業誘致を図り、雇用を創出してはいかがでしょうか。雇用の確保は、人口流出の歯どめとなり得る大きな要因となります。将来の圏央道完成を見通し、町長、副町長の積極的なトップセールスを大いに期待するものでありますが、今後の進め方と展望について、お考えをお聞かせください。

2点目として、婚活事業の拡充についてであります。近年は、以前より男女の出会いが少なく、未婚化、晩婚化になる傾向が大きく、少子化の原因となっています。出会いの機会をふやす活動について、町長はどのように考えておられるか、お聞かせください。

3点目として、空き家バンクの設置についてであります。人口減少に歯どめをかける定住促進や地域活性化の有効な対策の一つであり、町内にある、貸したい、売りたいという意向のある空き家を登録し、横芝光町への転入を希望する方へ、町のホームページなどで情報提供するものであります。町内の空き家を有効活用し、定住促進による地域活性化と、景観や治安の悪化を防ぐのを目的として、横芝光町空き家バンク制度を創設してはいかがでしょうか、町長のご見解をお聞かせください。

4点目として、住宅取得奨励金についてであります。持ち家の取得を補助する定住促進奨励金の交付制度を実施してはいかがでしょうか。例えば、奈良県平群町では、町外から転入して、新規に住宅を取得した人か、町内在住者で新規に住宅を取得した人で、いずれも住宅取得日時点で50歳以下を交付対象とし、交付額は対象となる住宅の固定資産税に相当する金額で、対象者が固定資産税を納付した翌年度から3年間交付されるそうであります。若い世代の定住を促すための施策として、取り組むお考えがあられるか、お尋ねいたします。

次に、行財政改革に伴う取り組みについて、お伺いいたします。

少子高齢化や地方交付税の算定替えて、確実に財源が不足する事態が迫ってきています。今後の健全な財政運営のために、財源確保策として、3点について伺います。

1点目として、有識者による事業仕分けの実施についてであります。事業仕分けは多くの国民の知るところとなりましたが、民主党が最初に取り組んだと誤解している人が多いのではないのでしょうか。

事業仕分けの歴史は、シンクタンクの構想日本が、2002年2月に岐阜県からスタートしたのが始まりです。3年後の2005年には千葉県でも実施され、既に100を超える自治体で実施されています。近隣では、昨年12月に銚子市が初めて実施されました。

当日、仕分け対象事業の概要説明書として、事業シートが資料として傍聴者にも配布され、市民が銚子市の事業と税金の使われ方、事業の目的などを詳しく知ることができ、大変よかったそうであります。また、市役所の担当職員も、事業の目的、評価等を再認識するよい機会となったそうであります。

対象106事業のうち、21事業が不要、凍結と判定され、約1億円の歳出を削減し、14年度当初予算案に反映されているそうです。また、6月30日には、定例会見で、前年度一般会計決算を発表し、2億211万円の黒字になることを明らかにしました。

このような事業仕分けを多くの町民に可視化、見える形で行うことは大変よいことだと評価しておりますが、町長のご見解を伺います。

2点目として、再生可能エネルギーの取り組みとして、町有地や公共施設へ太陽光発電を積極的に設置してはいかがでしょうか。

東日本大震災以降、先送りされてきたエネルギー基本計画が、この4月により閣議決定しました。今後20年程度にわたるエネルギー政策の指針となるこの第4次基本計画では、再生可能エネルギーについて、3年程度はその導入を最大限加速し、これまでの水準を上回るとしています。

横芝光町でも、これまで再生可能エネルギーの導入促進に向け、住宅用太陽光発電システム設置補助制度など、さまざまな事業を展開してきましたが、その取り組みを加速すべきときと考えます。より一層の導入の促進について、町長のご所見をお尋ねいたします。

3点目として、アンテナショップの推進ははいかがでしょうか。

全国各地の特産品が扱われるアンテナショップですが、ふるさとの産品を東京などで手軽に手にすることができ、郷土料理を味わえる食堂やイベント販売も人気を博しています。

昨今、横芝光町、とりわけもつ料理のお店がテレビを通じて名店になり、お茶の間の話題となっております。いよいよ我が町にも光が当たり、これからです。地域振興のために、積極的に行動を起こしている自治体は、あらゆる手段で攻めに転じています。

そこで、町長のトップセールスに大いにご期待申し上げるところでございますが、ご見解をお聞かせ願います。

行財政改革に伴う取り組みの中で、公共施設等総合管理計画の推進についてであります。昨年6月に閣議決定した日本再興戦略に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、同年11月にインフラ長寿命化基本計画が取りまとめられました。

一方、地方自治体では、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える中、地方財政は依然として厳しい状況にあり、さらに人口減少による今後の公共施設等の利用需要の変化が予測されるため、自治体施設全体の最適化を図る必要があります。

本年4月、総務省では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進についてと題し、各都道府県知事などに対して、計画の策定要請を行い、本計画についての記載事項、留意事項をまとめた公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針を地方公共団体に対して通知しました。

そして、本年5月に発表された、昨年10月に総務省が行った公共施設マネジメント取り組み状況調査結果によれば、基本方針を策定または平成26年度までに策定予定の団体の割合は、全体で25%程度であり、特に指定都市以外の市区町村での割合が低いとされています。

また、管理計画を策定することにより、施設の老朽化の度合いや維持管理費用が予測できます。それにより、施設の修繕、改修、処分、統廃合の計画が立案でき、予防保全による施設の長寿命化を図り、将来的な財政負担の軽減にもつながります。

そこで、当町においても、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、公共施設等総合管理計画の策定を推進する必要があると考えます。我が町の計画策定はどう考えているのか、我が町としてどのような取り組みを行うのか、お教えてください。

最後に、安心して暮らしていけるまちづくりについてであります。子育て支援について2点、高齢者・障害者支援について2点をお伺いいたします。

子育て支援、1点目として、子育て世帯へのおむつ用ごみ袋配布事業についてであります。横芝光町に住んでよかった、この町で家庭を持ち、子供を育てたいと考えてもらえる少子化対策、定住推進策の一つとして、例えば乳幼児がいる世帯へ、可燃ごみ袋を1人当たり年間50袋配布するなど、おむつ廃棄の経済的負担を軽減してさしあげてはいかがでしょうか。ご所見を伺います。

子育て支援、2点目として、高校3年生までの医療費無料化についてであります。町長におかれましては、一丁目一番地の事業ではなからうかと思っておりますが、当町が走り続ける、休まないウサギさんならば、山武市は亀さんで、これまで入院は中学3年生、通院・調剤は小学3年生まで医療費を助成しておりましたが、先月8月から、子ども医療費助成制度が大幅に拡充され、一気に高校3年生までとなりました。県内では3例目の市長の英断に、地域の保護者らは、子供が高校を卒業するまで、医療費の負担を心配しないで済むのは本当に助かりますと、大変に喜ばれているようであります。

子ども医療費の助成対象年齢の引き上げも、人口減少問題対策の一事業であると確信いたします。スピーディーに取り組むべきと考えますが、町長のご決意、ご見解を伺います。

高齢者・障害者支援、1点目として、横芝駅ホームのバリアフリーに伴うエレベーター設置についてであります。人口増加の施策としても、免許証返還の高齢者がふえる高齢社会の中で、町の玄関口ともいえる駅をおもてなしの心で整備し、住んでみたい、住み続けたいと思っただけのまちづくりが肝要であると思っております。

また、駅及び駅前環境に対し、トータルアプローチ、そしてコンパクトシティを見通すべきと考えます。何事も中途半端が一番よくないと痛感いたします。

今後、東京オリンピック・パラリンピックの開催も見据え、食欲にリーダーシップを発揮していただきたいと切望いたしますが、町長の前向きなご見解をお聞かせください。

高齢者・障害者支援、2点目として、高齢者のボランティア、地域活動ポイント制度の推進についてであります。我が国における高齢化が急速に進展する中、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者が安心して暮らせる地域社会をつくり上げていくことが、極めて重要な課題となっております。

そのためには、住みなれた地域で、自分らしい生活を継続するためのサービスを充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築へ向けた国、自治体の連携による取り組みが求められています。

一方、元気な高齢者については、要介護にならないための生きがいづくりや社会参加促進施策など、介護予防につながる諸施策を展開する必要があります。その際、それぞれの地域の実情、特性を踏まえ、関係機関等がよく連携をとりながら進めなくてはなりません。

そこで、現在高齢者が地域でボランティア活動に従事することによって、高齢者の社会参加や地域貢献を促すとともに、高齢者自身の介護予防につながるとして、大いに期待される取り組みを推進している自治体がございます。

現在、各自治体で進められているものは、高齢者の介護支援ボランティア等と呼ばれるもので、介護予防を目的とした65歳以上の高齢者が、地域のサロン、会食会、外食の補助、介護施設等でボランティア活動を行った場合に、自治体からポイントを付与するもので、たまったポイントに応じて賞品との交換や換金のほか、介護保険料の支払いに充て、保険料の軽減に利用できる自治体もあります。その際の財源として、地域支援事業交付金の活用が可能であると思います。

当町におかれましても、高齢者の介護支援ボランティアのポイント制度を推進すべきと考えますが、当局のご所見をお伺いし、私の最初の質問といたします。

〔9番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、川島富士子議員のご質問にお答えさせていただきます。

なお、私のほうからは、まず行財政改革に伴う取り組みについての、自主財源確保策についてのご質問のうち、有識者による事業仕分けの実施についてと、再生可能エネルギーの取り組みとして、町有地や公共施設へ太陽光発電を積極的に設置してはいかがかをお答えし、続いて、安心して暮らしていけるまちづくりについての、高齢者・障害者支援についてのご質問のうち、横芝駅ホームのバリアフリーに伴うエレベーター設置について、お答えをさせていただきます、その他のご質問につきましては、各担当課長の答弁とさせていただきますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

初めに、有識者による事業仕分けの実施について、とのご質問でございますが、当町では次世代のために聖域なき行財政改革、当初予算10億円の削減に向けてをスローガンとして歳出を抑制し、平成28年度当初予算を90億円規模とすることと、歳入確保対策を推進することを方針に掲げ、将来にわたり持続可能な財政運営を着実に推進していくこととしており、その実現に向け、本年5月、庁内組織である事業再構築検討委員会を設置したところでございます。

当委員会は、副町長を委員長、企画財政課長と総務課長を副委員長に、各課の班長職から代表1名を委員として、総勢16名で構成し、事務事業及び行政組織の見直し作業を行っております。

事業再構築の検討に当たりましては、町全体の事務事業を細部にわたり見直すため、平成

25年度に執行した全ての事務事業について検証を行い、事業の方向性、改善方策、削減額等を徹底議論することにより、事業仕分け効果を生み出そうとするものでございます。したがって、現在のところ、有識者による事業仕分けにつきましては、予定はございません。

次に、再生可能エネルギーの取り組みとして、町有地や公共施設へ太陽光発電を積極的に設置してはいかかかのご質問でございますが、再生可能エネルギーとは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律で、エネルギー源として持続的に利用することのできると認められたものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されております。

この再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず、繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない、すぐれたエネルギーとされています。

まず、自主財源確保策についての再生可能エネルギーの取り組みとして、町有地への太陽光発電設備の設置についてでございますが、未利用町有地の今後の方向性として、基本的には売却を検討しておりますことから、今のところ当町みずからが事業主体となり、売電を目的とした太陽光発電事業は実施する考えはございません。

次に、公共施設への太陽光発電の設置でございますが、既に実施している自治体の事例を見ますと、鉄筋コンクリートづくり等の構造で、おおむね1,000平方メートル以上の施設を利用しているケースが多いようですが、当町において、この条件に該当するものは12施設ございます。

これらの施設に、太陽光発電を設置する際には、貸出期間となる20年間、安定的に使用が可能であるか、屋根が積載に耐え得る強固な構造で、耐久性や安全性に問題がないかなどについて、個々の施設ごとに詳細な調査検討を行う必要がございます。

さらに、設置費用に加え、設置期間中の屋根の防水シートの保守管理費用や耐用年数経過後の設備の撤去費用を見込まなければなりません。また、近年の地震や竜巻などの状況を考慮しますと、多くの町民が利用する公共施設での設置は、安全性の確保が難しいと考えております。

このようなことから、現行施設の屋根を利用して、太陽光発電を設置しようという考えはございませんが、今後新たに建築するときには検討を加えてまいりたいと考えております。

なお、当町において、設計の段階から太陽光発電を利用するとした施設は、東陽小学校体育館、白浜小学校体育館、現在建築中の日吉小学校体育館のほか、今後建築予定の南条小学

校体育館がございます。これら施設の太陽光発電設備は、環境エネルギー教材としての教育効果に加え、再生エネルギーによる環境への負荷軽減と経費節減に資するものと考えております。

続いて、横芝駅ホームのバリアフリーに伴うエレベーターの設置についてのご質問でございますが、ＪＲ東日本は、平成23年3月に、バリアフリー化基本方針を改正し、エレベーターの設置対象を1日平均の乗降者数5,000人以上の駅から3,000人以上の駅に拡大し、エレベーター整備を順次進めておりますが、横芝駅の乗降者数はと申し上げますと、3,000人に満たない状況であり、さらに年々減ってきているという傾向にあります。

3,000人を超えても整備が済んでいない駅は、千葉県内だけでも10カ所以上あり、現状では横芝駅エレベーターが設置されるのはかなり先の話となっております。

ＪＲ東日本は、乗降者数が3,000人に満たない駅につきましても、自治体との協議には応じるとのことでございますが、この場合、通常より多額の費用負担が生じることとなり、普通交付税の合併算定替えの縮小、廃止により、町の財政状況が一層厳しくなることが見込まれる中、なかなか踏み出せないというのが現状であります。

しかしながら、私も議員同様、横芝駅ホームにエレベーターを設置したいと願う者の一人でございますので、今後もＪＲへの要望活動を継続するとともに、設置に向けた協議を行い、実現に向け努力してまいりたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 早川産業振興課長。

〔産業振興課長 早川典男君登壇〕

○産業振興課長（早川典男君） それでは、川島富士子議員ご質問の大綱1点目、人口減少対策についての、さらなる企業誘致を図り、雇用を創出してはかがかかと、大綱2点目、行政改革に伴う取り組みについてのアンテナショップの推進はかがかかにお答えいたします。

初めに、さらなる企業誘致を図り、雇用を創出してはかがかかについてでございますが、当町の企業誘致の推進につきましては、成田国際空港近接の立地を生かし、新たな雇用機会を創出し、若者など定住を促すため、工業団地への企業誘致と町内産業に関する情報の発信を町総合計画後期基本計画の施策としております。

工業団地につきましては、横芝工業団地12区画とひかり工業団地7区画がございますが、現在の入居企業は、ひかり工業団地の1区画を除き、事業者が入居している状況であり、そ

の1区画についても、入居に向け現在申請手続を行っているところでございます。また、各事業所の入居時には、以前から地元雇用の促進が図られているところでございます。

その他の工業用地の募集については、北清水地先の昭和キャボット跡地を工業系用地の遊休地として千葉県ホームページに情報を掲載し、千葉県商工労働部と連携を図り、情報の共有や誘致に努めており、企業からの問い合わせもございますが、契約までには至っておらない状況でございます。

また、企業誘致のほかにも雇用対策として、町と商工会で連携を図り、横芝光町雇用管理協議会より、雇用促進事業として、求人情報紙発行の協力やホームページによる求人の情報提供を実施しております。庁舎内にも求人情報コーナーを設け、町内事業所の求人票やハローワークからの求人情報を掲示し、求職者がいつでも閲覧できるよう心がけております。

次に、大綱2点目のアンテナショップの推進はいかがかについてでございますが、一般財団法人地域活性化センターによる自治体アンテナショップ実態調査によりますと、東京都内における自治体アンテナショップは、平成25年10月1日時点で、店舗数は54店舗あり、うち都道府県の出店が38店舗、市町村の出店が16店舗、内訳は、市が13、町が2、村が1店舗となっております。

設立の目的は、特産品のPRがトップで、次いで特産品の販路拡大、観光案内、誘客、自治体のPR、地域情報発信となっております。

また、運営の効果については、自治体や特産品の知名度アップや特産品の販路拡大の効果が上がったと回答している自治体が多く見られます。

しかしながら、出店場所が都内一等地ですと、テナント料を初めとした維持費が高くつくのが難点と言われております。

当町においては、観光物産の拠点となる産直交流施設や町ブランド品の開発などを検討中であり、今のところアンテナショップについては考えておりませんが、今後検討してみたいと思っております。

以上です。

〔産業振興課長 早川典男君降壇〕

○議長（伊藤園樹君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 川島富士子議員からご質問のございました、大綱1点目の

（1）人口減少予測に伴う若者の定住促進のための取り組みについての②婚活事業の拡充に

ついでと、③空き家バンクの設置について、及び④住宅取得奨励金についてと、大綱2点目の(2)公共施設等総合管理計画の推進について、お答え申し上げます。

初めに、婚活事業の拡充についてでございますが、人口減少の時代を迎え、少子化対策のための結婚支援は重要な施策であると認識しております。

当町における婚活事業といたしましては、町と農業振興会が主体となり、農業の後継者不足を解消するため、町内で農業を営む独身男性と町内外を問わず参加希望のあった独身女性を対象に、農業体験や郷土料理体験、地産地消パーティー等を通じた農家と婚活イベントを平成21年度から昨年度まで合計15回開催し、今年度も2回開催する予定でございます。

これまでの参加者は、男女各89名で、そのうち4組の方々が結婚されたということでございますが、男性の参加者が固定化してきている等の状況があるようでございます。

近隣の市におきまして、成婚率の低さなど事業効果の観点から婚活イベントを取りやめたという事例もあることから、事業の拡充につきましては、より効果的な事業手法を検討するとともに、出会いの場づくりとしてのイベント開催だけではなく、結婚、妊娠、出産、子育てを通じた結婚しやすい環境づくりの取り組みについて、先進事例等も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、空き家バンクの設置についてでございますが、空き家バンクとは、自治体が空き家の賃貸、売却を希望する所有者から登録申し込みを受け、その情報を自治体のホームページを利用して、空き家の賃貸、買い取りを希望する人に紹介する事業であります。

県内では、匝瑳市を初め7つの市町が空き家バンクを行っておりまして、ホームページで検索してみますと、それぞれ市町にもよりますが、平均しますと5件前後の空き家情報が掲載されておりました。

そのホームページの内容でございますが、建物の画像や場所、価格、面積、間取り、設備等が紹介されておりまして、いわばまさに宅地建物取引業者のホームページや広告チラシそのものようなものでございました。

横芝光町内だけでも、千葉県宅地建物取引協会の会員になられている会社が16社ございますが、これらの会社が行っている業務と同様の情報提供を町が行うということが、町の事業として適当なものかという疑問に加えまして、空き家バンクを行っている自治体に確認してみましたところ、登録件数が少なく、定住促進としての効果は余り期待できないという意見も聞かれたところでございます。

これらの状況から、当町で空き家バンクを行う考えは現在のところはございませんが、他

の事業で空き家の有効活用による地域活性化や定住促進につながるものがあれば積極的に取り入れていきたいと考えておりますので、この点につきましては今後十分検討してまいりたいと考えております。

次に、住宅取得奨励金についてであります。家を建てたり買ったりして移り住んできた方に、住宅取得奨励金として、これも市町によって異なりますが、数十万円から100万円程度のお金を交付している自治体がございます。しかしながら、転入者の意識といたしましては、住宅取得奨励金があるから移り住んできたというより、他の理由で引っ越してきてみたら奨励金が交付されて非常によかったと、そういうケースのほうが断然多いのではないかと考えられるところでございます。

今後、町が取り組むべき施策の方向性として重要なことは、数ある自治体の中から横芝光町を選んで転入し定住してもらえそうな魅力あるまちづくりに向け諸事業を展開し、これを実現することにあると考えるものでございます。

いずれにいたしましても、この件につきましては、近隣市町の状況も見ながら、住宅取得奨励金以外の移住者への優遇策とあわせて検討してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、大綱2点目の(2)公共施設等総合管理計画の推進についてでございますが、全国的にも公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますところでございます。

当町におきましても、過去に建設されました公共施設等の耐用年数が近づくことに伴い、多くの公共施設等が更新時期を迎えることとなり、安全性の確保が重要な課題となっております。また、これに加え、今後の人口減少、少子高齢化により、公共施設等の利用需要は変化していくものと見込まれます。

このことから、早急に公共施設等の全体の利用状況を把握し、長期的な視点に立って、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、公共施設等の最適な配置を実現するとともに、今後の厳しい財政状況下にあっては、財政負担を軽減、平準化することが重要になってまいります。

このため、国では、インフラ長寿命化基本計画に基づきまして、本年4月に公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針を示し、公共施設等総合管理計画の策定により、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するよう、地方公共団体に要請を行い、財政措置として、計画に基づく公共施設等の除却に際し、地方債の充当措置を特例として講ずることいたしました。

当町といたしましても、こうした国の動きと歩調を合わせ、公共施設等総合管理計画の策定を推進してまいりたいと考えております。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 福祉課長。

〔福祉課長 宮藺博香君登壇〕

○福祉課長（宮藺博香君） 川島富士子議員ご質問の、安心して暮らしていけるまちづくりについての子育て支援についてと、高齢者・障害者支援についての高齢者のボランティアポイント制度の推進について、お答えいたします。

初めに、子育て世帯へのおむつ用ごみ袋配布事業についてであります。当町では、高校2年生までの医療費無料化や保育料を近隣市町に比べ低く設定する等の施策を講じ、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っており、国の事業としては、児童を養育していく家庭の生活の安定に寄与することを目的に児童手当が支給されております。

これらのことから、子育て世帯へのおむつ用ごみ袋の配布については現在考えておりませんが、今後も当町に即したきめ細かな子育て支援サービスの提供に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、高校3年生までの医療費無料化についてであります。当町では、平成25年度から高校1年生まで、平成26年度からは高校2年生まで対象年齢を拡大し、医療費の無料化を実施しております。

平成25年度の実績では、高校1年生の支給件数が延べ542件あり、子育て世帯の経済的負担の軽減に効果を上げており、また町長の公約でもあることから、高校3年生までの医療費無料化を平成27年度から実施したいと考えております。

最後に、高齢者のボランティアポイント制度の推進についてであります。高齢者のボランティアポイント制度を実施している市町村の多くは、通称は違いますが、介護保険制度の地域支援事業に位置づけられた介護支援ボランティアであります。この制度は、65歳以上を対象に、介護施設などでボランティア活動を行った際にポイントが給付され、ためたポイントに応じて介護保険料軽減のための交付金が支給されるものでございます。

高齢者のボランティア活動は、高齢者自身が社会参加や地域貢献を行うことで、みずからの介護予防や健康増進とともに、地域の活性化や住民同士のつながりの強化を図ることができると考えます。

現在、当町では、ポイント制度は導入しておりませんが、社会福祉協議会に登録されてい

るボランティアは25団体、461名と個人ボランティア55名がおり、多くの高齢者の方々がその知識や能力を生かし、各分野でご活躍いただいております。

以上のようなことから、高齢者のポイント制度につきましては、近隣のポイント制度導入状況等を踏まえ、当町に合ったポイント制度を検討していきたいと思っております。

〔福祉課長 宮藺博香君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） るる、ご答弁ありがとうございます。

それでは、自席から再質問をさせていただきます。

まず初めに、人口減少対策について、若者の定住促進策についてでありますけれども、午前中に質問された齋藤議員とちょっと似たような内容かなと思いつつながら、質問させていただきたいと思っております。

2009年度に総務省が創設した地域おこし協力隊でございますけれども、募集は自治体で行い、採用されたメンバーは、住民票を移して移住地に住み、任期は最長3年のようであります。国から募集に必要な経費、上限200万円のほか、隊員1人につき最大400万円の特別交付税の財源支援があるようであります。昨年6月末までに任期を終えた隊員のうち約6割が、活動していた市町村に、定住や地域の協力活動に従事しているようであります。

若者が地方を活性化する取り組みとして、若者の定住促進策の有効な手だての一つとして、大いに受け入れてははいかがでしょうか、ご意見を伺います。

○議長（伊藤罔樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 議員ご指摘の、地域おこし協力隊につきましては、私どももその存在、あるいはその活動の、詳細については承知しておりませんが、地域おこしに大いに役立っているという活動をされている事業であるということは認識しております。

今、手元にちょっと資料がございませんが、県内でも館山市ですとか、房総半島の先のほうの自治体でその事例があるということは聞いております。

財政的な措置もあるというようなこともございますので、今後、地域おこし協力隊が当町の地域おこし、まさに地域振興にどのような役割を持てるものかどうかも含めまして、検討はさせていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ぜひご検討いただきたいと思っております。

次に、やはり若者の定住促進策の中で、5月23日に成立した改正地方自治法が創設した、連携協約制度というのがあるようでございますけれども、このことに関して、周辺自治体との連携強化とか、手薄な分野を補充またより充実したサービスの提供に役立つというふうに思いますけれども、当局はどのようにお考えで、どのように取り組むか、お考えがあればお教え願います。

○議長（伊藤罔樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 大変勉強不足で、申しわけございません。

さっきの質問の、地域協力隊もそうですけれども、国がさまざまな制度、地域づくりに役に立つであろうという制度の創設、あるいは地方自治法等の改正、どんどん打ち出してまいります。

私どももいち早くそういった情報をキャッチいたしまして、横芝光町に使えるものか、当てはまるものかということをご質問の制度も含めまして勉強させていただきます。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ぜひよろしく願いいたします。

また、後でお教えいただければと思いますけれども、企画財政課長、よろしく願いいたします。

それで、時間の関係もございますので、要望でぜひご検討いただければと思います。

自治体によっては、女子会といういろいろなワークショップも行って、若い女性の人口減少対策、また子育て支援、少子化対策、いろいろな意見、お知恵を出し合っているところもあるようでございますけれども、ぜひ、特に20代、30代の町内在住または在勤の女性の女性議会の開催もご検討いただけないかというふうに思います。

また、きょう午前中から、町長のほうから発表がありました、副町長を議長にということであります。私も実はきょう、副町長を議長に、人口減少問題対策検討会議を設置してはいかがでしょうかという、実は再質問をしようと思っておりました。

町の工夫にもかかっている、また町民のために、長期的展望に立って、人口減少対策に腰を据えて取り組む恒久的な担当班ということで、プロジェクトチームが班長を中心にでき上がったというふうに伺いました。

県からお越しの副町長に、非常に頼もしくも期待をさせていただいている一人でありますので、どうかここからまた新しい活路が開けますように、お力を注いでいただきたいというふうに思います。

次に、婚活でありますけれども、企財課長からご答弁いただきました。

皆さんご承知のように、TBSでナインティナイン、岡村さんと矢部さんがやっているナイナイのお見合い大作戦という番組がございます。初めは、私も、おもしろいのをやっているなぐらいで、じっくり腰を据えて見たことがなかったんですが、先日初めてじっくり見えました。

そうしましたら、これは例えば横芝光町歓迎イベントとして、町を挙げて取り組む、そういう応募の番組だったわけです。お見合い開催地募集があります。募集条件に2つあって、1つは、市町村単位での応募、もう一つは、独身男性が20人以上募れること、この2つの募集条件があるということでもありますけれども、市町村のアピールポイントもできますし、嫁不足にあえぐ農村や漁村で暮らす男性のために、一般女性を広く公募して、お見合いをさせる企画ということで、行政が関与することで信頼性や安心感が生まれるということで、非常に成功している事例の一つだと思いますが、ここに応募する考えは、町長、即答で申しわけありませんが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 町のPRにもなるということも含めまして、ぜひ積極的に検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ぜひ、そのところが一番のポイントだというふうに思っておりますので、町のPRにもなりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これは、企財課長、答弁は結構です。住宅取得奨励金、例えば、銚子市はその奨励金制度はありませんけれども、隣の旭市では、転入してきた人に50万円を交付する制度があるんです。先ほど、福祉課長から答弁いただいたおむつのごみ袋、これは茂原市です。

どちらも、消滅都市にかろうじて、5割以下ということで、消滅都市には入っていないんです。何らか、そういった、入っていないところが近隣で消滅可能、896自治体に入っていないところが、旭市、成田市、大網白里市、茂原市、長生村、一宮町とあります。それぞれ見てみると、特徴ある事業をしているところをすごく感じるわけありますので、こういったところも多少検討の余地があるのかなというふうに思ひますので、そういうところで検討していただきたいと思ひます。

続きまして、町長、事業仕分けでありますけれども、時間ありませんが、早口で、銚子

市の取り組み、もう重々に、自治体のトップでありますからご存じだと思いますけれども、でも平成25年5月に6億円の赤字決算見込みだった。それが1年後の平成26年6月30日、2億211万円の黒字、前年度一般会計決算ということで、赤字になった大きな原因の2つが、千葉科学大学の誘致時に、市の借金は利子を含めて約84億円、2つ目には、銚子市立病院は、2010年から指定管理者制度のもとで診療を再開したが、経費が休止前の約16億円に迫る額までふえ、再び財政圧迫ということで、大きな2つの要因があって、これに対して3つの対策をやった。

1つ目には、外部有識者でつくる行財政改革審議会を立ち上げて、検討、2つ目に、事業仕分けを実施、3つ目に、20代から30代の若手職員10人でつくる、人口減少対策検討プロジェクトチームが8項目の政策提言をしたということで、このように銚子市の議員さんに伺いました。

事業仕分け、私も再三やっていて、町独自で一生懸命別の形で取り組んで頑張っているということも重々承知しながら、質問に取り上げさせていただいておりますけれども、頭の隅っこにぜひ、こういうことで銚子市も少しずつ、一步一步前に立ち上がっているんだということをおいていただきたいなと思いますけれども、町長、一言でお願いします、時間ありませんので。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 財政の、銚子も含めてですけれども、極めて厳しい状況だった一つの要因は、そういう部分も確かにあるかと思いますが、やはり一番大きいのは人口減少、先ほど、齋藤順一議員のお話の中で、2回財政の危機があって、1回はバブルだと、2回目は合併して調子に乗って箱物を建てた、そういうお話がありますが、この中で、これほど早く人口が減っていく状況をなかなか10年前、考えられなかったというのが一番の大きなポイントであって、今、川島富士子議員がおっしゃられましたとおり、定住促進策の本当の基本の基本をどう考えていくかということも含めてこれからも考えて、そういう部分も一つの策として考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） それと、高校3年生まで、町長の一丁目一番地などと失礼なことを申し上げましたけれども、高校3年生までになるに当たりまして、一つだけちょっと心配なことが見つかりましたので、お伺いしたいと思います。

私は、全て現物給付が、お母さん方、またお父さん方のサービスの一環だというふうに思ってきたわけですが、本当に恥ずかしくて、今まで知らなくて申しわけなかったんですが、この現物給付で大丈夫なのかなと、今、思います。全て償還払いのほうがいいのではないかと思います。

というのは、国保において、国では医療機関窓口での自己負担分を助成する方式、いわゆる現物給付方式の対象を拡大すればするほど、国保負担分の減額がされる仕組みになっている。理由は、医療費無料化によって受診がふえ、波及増によって医療費が増大し、国庫負担分も増加することからだというふうに、国会議員の方から伺いました。

小児医療費等の窓口負担分を助成すると、国庫補助が減額される。横芝光町では、小児医療費、ひとり親、障害者医療の助成を合わせて、国庫補助がどのぐらい減額されているかというふうにお聞きしたいところでありまして、お時間がないので、後で教えてください。

そこで、窓口負担分をゼロにする現物給付、現物支給ではなくて、後から戻す自動償還方式、償還払いに切りかえる方がいいのではないかというふうに思いますけれども、そういう心配はないのかどうか、お教え願いたいと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 宮菌福祉課長。

○福祉課長（宮菌博香君） 現在の方法がよろしいかと思うんですけれども、そういう懸念があるということであれば、また、いずれにしましても、受給者の方々に一番有利な方法でやってあげるとするのが本来の姿だと思いますので、その辺については検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 町民を思い、町の財政を思い、両方うまくいけばいいんですけれども、でも町の財政は町民に全部戻ることありますから、とにかく余り交付金が切られちゃうのもどうなのかなというふうに思いますので、その辺またお調べいただいて、後で教えていただければと思います。

あと、町長からご返答いただきましたエレベーターでありますけれども、本当にともに力を合わせて頑張っていきたいと思っておりますけれども、県の補助金があるかどうかというのは後で教えてください。

J R 東日本本社、また国交省の陳情を積極的にやっていただきたいということを要望いた

します。

あと、一つ、町長に提案でございます。ふるさと納税、森川議員からもありましたけれども、私も多分違った角度から、ふるさと納税がもたらす地域活性化の効果を踏まえ、特典の豪華さよりも、応援したいと思ってもらえる工夫が大事であるというところから、ふるさと納税の応用編として、エレベーター設置の実現をアピールし、寄附による協力、後押しを求めてはいかがでしょうか。実際、ふるさと納税で施策や事業の実現をアピールし、寄附による協力を求める自治体があります。

例えば、静岡県掛川市では、JR掛川駅建てかえで、目標額を上回る6,700万円余りが集まったそうです。当初、JR掛川駅が耐震化工事のため、鉄筋コンクリートづくりで建てかえを予定されていたそうではありますが、市民の皆さんから、新幹線駅で唯一の木造駅舎を残そうという運動が起こり、市民運動が巻き起こり、寄附は総工費の一部に充て、特徴的な三角屋根と木造の外観を復元したそうであります。

これは一例でありますけれども、そういうこともぜひ頭に入れていただいて、ふるさと納税、まだよそがやっていないことを、千葉県下でそういうところは聞いていませんので、お考えいただけたらいいのかなというふうに思います。

たくさんあるんですけれども、また公共施設の件はちょっと今回聞く時間が足りなくなってしまったので、また改めて別の機会に伺おうと思いますけれども、最後に執行部の皆様には本当にいつも、町長初め副町長、そして皆様には、町民のためにありがとうございます。

9月議会が終わりますと、いよいよ明年の予算編成に心血を注ぐことになろうかと思えますけれども、かけがえのない町の宝である子供たちの未来のために、10年先、20年先を見据え、手落ちのない最高の予算編成を切にお願いしたいと思いますが、町長に一言、リーダーの一声をお伺いいたしまして、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 本当にいろいろとご提言をいただき、ありがとうございます。

もう既に、来年度予算の骨格的な部分は今検討にまきに入っているところでございまして、平成26年度予算につきましては、今まで枠配分方式をとっておりましたが、これではやはり今までの前例踏襲的な部分が大きくなってしまって、また先ほども申し上げましたとおり、事業体制、しっかりとした事業再構築をしているところでございますので、その部分も含めてしっかりとした予算をつくり上げてまいりたいと思っております。

それと、せっかくの機会でございますから、一言申し上げさせていただきます。先ほどの

ふるさと納税の話、極めて興味のあるお話かと思えます。市民から始まった寄附行為でその目標額を達成したというようなこともございます。

ぜひ、駅舎にエレベーターをつけるための住民運動のジャンヌダルクとして、川島富士子議員にもご活躍いただければ大変ありがたいと思ひまして、答弁にかえさせていただきます。以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 以上で、川島富士子議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

ここで休憩します。

再開は午後3時20分。

（午後 3時07分）

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時18分）

◎議案第19号の上程、説明

○議長（伊藤罔樹君） 日程第3、議案第19号について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、議案第19号の提案理由を申し上げます。

議案第19号 横芝駅南口周辺地区横芝駅前広場等整備工事請負契約の締結について。

本案は、横芝駅南口周辺地区横芝駅前広場等整備工事請負契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めべく提案したものでございます。

以上でございます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 議案第19号につきまして、補足説明を申し上げます。

黄緑色の表紙、追加議案つづり、1ページをお開き願います。

議案第19号 横芝駅南口周辺地区横芝駅前広場等整備工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

契約の目的は、横芝駅南口周辺地区横芝駅前広場等整備工事でございます。

契約の方法は、一般競争入札で、去る8月29日に、受注希望型競争入札を行ったところ、古谷建設株式会社が入札書比較予定価格9,834万円に対しまして、入札金額9,600万円で落札候補者となり、9月2日に、町の入札参加業者選定審査委員会において資格審査を行い、落札者に決定しましたことから、入札額に消費税を加えた額、1億368万円を契約金額とし、千葉県山武郡横芝光町栗山3195番地1、古谷建設株式会社、代表取締役古谷務を契約の相手方として、請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本件受注希望型競争入札は、予定価格及び最低制限価格を事前公表した上で、電子入札により実施したところであります。

入札参加者は、1者でありましたが、本件電子入札につきましては、入札の競争性、公平性及び公正性を保つことができると認められたことから、横芝光町電子入札約款第5条第4項の規定に基づき、開札を執行したものであります。

以上、議案第19号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 以上で提案理由説明を終わります。

◎休会の件

○議長（伊藤圀樹君） 日程第4、休会の件を議題といたします。

お諮りします。

9月10日から9月17日まで、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議なしと認めます。

よって、9月10日から9月17日まで休会と決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（伊藤圀樹君） 本日の日程は、これをもって終了します。

9月18日は、定刻より会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

ご苦労さまでございました。

（午後 3時24分）

9 月 定 例 会

(第 3 号)

平成26年9月横芝光町議会定例会

議事日程（第3号）

平成26年9月18日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第1号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第2号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止する条例の制定
について
- 日程第 3 議案第3号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の制定について
- 日程第 4 議案第4号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につ
いて
- 日程第 5 議案第5号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制
定について
- 日程第 6 議案第6号審議（質疑・討論・採決）
新町建設計画の変更について
- 日程第 7 議案第7号審議（質疑・討論・採決）
平成26年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第8号審議（質疑・討論・採決）
平成26年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議案第9号審議（質疑・討論・採決）
平成26年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第10号審議（質疑・討論・採決）
平成26年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第 1 1 議案第 1 1 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 6 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 2 議案第 1 2 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 5 年度横芝光町一般会計決算の認定について
- 日程第 1 3 議案第 1 3 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 5 年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 5 年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 5 年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 5 年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 5 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定について
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 5 年度横芝光町病院事業会計決算の認定について
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号審議（質疑・討論・採決）
横芝駅南口周辺地区横芝駅前広場等整備工事請負契約の締結について
- 日程第 2 0 議員派遣の件
- 日程第 2 1 陳情の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1 番	鈴	木	和	彦	君	2 番	齋	藤	順	一	君	
3 番	浅	野	孝	男	君	4 番	杉	森	幹	男	君	
5 番	森	川		忠	君	6 番	五	木	田	平	和	君
8 番	若	梅	喜	作	君	9 番	川	島	富	士	子	君
1 0 番	鈴	木	克	征	君	1 1 番	野	村	和	好	君	

12番	山崎貞一君	13番	伊藤圀樹君
14番	川島透君	15番	鈴木唯夫君
16番	八角健一君	17番	川島勝美君
18番	越川輝男君		

欠席議員（1名）

7番 川島仁君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	久本修君
理事	田鍋悦央君	総務課長	實川裕宣君
企画財政課長	若梅操君	環境防災課長	堀越健一君
税務課長	鈴木健夫君	住民課長	早川裕明君
産業振興課長	早川典男君	都市建設課長	五木田桂一君
福祉課長	宮藺博香君	食肉センター長	郡司民夫君
東陽病院事務長	大木良夫君	会計管理者	福島美代子君
教育長	齋藤明君	教育課長	市原成一君
社会文化課長	越川誠一君	監査委員	伊藤美宣君

職務のため出席した者の職氏名

局長 高蝶政道 書記 椎名晴美

◎開議の宣告

○議長（伊藤圀樹君） 暑さ寒さも何とやらという、そんな朝であります、改めまして、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時58分）

◎諸般の報告

○議長（伊藤圀樹君） 日程に入るに先立ち、報告します。

本日、産業建設常任委員会委員長から陳情第1号について、お手元に配付のとおり審査結果報告書の提出がありましたので、ご報告します。

次に、川島仁議員から本日の会議を欠席する旨の届け出があり、これを受理したので、報告します。

これより日程に入ります。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） これより議案審議を行います。

日程第1、議案第1号 横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 軽自動車税の税率改正であると思いますが、この軽自動車税の税率改正による本町の影響額を、おおよそでよろしいですのでお教えいただければと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木健夫君） 今回の改正によりまして、来年度の影響額であります、主に、原動機付自転車町登録分と、小型特殊自動車分が主であります、おおむね400万円前後になろうかと思っております。

以上であります。

○議長（伊藤圀樹君） ほかにございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結いたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第2、議案第2号 横芝光町農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第3、議案第3号 横芝光町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） この条例については、5点質問をさせていただきます。

議案つづりの6ページにございますが、利用定員に関する基準について、このことについて質問いたします。

子ども・子育て支援法第16条の支給要件における認定制度があり、認定を受けることとなります。この認定は市町村が行います。そこで、第1号認定の3歳児で保育の必要なしとなっておりますが、全く保育が受けられるのか、受けられないのか伺います。

2番目といたしまして、公定価格と保育料についてであります。国が示す公定価格は新制度ではどのように変わったのか。また、当町における保育料は、県下では5本の指に入る低い設定となっておりますが、新制度に伴う見直しのお考えはありますでしょうか、伺います。

3つ目といたしましては、公定価格の各種加算分の具体的な適用要件は、公定価格の骨子案のように示されているのかお伺いをいたします。

4点目といたしまして、認定こども園の保育料の徴収はどのようになるのかお伺いいたします。

5つ目といたしまして、新制度において、利用される保護者への説明は、どのような予定になっているのか。また、子ども・子育て支援制度による当町における受け付けはいつごろから開始されるのかお伺いいたします。

以上5点、質問させていただきます。

○議長（伊藤圀樹君） 宮菌福祉課長。

○福祉課長（宮菌博香君） ただいまの質問に対し、ご答弁申し上げます。

最初に、1点目の、第1号認定の3歳児以上で保育の必要なしとなっておりますが、全く保育を受けられないかということにつきましては、1号認定子供は、保育の必要性のない子供の認定であります。保育の必要性があるというのは、保護者が就労、疾病、出産、その他の事由により保育ができない状況を指します。通常は、親が保育できる環境にある児童で、幼稚園で教育の給付のみを受ける児童が1号認定となります。したがって、その児童の保育の必要が生じた場合には、幼稚園の一時預かりで対応する予定にしております。

次に、2点目の、公定価格と保育料の利用者負担についてお答え申し上げます。

国が示す公定価格につきましては、1日を11時間とする保育標準時間認定と、1日を8時間とする保育短時間認定とに区分されます。また、新制度移行に伴う保険料の見直しにつき

ましては、今年度改定しましたので、本条例制定に伴った保育料の見直しは行いません。しかしながら、今後、社会動向や経済状況を踏まえた見直しは今後も行っていきます。

次に、公定価格の各種加算分の具体的な適用要件は、公定価格の骨子案のように示されているかについてお答えします。

所長設置加算、3歳児設置改善加算、休日保育加算及び夜間保育加算などが示されております。これらの加算につきましては、今後、十分研究した中で対応していく必要があるものと考えております。

次に、認定こども園の保育料の徴収はどのようになるのかについてお答えします。

こども園につきましては、こども園が直接、保護者から徴収することになります。なお、保育所につきましては、当分の間、町で徴収することになります。

次に、新制度を利用する保護者への説明予定と受け付けはいつから開始するかについてお答えします。

12月に新規の募集を行いますが、その際には、町広報紙と防災行政無線により周知を図ります。また、保育所入所者につきましては、例年どおり、2月上旬に役場職員の聞き取り調査により認定いたします。幼稚園入所者につきましては、各幼稚園が決定する方法をとらせていただきたいと思います。

以上、ただいまのご質問についての答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） それでは2回目の質問をさせていただきます。

第1号認定については、横芝光町の地域の実情に合った、独自の保育事業が必要だと思えますが、いろんな地域によって、例えば、農村地域のさまざまな要因がありますけれども、その辺のところをクリアできるような柔軟な対応が必要と思えますが、この辺について再度お伺いいたします。

保育料については、先ほど、今後の課題だというお話しがございました。常々、佐藤町長が申されているように、福祉の町日本一を目指すということでもありますならば、現状の方向で検討するのがよいのではないかと、そのように考えますが、その点のところをお伺いいたします。

それと、将来的には、保育所や幼稚園などは、政府の政策により認定こども園に移行するように思われますが、そこで、認定こども園の保育料の徴収は、各事業所において行うこととなるようですが、保護者からの徴収ができない場合、どこが責任持って補完するか。この

辺の所見をお伺いいたします。

○議長（伊藤罔樹君） 宮菌福祉課長。

○福祉課長（宮菌博香君） 1点目の児童が保育できる環境を柔軟的にということでございます。先ほど、私が説明しましたのが、ちょっと説明不足があったかと思うのですけれども、まず、第1号というのは、幼稚園児のことを指しております。幼稚園児というのは、一般的に幼稚園で教育の給付のみを受ける児童ということで示されております。したがって、現在も、今、町の状況を見れば、幼稚園でも一時預かりはしております。したがって、そういう子供たちが保育の必要が生じた場合につきましては、幼稚園の一時預かりで対応するというをやっていきたいと思いますので、そういう子供たちが、今、申しあげましたように、そういう保育は受けられないということではございませんので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

2点目でございますが、今回の新制度に伴う保育料の見直しということではありますが、今ほどご説明させていただきましたけれども、この新制度移行に伴う保険料の見直しは行いません。ですから、今年度改定したものでありますので、これにつきましては、現状、改定したばかりでありますので、据え置きということで考えております。したがって、先ほど私が申しあげましたことは、今後、社会動向や経済状況を踏まえて、そういう状況が変わった場合につきましては、保育料も見直しをさせていただきますよ、ということで、ご答弁申しあげましたので、これについてもご理解を賜りたいと思います。

次に、認定こども園になった場合に保護者から徴収ということではありますが、認定こども園のほうで保護者から徴収ということでございますが、これにつきましては、今後、制度が変わった場合につきましては、まさに、議員おっしゃられたように、認定こども園が直接、保護者から保育料のほうをいただくようなこととなります。しかしながら、今回の条例の附則等でうたってありましたように、当分の間につきましては、とりあえず、今の町が受けるという状況を踏まえてやっていくということで、附則の中でお示しをしてあります。これにつきましては、実際、今、うちのほうで来年度につきましても、今、各保育園のほう確認したところ、認定こども園に移行するという要望はどこも持ってないという状況にあります。したがって、うちのほうが一番早く認定こども園の申請を上げるところが出てくるとすれば、平成28年度以降になるかと思っております。したがって、その辺につきましては、いずれにしても、不平等が生じないように、この辺については、それまでの間を使った中で、いろいろと一番いい方法を検討していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 最後に、要望をお願いいたしたいと思います。

子ども・子育て支援新制度においては、しっかりと住民ニーズを捉えた、子ども・子育て支援事業計画の策定をお願いいたします。

また、保護者への申請手続等の説明については、今後、わかりやすく、丁寧に説明していただくよう要望いたします。

○議長（伊藤圀樹君） ほかにはございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第4、議案第4号 横芝光町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤罔樹君） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤罔樹君） 日程第5、議案第5号 横芝光町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 4点ほど質問をいたします。

初めに、児童福祉法の定義において、法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業となっております。

そこで、新制度の対象児童が6年生までと思いますが、新制度の小学1年生から6年生までとなると、いろいろな問題が出てくるとと思いますが、その方策を伺います。

2点目といたしまして、議案つづりの88ページの第5条4項、放課後児童健全育成事業者は、その運営内容について、みずから評価を行い、その結果を公表するように努めなければならないとなっております。当町では、民間委託しておりますが、どのような評価の公表を行っていくのか伺います。

3点目といたしまして、議案つづりの89ページ、第7条、放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り、児童福祉事業の理論及び実績について訓練を受けた者でなければならないとしております。また、90ページの第10条2項の補助員については、現在は民間委託で、職員の配置が適切でないときもあるというふうに伺っておりますが、新制度では、民間委託であっても、この条文が適用されるのかどうかお伺いいたします。

4点目といたしまして、議案つづりの92ページ、第10条4項中の一つの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とするとあります。これに対して、議案等関係資料の14

ページの附則では、おおむね40人以下の施設定員について、既存施設にあっては当分の間70人も可とすることを規定しております。

そこで、子ども・子育て支援新制度における小学6年生まで対象とした場合には、児童数がふえることが予想されます。そのときの方策をどのようにお考えなのか伺います。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 市原教育課長。

○教育課長（市原成一君） それでは、お答えを申し上げます。

まず1点目でございますが、小学校6年生まで利用年齢が拡大されるというところの課題でございますが、当然、利用者が増大をするであろうということは予測をしております。しかしながら、いろんな調査ですとかご意見などをいただきますと、年齢が上がるに従いまして、学習塾ですとか学校部活動、また、留守番ができるなどの親御さんの判断などがありまして、当然、利用率は低下してくるというふうに予測をしております。4年生以上につきましては、果たして、どのぐらいの利用者数があるかというところが、現在のところは把握をし切れていないという状況でございます。また、6年生までになりますと、幅広い異学年1年から6年生まで、一堂に会して保育をするというのが非常に問題も生まれてくるのではないかなあということで、その保育の展開の仕方というところは、今後、研究をしていかなければならない、これにつきましては町だけの判断ではなく、現在、受託会社とも相談をしながら決めいきたい、方法を見出していきたいというふうに考えております。

2点目の事業の評価、また、公表の方法でございますが、たしか、平成22年度から内部評価ではございますが、町の事務事業につきまして、事務事業評価制度というものを導入をして、現在も評価は実施をしております。今後、この事務事業評価についても、公表の時期を迎えますので、この事業にあっては、その時期に合わせて公表していきたいというふうに考えております。

それから、指導員、補助員のあり方ですが、現在、ご存じのようにプロポーザルによりまして民間委託をしておりますが、平成25年度、プロポーザル審査をする際の仕様書において、指導員は健康で児童の育成指導に熱意のある者とする事、それから、各児童クラブには、保育士または、教員資格を有する者1名以上置くことなど、条例制定以前ではございましたが、仕様の中では、この条例をクリアしている基準でプロポーザル審査を行ってきたところでございます。なお、民間委託でありましても、この条例基準につきましては、事業主体となる町から仕様として指示を出しますので、おのずと遵守をしていただくということになり

ます。

それから、6年生までふえるということで、先ほども申しあげましたけれども、利用者が増大をするというところを予測しておりますが、6月議会でご承認いただきましたように、児童クラブの新設を予定しまして、27年度中に、まずは、第一義的には、待機児童の解消、定員に余裕がある場合にあっては、6年生までも受け入れるという考えで整備を進めていきたいというふうに考えてございます。それから、定員のあり方ですが、議案説明のときにも申しあげましたが、基本は40人、それに対して70人という定員規模も当分の間はオーケーということで説明をいたしました。この定員のあり方についても、実際の検証をしながら定員を改正するのかどうか研究をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 再質問をさせていただきます。

新制度の対象児童は、先ほど申しあげましたように、小学6年生までになるということです。その中で、1年生の壁、4年生の壁という大きな壁があると思いますが、この問題をどのように考えていくのか。私案ですけれども、これ自体をある程度、区分する必要があるのではないかと考えておりますが、このことについてどのようにお考えなのか伺います。

それと、対象児童が、先ほども何回も申しあげますが、6年生までとなりますが、これ、確かに、先ほど課長が申しあげたように、利用者が多くなります。その場合に、放課後児童支援員及び補助員の数をどのようにされていくのか、先ほど70名という話がありましたけれども、さらにふえる可能性があつて、今、かなり低い、低いといいましょうか、人数で運営されていると思いますが、この辺の今後の見通し、もしくは現状をどうするか、直していくのか、という話も含めてお尋ねいたします。

○議長（伊藤圀樹君） 市原教育課長。

○教育課長（市原成一君） まず学年の壁でございますが、保育所、幼稚園から小学校に入ったときには、保育所サービスが充実しているにもかかわらず、学童保育が若干不十分であったというところで、住民の皆さんからの要望もありますので、これについては、とにかく待機児童をなくすという考えで計画を進めていきたいというふうに思っております。

4年生でございますが、4年生の壁というものがどのようなものかというのは、具体的には、知識が乏しいもので知り得ませんが、今までですと、4年生でも学童保育で預かってほ

しいという要望は、現実ございました。それにつきましては、家庭の実情等をよく調査をして受け入れていくべきであろう。ただ、定員という枠がございますので、その中で判断することにはなりますが、その辺も受け入れをして、サービスを充実していくというふうに考えております。

もう一つ、保育の展開ですが、先ほども、異学年の保育というのは遊びの仕方とか違いますし、宿題をその施設で行うにあっても内容が違ってくると思いますので、これは、グループ分け的なものがされるのではないかと、というふうに予測をしておりますし、私は実際、そうあるべきだということを思っておりますので、受託会社とも相談をしていきたいというふうに考えております。

それから、40人超の施設の指導員につきましては、具体的な数字を今、持ってきてございませんが、70人のひかり児童クラブにあつては、40人と同じ人数で指導するのではなく、ふやして仕様書を定めてプロポーザル審査を行い、現実には、その人数に合わせた配置はされているというところでございます。しかしながら、児童の状況によっては、加配、加えて指導員を置かなければならない事態もあるかもしれませんので、それについては会社とよく相談をして、指導員をふやすなどの協議をしながら進めていくということになっております。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 最後に、要望になりますが、子ども・子育て支援新制度の施行に当たっては、国では消費税による7,000億円から1兆円規模の財源が充てられる見込みとなっているようですが、このようなことから、当町においては、しっかりとした子ども・子育て支援事業計画を立てた、次世代の健全育成のための事業展開、大いに発展的に事業が展開されることを期待して、このことを要望したいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（伊藤圀樹君） ほかにはございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（伊藤罔樹君） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤罔樹君） 日程第6、議案第6号 新町建設計画の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（伊藤罔樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（伊藤罔樹君） 異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（伊藤罔樹君） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤罔樹君） 日程第7、議案第7号 平成26年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 何点かお尋ねをいたします。

11ページの一番下、財産管理費です。本庁舎維持管理事業、今回、国庫支出金のがんばる地域交付金、これを活用してといたしますか、これに一般財源をもとにしまして施設改修工事を実施する、そのようなこととございます。金額的にも大分大きな金額になっている、そのようなことで、私は、このような大きな改修事業は当初予算で計画的に実施すべきではないか、今回、このような国庫の、国からの補助があるということで、急にやるようになったか

どうか、その辺も説明を求めるわけでございますけれども、大きな、今、財政健全化に向けて町も取り組んでおる、そういう状況の中で、より計画的に物事を実施するということが非常に大事なことであろう、このように考えておまして、この辺、説明を求めたいと思います。

それから、もう1点は、15ページの保育所費の町立保育所事務費、委託料、保育士・用務員業務委託料が202万2,000円の増額になっておる。当初予算からまだ何カ月もたっていない状況の中で、どのような形での増額なのか、この辺をお尋ねいたします。

それから20ページの商工費の中の観光費です。産直交流施設検討事業の57万円の増額ですが、これも、当初予算の計上でなくて、今回は、補正に上がってきた、このような内容でございますけれども、委員報酬19名で41万1,000円の報酬も組み込まれております。この内容の説明、お願いしたいと思います。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（伊藤園樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 若梅喜作議員のご質問にお答え申し上げます。

本庁舎改修事業予算規模をごらんいただいた、提案申し上げましたとおり、工事請負費で3,771万4,000円。設計を含めると、事業の補正規模といたしましては3,861万1,000円ということで、そのうち、ご指摘、ご質問どおり、その財源といたしまして、国のがんばる地域交付金2,365万円を充当して、今回提案させていただいて、実施をしたいということでございます。ご質問の、このくらい大きな規模で当初予算で計上し、計画的に実施すべきではなかったかというご質問でございます。ご指摘を待つまでもなく、私ども財産管理所管課といたしまして、当初予算の時点から計画をしてございました。ただし、ご質問にもございましたが、この厳しい財政状況の中で、確実な財源が決定するのを待って、年度、今回この9月補正というタイミングでご提案申し上げたわけですが、提案し、実施しようという予算査定、予算計画の中で決定をいたしました。当初予算策定段階では、この、がんばる地域交付金そのものの制度は、国での、地域活性化・効果実感臨時交付金という意味合いの中で、制度そのものは決定しておったのですが、この横芝光町の今回提案した交付金の交付決定が当然のことながら当初予算策定段階では全く未定でございましたので、今回、その交付が決定した、そのタイミングで、この9月議会で提案させていただいたということで、全く、急に補正でやるようになったということではございません。当初からこの事業の実施そのものについては計画しておったところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤囀樹君） 宮菌福祉課長。

○福祉課長（宮菌博香君） それでは15ページの町立保育所事務費の委託料の件についてご回答申し上げます。

これにつきましては、当初、保育士1名が病気休暇で休んでいるわけですが、その休暇がどうしても長引くということで、欠員補充をしておりますので、その分の、長引く分の保育士のものを委託によって補うということで今回補正をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤囀樹君） 早川産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、若梅議員の、20ページ、産直交流施設検討事業、報酬の委員報酬でございますけれども、こちらにつきましては、民間の方々、特に、おおむね議会の産業建設常任委員会さんですとか農業委員会長さん、あるいはまた、商工会関係、そういった方々の委員さんを19名、そのほかに公的機関であります千葉県であったり、役場の職員、課長クラスですけれども、そういった者、総勢30名を想定しているんですけれども、うち、民間議員の方々19名分の報酬、そして、回数は6回を想定して計上してございます。ちなみに、単価でございますけれども、1回当たり3,600円という報酬でございます。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤囀樹君） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤囀樹君） 日程第8、議案第8号 平成26年度横芝光町国民健康保険特別会計補

正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第9、議案第9号 平成26年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第10、議案第10号 平成26年度横芝光町農業集落排水事業特別会

計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

鈴木克征議員。

○10番（鈴木克征君） 今回、集落排水事業でもって7ページですか、維持管理費の修繕ということで264万円の補正を行うわけでございますけれども、議案の説明いただいた中で、10年を経過して、結構、補修箇所が出ている。一度にやるのは無理だからということで、必要に応じて、今回264万円の補正をさせていただいたということなんですけれども、このほかにも、結構あるんでしょうか。その辺の、現在、この予定というか、見込まれる補修、こういった箇所があればわかる範囲内で教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 早川産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、鈴木克征議員のご質問にお答え申し上げます。

維持管理業者から、今、指摘のある機械は、現時点で18カ所ございます。その中で、ふぐあい、多少のふぐあいが発生している機械、こちらが処理場内部のポンプやブロアーで5カ所、131万5,000円、経年劣化で交換や修繕の必要な機械が、処理場関係で9カ所、中継ポンプで4カ所ございます。それらは529万5,000円かかる見込みであります。これらの合計金額は661万円となっており、今回の補正予算では、不足が見込まれております。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木克征議員。

○10番（鈴木克征君） この財源でありますけれども、農業関係でいきますと、維持管理適正化事業とか、ストックマネジメント事業、または、農業系促進事業とか国が50、地元が50とか、いろんな補助制度があるんですけれども、この辺のところの維持管理、修繕料、そういったものの補助とか、そういった事業補助に対する事業補助の財源っていうのは使っているのか、また、そういうものがあるのか、お聞きします。

○議長（伊藤圀樹君） 早川産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） 国等の補助があるのかということでございますけれども、国の交付金を活用できる事業はございます。施設の経年劣化状況を調べる機能診断調査ですとか、その結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法を定めた構想計画を策定する、こういった事業がございまして、こういった事業を定額補助でございまして、こういった計画等を作成するのに、まず2年ほど、それからさらに、改修計画の策定、それから、県のほうの審査がございまして、それに2年といたことで、現実的に事業化にかかる

年月が四、五年かかるといったことでございます。しかしながら、集落排水施設木戸台処理場で14年、中台が10年といったことで、今後は電気設備ですとか、重要な機械、高額な重要な機械の劣化がだんだん進み、更新時期が迫ってまいりますので、事業化に向けて取り組んでいきたい、かように考えております。こういった事業を、計画を作成した後、更新事業に入る、工事に入る、そういった状況でございます。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木克征議員。

○10番（鈴木克征君） ありがとうございます。

いつも言うんですけども、新規事業に対しての事業採択というか、事業というのは、結構いろんなものがあるんですけども、建物とか施設、そういったものに対する維持管理とか保全とかに対する補助というのは、結構少ないんですよね。そういったものを、しかしながら、この特別会計の中でやるのであれば、しっかりと、そういった補助があれば、そういったものを今いろんな補助のあれが、結構目まぐるしく変わっている時期でありますので、何か適用がされるものがあれば、どんどんそういったものを適用していただきたいなと思います。

また、やはり10年以上経過しますと、しっかりとした管理をして、できるだけ長く維持できるようなことに努めていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） ほかにございますか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤罔樹君） 日程第11、議案第11号 平成26年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 後で聞いてもいいのかなと思ったんですけども、センター長のほうに、今回は、枝肉カット室の工事請負でありますけれども、8月の暑いお盆の時期に行われた悪臭対策、横芝方面に古川地域から要望書等が上がっていたと思いますけれども、その進捗を、せっかくなので教えていただきたいなと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 郡司食肉センター所長。

○食肉センター所長（郡司民夫君） 川島富士子議員の悪臭対策の関係でございますが、古川の町民の方からのおいのほうが出ているという連絡を事務所のほうに受けまして、コンポストとなる、においのもとところに防護カバー、ネットです。ネットを張りまして、においを拡散させて対応しているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ありがとうございます。

で、効果は。

○議長（伊藤罔樹君） 郡司食肉センター所長。

○食肉センター所長（郡司民夫君） その処置をしてからは、古川の方からは何のご連絡もいただいてございません。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） ほかに。

若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 歳入の件ですけれども、私、ここちょっとよくわからないのだけれども、繰入金、一般会計が23万円の繰り入れをして、財政調整基金が280万8,000円の減額をした、ここら辺の説明をお願いしたいと思います。

財調の場合には単独会計ですから、食肉センターの場合だ、一般会計は町の財源である、みずから身を切らないで、何で一般会計のほうから出しているんだ、自分のほうは減らして、その辺の説明をお願いします。

○議長（伊藤圀樹君） 郡司食肉センター所長。

○食肉センター所長（郡司民夫君） 一般会計からの繰入金につきましては、児童手当の、そういう職員のほうの手当の繰入金となっております。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案審議の途中でありますけれども、ここで休憩をいたします。

再開は、午前11時10分といたします。

（午前10時55分）

○議長（伊藤圀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時09分）

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第12、議案第12号 平成25年度横芝光町一般会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、私からは、総務常任委員会の所管のほかをお聞きしたいと思います。

まず、併用してあれですが、こちらの報告書から、9ページ、社会福祉協議会運営補助事業、この内訳は、人件費がメインとお伺いしましたけれども、正職員何名なのか、また、臨

時何名なのかの内訳をお聞きしたい。

〔「森川さん、ページ数」と言う人あり〕

○5番（森川 忠君） ごめんなさい。9ページです。中段です。

それから、同じく12ページ、2の特定疾患見舞金支給事業の360万6,000円ですが、成人140名、小児19名、この内容というか、内訳をお聞きしたいと思います。

それから、同じく13ページ、町立保育所事務費、その中で、保育・用務業務委託料（10名保育士と用務員が2名）とありますが、そのほかに、正規に、職員として働いている方がいらっしゃいますが、要するに、こちらは3,752万9,000円で12名をあれされておりますが、職員の方の給与というか、人件費を挙げていますが、その、人数をお願いいたします。

それから、産建の所管に移らせていただきますが、駅前広場の整備事業、22ページです。一番最下段から、その次の23ページですが、公有財産購入費3,337万4,000円、こちらの件数と平米数、同じく、補償費の2,282万円、これは何年に支払い終わるのか、お願いします。

同じくそのすぐ下の住宅改修補助金、リフォーム助成ですが、これはたしか235件ということの説明聞いたと思いますが、これ、いつごろ終了してしまったのか。たしか終了したって聞いたんですけれども、予算は300万円で、ほぼ使い切ったんですね、いつごろ終わってしまったのかをお聞きします。

それから、教育関係に移ります。奨学金、24ページ、ちょうど中段の、奨学資金事業300万円、現状、実質額を書いてありますけれども、始まったばかりで、まだその返済の時期にはなっていないと思うんですね。奨学金というのは、いただくわけではないのですが、今後どのようなことを想定されているか。状況は、返済に関して、課長の所見でも構いませんので。

同じく25ページ、小学校・中学校にはパソコンが賃貸で、合計で百数十台ですか、ちょっとわかりませんが。カリキュラムの中で、どの程度利用されているか、あの立派な民主党政権時代に電子黒板、あれも含めて、そのカリキュラムの中でどれぐらい利用しているのかわかればお願いしたいと思います。

それと、例えば県内でも、インターネットに接続しているパソコンを教師の方が不正使用したという事例、役所もそういうことがあったんですけれども、それに対する対応というのは、我が町は、多分、千葉市の教育委員会では、セキュリティでロックかけていると思うんですけれども、うちの町ではどうなのかお伺いしたいと思います。

1回目の質問で、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤圀樹君） 宮菌福祉課長。

○福祉課長（宮菌博香君） それでは、まず最初に、資料9ページの森川議員の社会福祉協議会運営費補助事業の、まず、職員何名分だということでもありますので、これにつきましては、職員、社会福祉協議会の職員5名と、町派遣職員1名分の6名分であります。

次に、12ページ、特定疾患見舞金支給事業、どういうものなのかということであるのですが、けれども、患者名、要するに病名でありますけれども、アミロイド脂質とかクローン病とか、サルコイドーシスとか、パーキンソン関連疾患だとか、そういう、要するに特殊なものがいっぱい、全部で約30ぐらいありますけれども、そういうような種類の病気です。

次に、13ページの町立保育所の事務費の中で、正規な職員は何名かということかと思うんですが、それにつきましては、正規の職員につきましては、15名分の人件費のほうを計上してございます。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 五木田都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、森川議員のご質問にお答えをいたします。

23ページの駅前広場整備事業のほうの公有財産購入費でございますけれども、これにつきましては、筆数が3筆でございます。合計932.22平米でございます。これを3万5,800円で購入したものでございます。ただ、最終的にこれで計算しますと、決算の金額と若干違いますけれども、これにつきましては、いろいろと筆数が分かれている等々ございますので、端数調整、切り捨てたりなんかで合わないというふうに思っております。

あと、補償費でございます。補償費は3件でございます。契約は24年度中に契約したものでございます。

次に、住宅改修補助事業でございます。住宅改修補助金のほうの件数でございますけれども、これは23件でございます。工事費の10%、限度額20万円でございますけれども、23件でございます。で、いつごろ終了したかということでございますけれども、8月の上旬には既に終了しております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 齋藤教育長。

○教育長（齋藤 明君） 森川議員のインターネットのカリキュラムの中での使用状況ということでございますが、時間的に何時間というあれは調査をしてございませんけれども、例えば、中学校関係で言いますと、技術家庭科を中心に、その活用とかというところがあります。

それと同時に、小学校でも同じことが言えるわけですが、調べ学習という中で、教科と、教科の中での調べということで、これは理科とか社会とか、特に総合的な学習の時間等の中でもかなり使われているということについては、時数調査はしてありませんけれども、それについては把握しているところでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤圀樹君） 市原教育課長。

○教育課長（市原成一君） それでは、決算資料のほうの24ページ、4行目になります。

奨学資金事業の関係でございますが、これは、制度的に、貸付期間が終わって半年を据え置きまして、貸し付けた期間の倍の期間をかけて返済をいただくという制度になっております。既に今年度から一部、返済は開始をされております。なお、これにつきましては、保証人をつけての貸し付けという制度にもなっております。

続きまして、資料の25ページ、パソコンの授業展開状況は先ほど教育長からご説明したとおりですので、私のほうでは、パソコンを不正に使えないという観点のご質問に対してお答えをいたしますが、現在、小・中学校、授業用も職員用も合わせて、学校関係で444台、パソコンが稼働しています。このうち、リースもあります、買い取りもありますが、この全てのものに対してフィルターをかけて、よろしくないところにはアクセスできないように、という機能を持たせてあります。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 2度目の質問です。福祉課長には、お答えいただきましたけれども、30種類もの病気というのは、これは、本人といいましょうか、申請があつてからなのか、もしくは、医療機関からの報告とか、その辺なのかを再度お聞きしたいと思います。

それと、特定疾患ということですから、長い方で何年とかあるかと思いますが、その辺の細かいところがわかればお聞きしたいと思います。

それと、13ページの町立保育所ですが、町長にお聞きしたいと思います。15名の職員、9,700幾らの人件費だけをとってみれば、業務委託でお願いしている保育士の先生方は約半分の賃金で働いてくださっておりますが、その辺の町長の所見、そして、フタバ保育園を、町有地をお貸しいただいて、つくられておりますけれども、今後の町立保育園のあり方、委員会の調査では、例えばバスの利用状況も含めて、いろいろ質問があつたと、この資料を見ますと、拝見しますと、ありますけれども、町長の町立保育園の今後のあり方について、ご

所見を願いたいと思います。

それと、ちょっとまたあれなんですけど、13ページに10行、11行にわたって、保育委託事業と保育士等処遇改善臨時特例事業、これ特に、臨時の特例事業というのは、どのような根拠でお出ししたのか、948万1,000円ですが、これは、そろって私立保育園です。算定の根拠を福祉課長にはお尋ねしたいと思います。

教育長からは、お答えの中で、比較的、比較的というか、想像以上に利用度が高いなということがわかりました。

フィルタリングを、課長からは、かけているということですがけれども、職員室もかかっているんでしょうか。その辺もお聞きしたいと思います。問題は、子供たちよりも、失礼な話ですがけれども職員室等でのそういう、教育長、もともと校長先生の立場であれなんですけれども、現実にあることはご存じだと思いますので、その辺は、現状、子供たちはフィルタリングがかかっているけれども、職員室はどうか、お尋ねしたいと思います。

それと、社文の課長にお聞きしたいんですけど、図書館です。年々徐々にですけど、新規の本の購入が、徐々に徐々に減らしていますね、年に一度、不要なものを皆さんに差し上げているって言ってやっているんですけど、今後、今、ご存じかと思いますが、九州の佐賀県の武雄市というところでは、民間の大手にそういう運営をやって、より広くの方に来ていただいて、保育所の喜びとかそういうところを目的にやっているんですよ、中にカフェをつくったり、例えば。今後、今、電子図書も私もたまに利用したりするんですけど、その電子図書に対する考えと、その民間の図書館運営に対する考えを、社文の課長にお聞きしたいと思います。

以上で2度目の質問とします。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） それでは、私のほうから今後の保育所のあり方について答弁をさせていただきます、お答えをさせていただきたいと思います。

この保育所、本当に極めて町の宝、地域の宝であるお子さんたちを就学前にどう指導していくかという部分も極めて大事なところをございまして、本当に町立保育所が3カ所、また、民間の事業者も5つあります。日吉と白浜も入れますと。そうした中で、この辺もただ単に財政面だけのことで機械的というか、計数的にだけの判断というのは、極めて難しいと思いますし、地域ですとか保護者の思い、また、地域の思い、何よりもその施設を利用している子供たちが今後どうしたら一番いい工法になるのかという部分を、経緯を、今後、今、お

っしやられたようにフタバ保育園も新たな保育園が来春には完成するわけでございまして、利用が始まるわけでございます。そうした中での流れを十分勘案しながら、地域、またその関係の皆さんと、当然、保護者の皆さんも含めて、どうあるべきかについては、こうだというものではなくて、少しずつよりよい方向に行くように、今後とも精査しながら努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 宮菌福祉課長。

○福祉課長（宮菌博香君） それでは最初に、12ページの特定疾患見舞金支給事業の関係で、どのようにしているかということでありまして、あくまでも、これにつきましては、申請に基づいて対応しております。また、こういうものでありますので、該当者につきましては、こういう制度があるという周知等も行っているということでご理解を賜りたいと思います。

次に、13ページの保育士等処遇改善臨時特例事業であります。これにつきましては、まさに、字のごとく、保育士の処遇改善ということで平成25年度、県の安心こども基金で補助をいただいたものでありまして、補助率につきましては、県のほうで100%見たというような事業でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 市原教育課長。

○教育課長（市原成一君） 学校のパソコンですが、教師用も含めてフィルタリングしてあります。

○議長（伊藤罔樹君） 越川社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） 森川議員から指摘のありました、図書館の民間委託の今後の考え、それから、電子図書の導入等、これらの関連でございますが、まず、民間委託の考えにつきましては、所管課としては、現在のサービスカウンター業務、これらについては、利用者側からも、特に、ご指摘等、ご要望等もいただいておりますので、近々のうちにこれらの民間業務委託を考えるかということになれば、それらについては、今のところ考えはございません。

それから、電子図書の導入のお話しでございますが、今現在、電子図書を導入していただきたいという、これらも、利用者側からのそういった要望も現時点ではございませんので、取り急ぎ、これらについては導入の考えはございません。しかしながら、今後、いろんな経

済情勢とか環境も変わってこようかと思しますので、もし、そういった要望が多数聞かれるようになったときに、改めて検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは3回目、最後の質問といたします。

ちょっと細かくなって恐縮ですが、決算書の127ページ、下から7行目、母子寡婦福祉会補助金9万円というのがありますが、9万円で少額なんですけど、考え方として、その母子と寡婦というのは本来、別でなければいけないと思うんですけども、今後、町として、これ町長にお聞きしたほうがいいのか、その母子と寡婦の支援に対する考え方、それをお聞きしたいと思います。

それと273ページ、教育課長にお聞きしたいと思いますが、ちょうど中段から下の学校施設開放事業管理委託料、要はこれ……失礼しました。

それと、プール監視業務委託料339万円、これは横芝のB&Gだと思いますけれども、プールの利用人数、わかればお聞きしたいと思います。

それと産建で、海水浴場、ことしもやって非常に利用者が少なくて残念な結果にはなりましたが、声を聞きますと、駐車料金が町長、町外だと750円、700円、ちょっと高いんじゃないか。で、あそこは、湛水防除のところ来ますと、左に曲がる車が大半なんです。真っすぐ行けば、もう有料になっちゃう。あえて、約130何万円ですか、全部で整備も入れてかかっている、収入が111万円、その辺はまあ、きょうは代表監査いらっしゃいますので、逆に開放して、より皆さんに親しんでいただいたほうがいいと思いますが、監査からもその辺の感想と、町長、もしあれだったら、あれは無料にされて、どんどん屋形海岸に来てくださいというようなことをしたほうがいいとは思いますが。

その辺をお聞きして、終わります。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、母子寡婦福祉会の補助金の運営のことですね、将来の。戦後、この寡婦という言葉が非常に言われて、今、なかなか余り聞きなれない言葉になっておって、また逆に、母子家庭というほうについては、非常に当町のみならず、全国的に非常に多くなっているように感じております。そうした中で、実際、現実的に、この当町の母子寡婦福祉会では、ほとんど、寡婦の皆さんの集まりになっている状況でございます。今後、そうした生活上、ある意味、大変な状況にあるのかなあという部分の中で、今後、どのようにすべき

かという部分について検討を重ねていきたいと考えております。

それと、もう一点、海岸の駐車場の料金の件でございますけれども、いろいろと聞き及んでいるところでありますけれども、特に、サーフィンをやる方については、結局、車の中に、財布から携帯から全部置いていってしまう。非常に、サーフィンをやる方にとってみると、車上荒らしの危険が非常に大きいんだそうです。それで、多少お金を払ってでも、ちゃんと見てくれるところで車を置いておきたい、というような話から、今回の有料駐車場の設定になったというような経緯を聞いております。その辺の部分、確かに、ただのところもあるし、というお話でございますけれども、現実、そのように利用している現実もあるわけでございまして、今後、利用者にもその辺の部分を探りながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 越川社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） 森川議員のほうからご質問のありました、決算書の273ページ、学校施設開放事業の関係でございますが、主に、体育館がメインとなりますが、この体育館、中学校の2校、横芝中学校とそれから光中学校、ここについては、シルバー人材センターのほうをお願いをして、監視員をつけてございます。それから、各小学校については、監視員はついておりませんので、利用者側のほうで適宜、使用後の清掃業務等、これらをやって、実施していただいております。それから、利用者数でございますが、申しわけございません、ただいま手元にはありませんので、後ほど、改めてご回答申し上げたいと思います。

それから、同じく273ページのプール監視業務委託料、B & G海洋センター運営事業です。これは、議員おっしゃるとおり、横芝B & Gのプールでございます。利用人数については、平成25年度で3,318人でございます。ちなみに、24年度と比較しますと約1割ほど利用者は減っております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 会計監査委員。

○監査委員（伊藤美宣君） それでは、森川議員さんのご質問にお答えいたします。たしか私も、ことしの夏は、あそこで交通整理をやらせていただきました。で、車が有料駐車場へ入ってもすぐ出てきちゃう、そういう状態が続いているのは確かなんです。今、町長も申されましたように、ことしは、この夏は天候不順のため、結構、来客する方が少なかったということで、そういうこともあろうかと思っております。それと同時に、やはり車はちゃんとしたとこ

ろへ置いて、安心・安全、これなら安全だよ、安心だよというところへ置いてもらったほうがいいかなと思います。ですから、いろいろあろうかと思いますがけれども、有料駐車場は、このまま開設したほうがよろしいかなと思います。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 実績報告書の14ページの、子ども医療費助成事業、大分、利用が伸びておりまして、昨年度と比較して、約件数で1万件、金額で2,000万円ですか、えらいふえている状況であります。これを、成果があったと見るのか、もう少し予防事業に力を入れなくちゃならないと、そのように見るのか、非常に難しいところでもありますけれども、何でこのように大幅な伸びになったのか、その辺、どのように見ているのかお聞きいたします。

○議長（伊藤圀樹君） 田鍋理事。

○理事（田鍋悦央君） 子ども医療費の助成事業につきましての伸びということでございますが、ちょっとお待ちください。

これ、県が子ども医療費の助成の対象につきまして、25年度から小学校3年生までであったものが、中学校3年生までに対象を拡大されました。引き上げたというようなことがございまして、それによりまして、従前、町としては、その年齢の方々も対象にはしていたわけでございますが、予算の組み替えということで、それまで児童医療費ということで福祉課のほうで所管していたものを健康管理課の事業に組み替えたということで、事業費がふえているという経緯でございます。現在もそうなんですが、これにつきましては、子ども医療費については、今、中学校3年生まで健康管理課の所管ということで事業を行っておりますが、高校1年生、2年生の医療費の助成については、児童医療費ということで事業が別な事業で、担当も福祉課で行っているというようなことから、こういったようなことになっているということでございます。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） いずれにしても、医療費の助成事業に利用した人がこれだけ出てある、これだけ実績として残っておる、これからこれ、どのような対策を講じながら、本来、利用者が少ないほうがいいわけですがけれども、ちょっと伸びが大幅なんで。

もう1点、それはそれで1つ答弁お願いします。

それから、10ページのシルバー人材センターの活動支援500万円、これに対しての質問を

しますと、町がこれだけの補助をすれば県が同額の補助をしてくれる、大体そのような答弁が返ってくるわけですがけれども、このシルバー人材センターの事業の実態、補助団体として、町としてこの内容をどの程度把握しているのか。補助額が適正なのか、これだけの金額ですので、内容のほうは精査していると思いますけれども、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず1点目の、子ども医療費がなぜこんなにふえたかということでございますけれども、今まで、子ども医療費というのは小学3年生までの枠組みで、小学4年生から中学校3年生、高校2年生までは児童医療費という枠組みで、それは、福祉課が所管しておりまして、子ども医療費については健康管理課が所管していた。それが、県の制度に合わせまして、今、中学3年生までの医療費を、要は、小学校4年生から中学3年生、この間の部分を、今まで児童医療費だったものを福祉課から所管を健康管理課に移して、子ども医療費の枠組みの中に入れたということによる増でございます。ご理解いただけましたでしょうか。

そういうことございまして、実質的な医療費全体の子ども医療費と児童医療費のトータルがどうであるかということが一番の問題になるのかなというふうに思っています。その資料、手元にございませぬので、申しわけありません。今後、その部分については、一元化を図っていかねばならないのかなというのが、今、大きな課題になっているところでございます。

それと、シルバー人材センターの補助金の問題につきましては、毎年毎年、公認会計士をつけての決算書を県に提出をして、県の認可といいましょか、それをとって、県の指導のもとに行っておって、その部分の報告については、町にもご報告いただいているところでございますので、ある部分、適正な運営がなされているものであるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 子ども医療費、児童か子供か、そのようなことで担当課の案件が変わった。私、これ何で、これ去年のこの成果、これを見ますと、これはことしのですけれども、去年のにもゼロ歳から中学3年生までの医療費助成と入っているんですよ、去年のこれも。だから、そういうことを考えると、それで私、比較を質問したんですよ。同じ字句が入

っているんですよ。

それと、人材センターの関係ですけれども、公認会計士がいろいろ書類を審査した中で、献じている数字である。それはそれでしょうけれども、やはり、町としても、計数的には、私も間違えないと思いますよ。ただ、やっぱり適正に、補助額が適正かどうかというのは、やはりきちっと見るべきである、そのように希望します。

子ども医療費助成のこの件だけ、もう1回答弁をお願いします。

○議長（伊藤圀樹君） 田鍋理事。

○理事（田鍋悦央君） 申しわけございません。大変、子ども医療費と児童医療費の部分でわかりづらいことがあったのかもしれませんが。先ほど、町長からもありましたように、確かに、当町におきましては、高校2年生までの医療費の自己負担分の全てを助成しているわけですが、その事業について切り分けしたために、こういうわかりづらいような表現になってしまったということがございます。また、実際、両方合わせてどうであったかという資料、大変申しわけございません、今、言いましたように、ここには数字がございませんので、はっきりどれだけふえたか、あるいは、減ったということもあるかもしれませんが、その辺の説明ができませんので、申しわけございませんが、それについてはまた、両方の資料を確認した上で、説明をさせていただきたいと思います。

いずれにしても、そういったことから、わかりづらいことになってしまったということで、大変申しわけございませんでした。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 平成24年度の期の途中で、この県の施策が変わったというふうに記憶しております。そういう関係で、平成24年度のものについても、何月からか定かではありませんが、そこから中学3年生までになった。その平成24年4月1日段階では、まだ小学3年生であった。その途中で、それが変更になってしまった関係で、そのような記載になった、そういうふうになっているところがございます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） 大変初歩的な質問をしたいと思います。

報告書の23ページの中から、災害対策施設整備事業の中で、先週14日の日に防災訓練がありまして、私も上堺小学校の津波避難階段に上がりましたが、今回、光楽園なり、また白浜小学校、そして上堺小学校に外階段が設けられたという中で、海拔何メートルになる

ものか、その屋上です。それとあわせて、その屋上に収容できる人数はどのくらいなものか、防災課長のほうでわかれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 堀越環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 屋上の海拔が何メートルかということにつきましては、今、手元に資料がございませんので、後ほど、資料を出させていただきますと思います。

屋上に何人乗れるかというご質問でございますが、おおむね700人程度。

〔1番議員「それはどこの小学校とか、どこの」と発言〕

○環境防災課長（堀越健一君） 上堺小学校です。

〔1番議員「じゃ、あと光楽園とか」と発言〕

○環境防災課長（堀越健一君） 光楽園は、面積をはっきりしたものを持っていないのですが、あの面積でも恐らく四、五百人は可能。白浜小学校についてもやはり500人以上は可能。基本的に、津波避難の場合は、一時的に避難いたしますので、一人0.5平米で計算させていただいています。建物の詳しい面積が、屋上面積がわかればすぐにご回答できるのですが、私の記憶ではっきりしているのは、上堺小学校は700名ということですので、よろしいですか。そのほかのものにつきましては、また後ほど、紹介させていただきますと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） では後で教えてください。

それと、今、上堺の立会地区に津波の避難タワーですか、建てるということですがけれども、そちらについては、海拔何メートルくらいのところになるのか教えてもらえますか。

○議長（伊藤罔樹君） 堀越環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 上堺で今、立会の熊野消防機庫の場所に建てさせていただく予定となっているんですが、あそこの海拔もおおむね1.2メートル程度で、そこに7メートルのものを建てますので、8.2メートルくらいだったと思います。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩をいたします。

再開は、午後1時ちょうどといたします。

（午前11時56分）

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（伊藤罔樹君） 議案審議を続けます。

川島透議員。

○14番（川島 透君） 決算書の本ページの169ページ、産業振興課長に1点、中ほどより、ちょっと多い需給調整推進対策奨励事業、ことしは皆さんご存じのように、米がすごく安くなっています。そういう中で、昨年度のこの実績についてお伺いしたいと思います。

それともう1点、同じ決算書の283ページ、社会文化課長にお尋ねしたいと思います。中ほどの委託料948万円。その中で、清掃業務委託料がその中で大半580万円というふうに書いてありますけれども、特に、坂田の野球場、その保守、点検、そういう維持管理については、どこにお願いをして、どういうふうに行っているのか、その2点をお伺いします。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 早川産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、川島透議員からの169ページ、需給調整推進対策奨励事業でございますけれども、この内容でございます。

まず、奨励金の支給で麦・大豆団地化加算助成でございますけれども、これは1平米当たり11円、41万9,281平方メートル、これに単価11円掛けまして461万2,091円、これは2営農組合で北清水とアグリささと、その次に、稲発酵粗飼料用稲助成でございますけれども、これも、基本助成は1平米当たり11円、28万6,551平方メートルで、11円を乗じまして315万2,061円、こちらは3営農組合、小堤、栗山、入でございます。そして、もう1法人がございます。それから、団地化加算でございますけれども、これも同額で1平米11円で26万2,818平方メートル、単価11円乗じまして289万998円、こちらも3営農組合、小堤、栗山、入。それから、あと主なものとしまして、加工米助成がございます。こちらは1平米13円、109万3,906平方メートル、単価13円乗じまして1,422万778円。

主なものは、以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 越川社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） 私のほうからは、決算書の283ページ、各社会体育施設のスポーツ施設の清掃業務ということでございましたが、野球場に関しては、町内、町営が全部で4つございます。光スポーツ公園、それから、坂田池公園、東陽野球場、それから、栗山野球場、この4つがございますが、これらについては、メインを占めているのは、大新東が

メインを占めております。内容といたしましては、野球場に関しては、特に、グラウンド整備、それから、芝生の芝刈り等です。それから、スタンド等周辺の清掃業務、これらがメインとなっております。もちろん、その貸し出しに関する利用者への注意事項の徹底、周知等、これらがメインになっています。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 川島透議員。

○14番（川島 透君） 産業振興課長に再度。ことしはこういうような状況になりまして、加工米等がかなり、過出荷者、ふえております。そして、そういう中で、今後の傾向として、今、米の事情が、こしひかりでも1万円を割っている。しかしながら、加工米はいろんな助成も含めて7,000円ぐらいプラス助成制度といくと、普通に米をつくっている単価とほぼ同じか、それ以上になる場合も考えられるというのが、ちまたの話になっているんですけども、いずれにしても、これから農業を支えるその担当課としまして、みんなが均等に元気になれるようにしたいと思うんですけども、その辺の、今後の取り組みの姿勢を聞きたいと思います。

それから、社会文化課の中で、坂田の球場のことについてなんですけれども、毎日、清掃業務や保守とか、そういうことについてやるようになってきているらしいんですけども、先般、夏の軟式野球の大会がありまして、そのときに、外野が草だらけ、それから、内野と外野の芝の境目がかなりこうあって、けがをする人がいなかったからいいんですけども、その辺のところの整備というのは、本当はやらなきゃしょうがないんですけどもやってないっていうのをお聞きしましたもので、そういう点検については、行っているのかどうか、課として、行っているのかどうかということをお聞きしたいと思いますし、あわせて、この11月には野球の県民大会が、坂田の球場と芝山で用意、予定されております。芝山は県下いろんなところが来るもんで、球場はきちんと整備をしているという話を、また芝山のほうからお聞きしまして、当球場については、やはりそういうような現状の中で、果たして、来てくれた人が何だということにもなりかねない、という懸念もあります。と同時に、高校野球でいえば、秋のブロック予選等も何試合かは、あそこで予定されて、実際に、実績として上がっておりますので、やはり、この横芝光町の球場、光のスポーツ公園等いろいろありますけれども、やはり、野球とか、そういうことに関しては、やはり坂田の球場というのは、県下の中でも、あっ、坂田の球場だな、というような、そういう重みもある球場ですので、その辺のところの、きちっとしたそういう整備というのを、これからは続けていかなきゃしょうがないし、

お願いしたからお任せということではないと思うんですけども、やはりそれを日々点検する、そういうことを再度強く要望したいと思います。

それについて一言お願いしたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 農家の米施策については、横芝光町としても極めて大きな問題でもございますし、産業振興課長の答弁を求められているわけでございますけれども、私のほうから一言答弁させていただきたいと存じます。

確かに、今、議員おっしゃられたとおり、ことしの米価の低迷というのは、非常に当町のみならず、全国の水稲農家に対して大きな打撃を与えているかのように感じております。しかしながら、所得補償制度の国の施策の中で進められている水稲農家の皆さんについては、ある程度、その被害、被害といいたいまいしょうか、影響額は少ないように感じております。そうした中で、今、加工米、多用途米と一般の食用の米飯の価格について逆転現象が起きてしまっている。これは事実でございます。そうした中で、町といたしましては、早速にでもこの多用途米の価格補償制度の、再度、農家の皆さんにご説明申し上げて、所得の補償といいたいまいしょうか、ある程度、生産原価を割らない、農業を続けられている状況を今後とも継続していかなければならない、そういう中で、これからも、そういう補助事業も含め、また、国策でございます所得補償制度の制度についても今一度、皆さんにご説明申し上げていく準備をしているところでございます。そうした中で、これからも、ただただ今まで、当町、この地区の、日本の水稲農家の皆様については、いい米をたくさん取るんだ、この意気込みできていたわけでありましてけれども、その辺が抜本的に覆されるということになっているのかなと思っておりますし、また、きっちりとした計画生産の中で、多用途米に移行していくものであれば、うるち米といいたいまいしょうか、食用、一般的な食料用の米についての米価でも持ち直すこともあるのかなあというふうな、これからもきっちりと注意を傾注しながら農業施策を進めてまいりたいと思っておりますので、ひとつよろしく、川島議員におかれましては横芝光町農業振興会の会長さんでもおられますので、その辺の部分も、ひとつよろしくご協力いただきながら、進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げまして、お答えにかえさせていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 越川社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） 川島議員からご指摘のありました、坂田池野球場の管理、運

営に関してですけれども、実は、過日、同じようなご意見、ご要望を住民の方から1件、私の耳にも入ってきました。現地のほうを確認させていただいたのですが、あと、管理業務に携わっている職員にも会って、その辺のお話をさせていただきました。業務を怠っているわけではなくて、やはり、何というんですか、野球に携わっていない、経験のない方が、今、対応していますので、その整備の方法等も詳しいところまで把握していないというのが現状でありました。ついては、今後、担当のほうから、細かい指示を出して、整備のほうに努めてまいりたいというふうに考えます。それから、議員おっしゃるように、11月に県民体育大会の野球の部が坂田池公園野球場で開催されます。それに向けて、議員ご指摘のとおり、県内からいろんな方々が集まるわけですので、横芝光町の坂田池野球場として恥ずかしくない施設に整備をしていきたいというふうに考えてます。これについては、限られた予算の中での対応でございますので、既に、砂等については、手配をするよう段取りをしております。それから、実際のグラウンドの整備に関しては、担当職員も含めて、時間があれば課員動員をして、整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 包括的な質問で恐縮ですけれども、4点ほど。まず、税務課所管の町民サービスセンターについて、先般も委員会で質問、それは住民課でしたんですけれども、セキュリティの問題と、その後あと、人員のシフト、5月末からしたわけなんですけれども、その後の状態は、どんな状態になっているかという形をお伺いしたいと思っていますので。

それと、あと総務課へ1つお願いしたいんですけれども、質問します。

総務課ですけれども、いわゆるセキュリティポリシーについてお伺いします。今、町でビッグデータ、管理されているわけなんですけれども、先だっても報道でありましたけれども、公のデータを流し続けていると、今出た、分析の機関が発達していて、個人の特特定ができてしまうというような、そういうような現状もできていますんで、実は、きのうなんですけれども、ベネッセコーポレーションから1歳6カ月になる孫とその嫁の情報が漏れましたということで、500円のサービス券か、あるいはそれを寄附して財団かなんかつくっていくという、社会的な大問題で、あらゆる情報でも漏れるときには漏れてしまうというような形で、その総務課さんには、ビッグデータのセキュリティポリシーについてお伺いしたいと思います。

あと、環境防災課にお伺いいたします。

14日、町民防災デーあったんですけれども、その参加率と、どういった形であったかという形をお聞かせ願えればと思います。

もう1つ、最後の質問になります。

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤議員に申し上げます。

ただいまの案件は、一般会計決算になっておりますので、それに準じた方向性に修正してください。

○2番（齋藤順一君） はい。

あと、企画財政の部分について、第何号議案かな、最後にやったんですけれども。

入札の関係で出ましたんですけれども、工事発注に携わって1者応札、落札とか、1者のみで資格要件が満たされなくて落札ですとかという形の経過報告という形で一つお願いします。

今回、何ページの何という形でやればよかったんですけれども、最初にお断りしたとおりに、包括的な質問になりますのでよろしくをお願いします。

○議長（伊藤罔樹君） 早川住民課長。

○住民課長（早川裕明君） ただいま、齋藤議員さん、税務課長にということでご質問がございましたけれども、町民サービスセンター、住民課が所管をしております、今、4月から税務課の職員も1人、実際出ているわけですが、所管は住民課ということで、私のほうから回答させていただきたいと思います。

今、お話しがありましたことは、防犯システムというようなことだと思います。ことしの予算に、以前からちょっと、町民サービスセンターの防犯体制には問題があるんじゃないかというご指摘をいろいろなところからございまして、ことしの予算に盛りまして、5月末までに防犯カメラと、あと、警察まで直接つながる非常通報装置の設置をいたしました。おかげさまをもちまして、まだそういう事件、事故等は全然ないんですけれども、今まで。職員も、それができたということで安心をして執務に当たっているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 齋藤議員の総務課にというご質問でございましたが、データの管理、あるいは、セキュリティポリシー等につきましては、企画財政課が所管で担当しておりますので、私のほうからご回答申し上げたいと思います。

今さら言うまでもなく、町で扱っている数多くの、まさにビッグデータと言ってもいいく

らの住民関係にしてみましても、大きなデータを扱っているところでございます。予算書、あるいは、決算書等をごらんいただいても、住民情報系のシステム関係の経費ですとか、内部情報系のシステムの関係ですとか、多額の経費をここに投入いたしまして、適正な情報の管理、あるいは、その扱いについて日々努めているところでございますが、議員ご指摘のビッグデータの流出による新聞、ニュース等の報道を聞く、見るにつけ、こちら、我が町の管理している、私どもが管理しているデータの管理を、本当に人ごとではなく日々感じているところでございます。そのデータのセキュリティの管理につきましては、システム上、厳格なファイアウォールを設置しておったりですとか、担当の職員はおりますが、専門業者に業務委託をして機器のリストも維持している中で、保守管理も行っているということで、幸いにいたしまして、町から大きな、大きなと言いますか、小さいものも含めて、データの流出事故もなく現在まできているところでございますが、今後一層、より一層、そのデータを扱う職員も意識といいますか、その行動も含めて、セキュリティポリシーをより強固なものに改めるべきところは改めて、今後も努めていきたいというふうに感じておるところでございます。

それと、最後の質問の中の入札の関係でございますが、1者応札、特に、昨年12月から電子入札方式にしたというようなこともございまして、電子入札約款等の整備も行った上で、現在、その公平性、公正性が十分、電子入札方式によって保たれているという、そういう確認の中で、1者の応札につきましても、その公平性、公正性、競争性が保たれているという確認をした後に開札をしているというような状況でございます。正確な件数等につきましては、手元に整理したものがございませんが、特に、電子入札方式になってから、三、四件、すみません、はっきりした数字の提示ができず申しわけございませんが、ケースがございました。いずれも、適切な環境の中で、入札事務は執行しているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 堀越環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 私のほうは、質問のございました防災訓練につきまして答弁させていただきます。防災訓練の、まず、周知の方法と内容につきまして、周知につきましては、例年どおり広報紙それから回覧、そのほかに、昨年度、もう大分、3.11から経過した関係で、参加者が減ったということもございまして、今年度は、小・中学校の生徒を通じまして各家庭へ周知文をお持ちいただいて参加を促した。それと、実施内容につきましては、大分マンネリ化している部分もございまして、ことし新たに、今までは自衛隊の装備品の展

示等は役場前で行っておりましたが、今年度は、人数の多く集まる文化会館へ派遣をいたしました。消防の救助訓練につきましても、文化会館と役場庁舎前の2カ所で実施、また、栗山中央共同利用施設で、そちらもやはり多くの参加者がございますので、そちらで煙体験ハウスということで、消防組合のほうに今年度購入いただいた、火災のときの煙の中をいかに安全に避難するかという体験をしていただくための、煙体験ハウスをそちらに設置して、皆様に体験をいただきました。そのほか、あと日赤から奉仕団の方が来ていただきましたので、これにつきましても、3カ所の集会所に派遣をいたしまして、そこで、避難所での必要備品を新聞紙等で作るといったものをご紹介いただいて、今のところ、聞いている話では、大分好評であったというように伺っております。参加人数でございますが、昨年度、1,838名でしたが、今年度は2,031名の参加をいただいております。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） ありがとうございます。

包括的なあれで、大変失礼しましたけれども、税務課さんは住民課さんの答えは前もって聞いてありますので無駄なあれになってしまったのかなと思ひまして、おおむねうまくいっているということで、了解させていただきました。

あと、ビッグデータのあれなんですけれども、まさに、情報管理だとかホームページの切りかえだとか、相当、会計予算も投入されているんですけれども、今、一番心配されるのが、普通にやっても情報が漏えいしてしまうという形で、気をつけていっていても、普通のデータを出していても、その公のデータの中から専門家が分析すると、個人の特特定がされてしまうというような、非常に複雑で、もちろん全然疑わなければ、公のマイナスになるという、その辺のバランスが非常にこれから行政では難しくなってくるというのは懸念して、そういう形を質問させていただきましたけれども、セキュリティポリシーのほうは、少し強化して厳しく情報管理をなさっていただければというふうに、切に思います。

あと、環境課なんですけれども、ことしは、私どものほうは、鳥喰地区という形なんですけれども、非常に参加率が悪くて、全体的には人数が上がったという形なんですけれども、確かに、防災の詳細な説明は非常にあれしたんですけれども、ちょうど、行政の熱と住民の熱が、全体はよくわかりませんが、うちの地域に限っては温度差が非常にあったなという感覚を持ちましたので、その辺をもう少し何とか、努力していただいたのかなと思ひますけれども、いかがでしょうか。

あと、これ一般の第19号で質問すればよかったんですけども、議長にも注意いただいたんですけども、私、申し上げているのは、去年も1回申し上げたんですけども、もちろん、こういう形で発注者側も間違いではないんです。ですから町民の皆さんが見ても、1者だけで落札という形で、客観的に町民の目線から見たら、落札、何で1者で落札なんだ。3者あれしたけど2者、条件が合わなくて不適格なのに、1者でどうしてって、競争原理がされていないんじゃないかっていう形で、いや、うちのほうの電子入札の決まりはこうだよと言っている、疑われることをしたんでは何もならないというふうに私は思いますので、できれば、去年も全く同じことを申し上げましたんですけども、客観的に町民の皆さんが見て、ああ、公平な自由競争をされているなという、そういう発注、あるいは、競争の仕事の発注の仕方のほうがいいんじゃないかなというふうにご提言申し上げているもので、その点いかがでしょうか。

○議長（伊藤罔樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ご質問にお答えいたします。

決算という議案の中での回答でいいのかという気もいたしますけれども、入札のシステム、その方法、手段の厳格性、先ほど来申し上げている競争性、公平性、公正性を保つという点で、電子入札については、これは町独自のものでなく、千葉県全市町村が利用している、全市町村というか、多くの、ほとんどの市町村が利用しているシステムを私どもも利用しているということで、システムの適正な、本来、意図するところの手段が保たれているというところでは、全く疑問のないところです。町民の皆さんに理解していただけるように、私どもはそこに恣意的な要素が入らないような手段であり、事務の執行を果たさなければならない。その結果、応札、入札に応じていただける方が仮に1者になった場合でも、そのシステムがしっかり、本来の入札の目的にかなうような設計でできているということであれば、あとは、応札に応じた結果については、なかなか私どもでどうこうできる話ではありませんので、競争性を保つ、その競争性を保つためのシステムがどれだけしっかりしたものになっているかという点、それは、間違いのないところをご説明、今までも申し上げましたし、今後、それらも含めて町民の皆様にもご理解いただけるように努めてまいりたいというふうには考えているところです。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 堀越環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 今、齋藤議員からありました、確かに鳥喰下の共同利用施設、

昨年と比べさせていただくと、昨年は33名、ことしが15名で、確かに半分に減っているという部分がございます。全体としては、ふえてはいるんですが、そういったイベントものがない、通常と、前年と同じような説明ですと、やはりマンネリ化していらっしゃる方がいるというのは確かにありますが、その辺につきましては、うちのほうとしても、同じ場所ではなくて、年々新しいイベントを回して行って、皆さんの参加を促せるように検討させていただきたいと思っております。

それと、先ほど1点、訂正させていただきたいのですが、私、煙体験ハウスを栗山中央と申し上げましたが、栗山共同利用施設、こちらでやらせていただいております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤議員に申し上げます。

12号議案についての議案審議に心得ていただきたい。

○2番（齋藤順一君） わかりました。

おおむね理解できましたので、ひとつ、大変失礼申し上げました。一般会計から話がずれた部分もございまして、申しわけございませんでした。

ありがとうございました。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） それでは、ちょっと細部にわたりますけれども、朝方、町長が丁寧にお答えさせていただきますと、本当に頼もしいお返事をいただきましたので、細部にわたって質問させていただきます。

まず、歳入から。決算書の8ページ、15款県支出金、これは、国から県から町に落ちる分と、また、県単独から町に落ちる分と2種類あると思うのですけれども、どうなっているか伺いたいということと、減額の理由を教えてください。

それと、9ページの上のほうにも、不納欠損額また収入未済額とありますが、不納欠損額、これ5年経過すると取れないものだと思いますけれども、ここ3年間の推移はどうなっているかお教え願いたいと思います。

きょう資料がなかったら、後ほどで結構です。

収入未済に関しては、徴収率、また、徴収体制はどうなっているかお伺いしたいと思います。

47ページ、一番下の土地売却収入6件ということで伺っておりますけれども、場所等の詳細を教えてください。

49ページ、一番上のほうのふるさと納税10件、322万円ですけれども、使途はどうされたか、もう一度確認したいと思います。

それと55ページ、空港周辺対策普通交付金と特別交付金、これ自治体によってこのような表現をすところと、しないところがあるようですけれども、以前にも伺ったと思いますが、もう一度、この普通交付金と特別交付金の違いを教えてください。

61ページ、中段より下の臨時財政対策債、この臨時財政対策債は平成25年で廃止予定だったと思いますけれども、3年延長になったと伺っておりますが、廃止になった場合の、影響はどういうふうにお考えか、教えていただきたいと思います。

歳出なんですけれども、65ページ、不用額がありますけれども、当局が各担当課において、当局が努力して不用にしたというところがあったら、ぜひ、積極的に担当課長、手を挙げて教えていただきたいと思います。

75ページ、上のほうで、行政通知文書等配布事業、単価1,000円ということで総務委員会で伺いましたけれども、一世帯1,000円ということで、この1,000円というのを下げるお考えがないかどうか。

下のほうの、広報紙デジタル化事業、PDF化する経費ということですが、いつからの分をそのようにされるのか、合併以前のもの、大体何年くらいからのものを。

それと決算書では490ページ、有価証券、株券、すみません、伺ったかもしれないんですけれども忘れてしまったので、何の株か教えてください。

それと491ページ、物品の真ん中より下でマイクロバス、私は中型バスとマイクロバスと2台あるというふうに認識していたんですけれども、ここでは1台になっているということですので、教えてください。

下の奨学資金貸付金、これ、対象の確認をさせていただきたいと思います。

あと、最後の492ページで、基金でありますけれども、速報版で決算カードいただきました、積立金現在高がこの基金と関係するのかなというふうに思っておりますけれども、金額がちよっと違うので、どうして違うのか教えていただきたいと思います。

それと、資料のほうでありますけれども、5ページ、公会計のほうでありますけれども、固定資産管理台帳はいつぐらいまでにつくられるか、もう一度確認させてください。

それと8ページ、空港シャトルバス、以前、会議の中で、私も、第1ターミナルまででなく第2ターミナルまで停留所を延長してほしいと言ったことがあるんですけれども、ぜひ、町長が横芝駅からという提案をしたということで、私も以前、自分の中では申し上げたよう

な記憶があるんですけども、ぜひ、横芝駅から第2ターミナルまでということで、ぜひ積極的に、これは町長から答弁いただきたいと思います。

以上です。

〔「第1だよね」「第1です、すみません」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） それでは、空港シャトルバスについてお答えをさせていただきたいと存じます。

この第1ターミナル、第2ターミナルの件につきましては、芝山鉄道延伸連絡協議会の中で、何度となくこの意見は出されております。しかしながら、NAA空港会社のほうのお答えの中では、この第1ターミナル、第2ターミナルについては、頻繁に無料のバスが出ている、それこそシャトルバスで移動できる状況にある、乗りかえが必要になってしまうということでありまして、それは1本でどっちかから行けるようになれば、本来はいいのですが、この本数の問題、時間の問題、いろいろ勘案しますと、第2ターミナルからのシャトルバスの利用のほうが合理的だろうという結論の中で、今はこういうような運用になっております。また、私、政務報告でも申し上げましたが、横芝駅拡張の暁には、私も本当に、今、先ほどの芝山鉄道延伸連絡協議会の中で、この辺の部分についてもお示しをさせていただいており、これからも努力してまいる所存でございますので、議員各位におかれましても、ご協力賜ればありがたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 實川総務課長。

○総務課長（實川裕宣君） それでは、川島議員、ちょっと回答が前後しますが、まず、私のほうから回答させていただきます。

決算書の75ページでございます。

その欄の上から項目的には②です、行政通知文書等配布事業ということで、これ、年間一世帯当たり1,000円ということで行政総務員さんをお願いしてあるわけでございますが、ご質問でこれを変える考えはあるかということでございますが、今のところはこのお金で、現状でいきたいというふうに思っております。

それから、75ページの一番下でございます。

広報紙デジタル事業化でございます。これにつきましては、平成24、25年度の2年の事業で実施した事業でございます。電子化につきましては、横芝町、旧横芝町の広報紙につつま

しては昭和36年度以降、旧光町につきましては昭和31年からの広報をデジタル化してございます。そして合併後につきましても、一番最初の25年度までデジタル化しております。そうしたことで、これにつきましては、町のホームページから検索してわかるような形で、今、なっております。ちなみに、これにつきましては、緊急雇用の創出事業補助金ということで全額、補助金で実施した事業でございます。

総務課からは以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 議員のご質問にお答えいたします。

私どもにいただいた質問がかなり多うございました。漏れ落ちがございましたら、再度質問いただくか、不十分のないようにお答えはしたいと思います。

まず、質問いただいた順に申し上げますと、総体の決算書の8ページ及び9ページの部分の国庫支出金の総体の金額、収入未済等を含めた予算現額との差がかなり多くなっている、その辺のご質問があったかと思えます。

このページにつきましては、ごらんいただいたように、調定額に対して実際の収入がどのくらいだったかというような状況をお示したものです。国庫支出金についてのみ申し上げますと、前年度に比べれば増額をしておるんですけども、この表でごらんいただいたように、予算現額と、予算の額と実際に収入のあった額の差が総体で8,300万円ほどあるというようなところのご質問だったかと思えますが、その多くと申しますか、これは14款の項でいうと2項になりますが、国庫補助金の例えば5,087万1,000円、これは本年度、事業実施しております臨時福祉給付金が繰り越しになって25年度に入らず、本年度26年度で入って、今、交付しているというような、そういうようなこと。その上の国庫負担金等につきましては、個別には申し上げますが、例えば、日吉小学校の屋内運動場の整備事業、あるいは、継続して行っている主要幹線道路等で今年度に繰り越した大きな事業がございます。それらの収入未済、そういったものがこういった三角の数字の大きい要素になっているのかなというところでございます。

続きまして、決算書の47ページの土地売払収入についてのご質問がございました。この詳細についてということでございます。

これにつきましては、件数で申し上げますと6件、平米数で申し上げますと2,478平方メートル分の町有地の売り払い収入がここに記載いたしましたように577万3,078円ということでございます。

面積の主なもの、大きなものを中心に申し上げますと、北清水の今、日本ゼニスパイプの工場敷地の中に、既に、現況の用途としては工場の敷地の中に工場用地として現況は使用されていた部分の中に、公衆用道路、あるいは、用悪水路。地目でいうと山林となったものが面積として1,645平米ございました。これについては、現況の用途をそのまま変えることなく工場用地として引き続き自社所有地として使用したいというような申し出を受けまして、払い下げを行ったところでございます。

そのほかにつきましては、例えば、屋形の漁港の入り口になりますけれども、3.11の大震災で被害に遭ったお宅の敷地の一角になりますけれども、一部、町有地民戸配置である保安林の一番外れといいますか、保安林ではもちろんないんですけれども、それについて払い下げの要望があったケースですとか、そのほかも、詳細はあれですけれども、中台あるいは小田部、宮川、古川、それぞれの町有地について現況を、町有地としての利用ではなくて、現況、その個人の利用としてふさわしいといいますか、それぞれ要望のあった件につきまして合わせまして、今、申し上げましたように6件の、25年度中払い下げ要望があったものでございます。

続きまして、49ページのふるさと納税でございます。ふるさと納税の使途というご質問でございました。ふるさと納税につきましては、一般質問でいただいたときにご回答したところでございますが、使途については、これは、町、横芝光町を応援するという意味合いでいただいた寄附でございますので、特定の、何のためにという目的寄附ではございませんので、一般財源の中に繰り入れまして、有効に、無駄のないように使わせていただいているというようなご回答になろうかと思えます。

続きまして、55ページの空港周辺対策交付金でございます。この普通交付金と特別交付金ということでございますが、空港周辺対策交付金につきましては、航空機の騒音直下にある9市町村のうち、横芝光町についてもAラン、Bラン、いずれの直下にもあるということで、第一義的には、航空機の騒音等により生じる障害の防止のために使うというような意味合いのものでございます。普通交付金につきましては、例えば、町立の学校、保育所、私立の保育所、幼稚園、あるいは、老人福祉施設等、そのほか、町でいうと東陽病院もそうですし、各地区で行っております事業に対して補助をする、通称、迷惑料と言っておりますが、そういったものに対してその施設の維持管理、あるいは、建設等にかかる経費について交付金を使途するのが、主にこれが普通交付金の使途となっております。

特別交付金については、その航空機の騒音、障害防止だけでなく、空港に関連する道路、

排水施設、あるいは消防施設、農業関係の施設、その施設を整備することが空港の騒音障害の防止に直接役立つということもありますが、それを整備することによって、騒音下に悩む住民の生活、あるいは、産業に寄与するというような意味合いで、普通交付金とは別に特別交付金が交付されているということでございます。ちなみに、25年度につきましては、普通交付金が金額で申し上げますと2億8,464万5,000円、2億8,400万円強、特別交付金が1億5,300万円、概算で申し上げますと、合わせまして4億3,700万円程度の交付金が交付されているということになります。

続きまして、臨時財政対策債でございます。61ページ、臨時財政対策債の廃止になった場合の影響というご質問でございました。

臨時財政対策債については、今さら詳細申し上げるまでもなく、本来、地方交付税として市町村に交付されるべき、何と申しますか、金額が、国の、資金不足によりまして、国と地方で折半するというような、そういう発想のもとに、その地方で折半、調達、用立てる手段として、いわゆる起債を発行し、まさに、この臨時財政対策債を発行し、それについては、後年の元利償還金を交付税で措置しましょう、つまり、本来でしたら交付税ですので、その年度に全額が、不足分が交付されるべきものが、金額、国全体の財政的な事情から地方の不足、負担すべき不足分については、起債を発行、とりあえずして、その年度の財政運営に当たってください。そのかわり、後年の負担、借りたことによって生じる負担については交付税措置いたしましょう、そういうことでございますので、議員のご質問にあったとおり、当初、当初と申しますか、昨年度でこの措置が法律上の地方財政法の規定が25年度まででございましたが、25年度中に法律の改正がございまして、さらに、向こう3年間延長されたという経緯で現在に至っているわけですが、恐らく、そういうことでございますので、この臨時財政対策債の処置からいって、廃止になるということは、私が廃止になることはございませんとは言えませんが、ないものと思われまます。

したがいまして、これが廃止になった場合の影響ということについては、想定をしておりますので、なれば本当に非常に大変な話です。そこにごらんいただいているように4億6,000万円の歳入が、ある年からなくなる、なくなるとすれば大変なことではございますが、これは想定はしておりません。

続きまして、不用額についてのご質問は、全体に通じてのことかと思っておりますので、私がある特定のものについてお答えするということではないと思っておりますけれども、不用額の生じた原因がそれぞれの歳出項目によってさまざまだと思います。予算の事務の見直し、あ

るいはその執行に全職員が気を配って事務執行した結果、不用額が生じたということもございますし、一概には言えないところでございますので、具体的にこの不用額については、というような、もしご質問をいただければ、その費目については、こういう原因、こういう要因がありましたということで担当がお答えすべきものかなという気がいたします。

それと、最後のご質問の中の、決算書の最後のほうのページになります。490ページからのご質問も私どもの担当となりますので、お答えいたします。

まず、490ページの株券でございますが、これは、60万円、ベイFM、千葉県のお聞きになっているかと思いますが、ベイFMの株券であろうかと思えます。

それと、491ページのマイクロバスが1台というふうになっているのはどういうことかということでございますが、これは、町所有の車両というカウントの表でございます。ご承知のように中型バスとマイクロバスと2台運用しておるんですが、マイクロバスについてはここにカウントした1台でございます。中型バスについては、これは、取得の方式で購入したものでございまして、長期継続契約によるリースによって取得し、現在も運用しているということでございますので、この表には入ってこない、そういうことになります。

それと、基金でございます。492ページの基金の表の金額と決算カードの金額が合わないというようなご指摘であろうかと思えます。恐らく、ご質問の、ごらんになった部分としましては、この492ページの一般会計基金合計の35億7,348万円という数字と、決算カード速報版としてお配りしてあるんですが、その、積立金合計額の35億4,594万円、これが合わないんじゃないかという、恐らくご指摘ではないかと思いますが、これは、この492ページの表のうち、土地開発基金、上から3番目になります。土地開発基金の2,754万円、これにつきましては、この表の一般会計で管理しているというような意味合いからこの表に集計、カウントしてあるんですが、この決算カード、決算統計上の集計には、この土地開発基金の数字が入らない、そういう仕組み、仕組みと申しますか、決算カードの作成になっておりますので、その分が合わないという、そういうことであります。

もし、漏れ落ちがありましたら、申しわけございませんが、私どもでお答えする項目については、以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） よろしいでしょうか。

川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 漏れたのをまた、もう一度申し上げるようで申しわけありませんけれども、県支出金、さっき、国庫支出金のお話しいただきましたが、県支出金のことを教え

ていただきましたかったんです。

それと、固定資産管理台帳の件と、あと、いろいろごっちゃになっちゃいますけれども、あと、不用額は課長のほうからおっしゃっていただいたんですけれども、逆に、当局から、これはとにかく当局のほうで努力して不用にしたんだよってというのがあったら教えていただきたいということです。

それと、総務課長から行政通知文書、単価1,000円、たかが1,000円、されど1,000円ということでもありますけれども、この仕組みというのがよくわからないんですけれども、班長クラスになると、区長が持ってきた広報と色々な文書便りを、それこそほぼボランティアで、例えば、14世帯、15世帯、20世帯あるところを取りまとめるわけですね。これは、あくまでも、区の管理で、区の経費で終わっちゃうんでしょうか。1世帯1,000円ということでも出ていても、それが一般住民にはどういう形で使われているか全くわからないところもあるんじゃないかなということを申し上げているんです。

それと、奨学資金貸付金、私は所管で質問できない、教育課の問題とかあるのかなと思うんですけれども、看護師のこの中身がよくわからないので教えていただきましたかったんです。

とりあえずそこを、2回目の質問です。

○議長（伊藤圀樹君） 實川総務課長。

○総務課長（實川裕宣君） 私のほうから、決算書75ページの行政通知文配布事業ということで、委託料ということで、年間1世帯当たり1,000円ということで、ということでもあります。これにつきましては、町のほうから、行政から各世帯へお配りもの、また、回覧文書といろいろ出るわけですが、それを、行政総務員さんをお願いするわけです。その行政総務員さんをお願いするに当たり、1世帯当たり1,000円で、年間1世帯当たり1,000円をお願いしているという、そういう委託料でございます。ということでもありますので、各地区、行政の制度がいろいろ違うと思いますので、それは、一概にうちのほうから申せませんが、行政総務員さんにはそういう形で契約のもと、年間1世帯当たり1,000円をお願いしているというものでございます。

ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（伊藤圀樹君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩をいたします。

再開は、午後2時20分といたします。

（午後 2時05分）

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時19分）

○議長（伊藤罔樹君） 議案審議を続けます。

若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 川島議員のご質問、漏れ落ちがございました。大変申しわけございませんでした。

まず、8ページ。私、最初のご回答で国庫支出金についての説明をしてしまいました。ご質問は、県支出金についてでございました。申しわけございませんでした。

これが、国を通じて県から交付されたものと、県から直に、直にといいますか、町にその集計区分ができるかというご質問でございましたが、これについては、この15款県支出金は、県から町に県補助金、県支出金、負担金等として入ってきたものの集計でございまして、議員ご質問の、国から県を通じて、あるいは、県から直にというような把握といいますか、集計は決算上しておりませんので、ご回答はできません。

それと、歳出の執行、いわゆる不用額について、財政的な指示といいますか、指導によるものがあるのかということでごございましたが、これについては、ございません。各課の、先ほども申し上げましたが、事務執行努力、あるいは、例えば、入札等で予算に比較して不用額が生じたとか、そういったもろもろの合計がこの不用額の集計の数字に積み上がってきているのかなということでごございます。

それと、固定資産管理台帳の件でございました。これにつきましては、公会計について当町標準方式でやっている唯一の町だということは、前々からご説明しているところでございますが、既に整備してございます。それを今後、一般質問でもございましたが、航空施設管理計画の中で、それを、そのデータを生かしていく方策を、今後どうするのかという課題はございますが、固定資産管理台帳につきましては、既に整備をしてございます。

以上です。

すみません。大変申しわけございません。

それと、8ページの県支出金の、先ほど国庫支出金についてご質問にない回答をしてしまいましたが、この15款の県支出金の収入未済額、これについてご説明申し上げます。

この1億846万6,000円につきましては、フタバ保育園の建設が、ご承知のように今年度事業として行っているわけでごございますが、これにつきましては、平成25年度から26年度への

繰り越し事業として実施しているところでございますが、その建設事業にかかる県補助金の部分で、補助金の金額となるところでございます。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ありがとうございます。

3回目でありますので、答弁だけいただくような形になりますけれども、よろしく願いいたします。

きょう、森川議員のほうからもご質問がありました、屋形海岸駐車場の件であります。その際に、町長の答弁は、当初、サーフィンをやる方のためにスタートしたような、そんなようなお話で、車上荒らし対策とか、貴重品を守るためということでありましたけれども、実は偶然に、昨晚、私のところにもこのような相談がありました。かわいいお孫ちゃんが東京から遊びに来て、屋形海岸に、海岸がある町だから遊びに連れて行ったら、たった20分飽きちゃって、20分いるのにも500円取られたということでありました。ぜひ、サーフィンの方大事かもしれませんが、町民第一の町長だったと思いますので、ぜひ、時間を決めて検討し直すとか、そういう町民の方がもう行く、たかが500円、ここもさほど500円でありまして、本当に、20分いるのに500円は高いという、そのようなお話もありましたし、町長のこのところの検討課題の1つにならないのかなというふうに私も思いましたので、もう一度伺いたいと思います。

実は、ぜひ機会があったら、これ、あした、取り上げてほしいというお話もありましたので、よろしく願いしたいと思います。

それと、代表監査からいただきました審査意見書を見たときに、もう一回、本当に不納欠損額、収入未済額、この金額の多さに身の詰まるような思いがありました。真面目に真面目に払っている人、払いたくても本当に払えない人もいるかもしれませんが、やはり、このところは、当局も対策室があって一生懸命努力しているところでありますけれども、本当にさらに、もっともっと加速してお力を入れていただきたいなというふうに思ったところであります。

それと、総務課長には、返答のしようもないような質問をして申しわけなかったと思うんですけれども、私も議員にならなかつたら、区長の経験もありませんし、1世帯1,000円が落ちているということも知りませんでした。でも、実際、班長を2年くらい前にやったときに、区長も大変ですけれども、班長も15世帯、20世帯って持っている、集金に歩いたり、

配布するためのいろいろな回覧つくったり、それぞれ持ち場持ち場で大変さがあると思うんです。ですから、こういうような質問しましたけれども、これは、区の問題だということはおわかりましたので、区のほうに帰ったらまた、そういったような提案とか相談もしたいなどというように思ったところであります。

あと、有価証券のところ、ベイFMの株券ということで教えていただきましてありがとうございました。そこで、よこぴーの無体財産権というんですか、著作権、これ商工会と町の関係になろうかなというように思うんですけれども、こういうのは、行く行く先、実は、よこぴーなのかベイFMなのか、どっちののかなって思ったので、先ほど質問させていただいたんですけれども、今後、その件に関しては、どういうふうになるのかを、わからないので教えてください。

最後に、マイナンバーの進捗状況を決算に絡めて伺って申しわけないんですけれども、今後のこともあるので、今、総務省は社会保障と税の共通番号、マイナンバーの導入に伴い、配られる個人番号カードについて住所地と本籍地が異なる場合でも、全国のコンビニで戸籍証明書を取得できる機能を持たせる方向で検討に入っているそうです。本籍地の市区町村が住民票の写しなどのコンビニ交付サービスに参加している場合が対象だということですが、マイナンバー制度のこの準備状況に絡めて、その辺も、もしお教えいただければ、所管に絡んだら申しわけないなと思ったんですけれども、総務課長のほうから教えていただければと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 屋形駐車場の件につきましては、先ほど来、森川議員のご質問にもお答えをさせていただいたわけですが、どのような管理方法があるか、再度検討をして、ただしかし、時間を云々ということになりますと、新たな整備も必要なのかなということもございますし、その辺も含めて、もう一度検討させていただければなと思っております。

それともう1点、私のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、不納欠損のことでございます。

これは、毎回毎回、毎年毎年、議員さんにはご指摘を受けているところでございますが、平成25年度につきましては、税務課を中心とした税金の徴収率の向上も図られました。若干ではありますが、その努力をしているという部分につきましては、1つ、ご理解を賜ればなと思っております。これから、町全体の中で、景況感のなかなかいい方向に進んでいない、アベノミクス効果を期待しながら、私どもも徴収努力については最大限努力してまいりたい

と思いますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 早川住民課長。

○住民課長（早川裕明君） ただいま、川島議員から番号制度のことにつきまして、住民票だとか、そういうものがコンビニで取れるのは非常に住民サービスの向上になるんじゃないかということのお話だったと思います。番号制度につきましては、いろいろな業務に携わるということで、住民課が所管ではないんですけれども、今、総務課のほうでいろいろ取りまとめをいただいているわけなんですけれども、住民票だとか戸籍だとか、そういうものが、ということだったので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

うちのほうは、ご承知のとおり、町民サービスセンターが非常に好評で、そこで、住民票、戸籍等も交付をしておるんですけれども、合併当初、当初というか、合併から1年、2年のときに、郵便局のほうで同じようなサービスを行ったんですけれども、なかなかそれが、利用状況が少ないということで、24年度をもって廃止をいたしました。それと、山武郡、県内でもこのコンビニの交付につきましては、6団体、6自治体でやっております、郡内でも、山武市と芝山町が今、コンビニの交付を行っております。山武市については、住民票だとか印鑑証明などはコンビニ交付をしておりますけれども、まだ、戸籍のほうはしていないというようなことでございます。芝山町につきましては、戸籍のほうも今、交付をしているということでございますが、なかなか、戸籍につきましては、非常に取り扱いが少ないというような情報を聞いております。

いずれにしても、このマイナンバー制度につきましては、平成27年、来年10月に個人番号の通知をいたしまして、28年1月から利用が開始されるということで、29年1月からいろいろと実際に利用できるという形になろうかと思っておりますけれども、住民課といたしましては、今のところ、そのような情報だけで、進捗状況だとか、そういうものにつきましては、まだ、把握をしていないのが現状でございます。

いずれにしても、住民サービスの向上になるということであれば、また検討していかなければならないかなとは思いますが、先ほども申し上げましたけれども、町民サービスセンターが非常に今、利用状況がいいということと、町民の皆さんから好評をいただいているということで、町民サービスセンターの充実を推進していきたいというような形で考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木健夫君） 不納欠損と収入未済額でございます。町長が答弁したとおりでございますが、私から税務課の分野につきましては、少しでも収入未済額を減らすべく、日々、徴収努力をしているところでございますが、どうしても、なかなか納付に応じてくれない者が多数おりまして、やむなく5年の時効が過ぎて、不納欠損となってしまうケースがあります。今後も、少しでも収入未済を減らすべく、課員一同、差し押さえ等、徴収強化をしながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 決算書490ページの株券のところでございますが、先ほどご回答申し上げましたように、ベイFMの株式を町が所有している分をここに計上しているところ、ということでございます。

よこぴーにつきましては、ご承知のとおり、開発については商工会に委託と申しますか、お願ひをして、町のシンボルマスコットということで決定をしまして、その後に、商工会と町との協定と申しますか、中で、町にそのよこぴーに関する著作権と申しますか、使用権をいただいたと申しますか、というところでございますが、いずれにしましても、それについては、この表でいうところの有価証券というような範疇ではございませんので、この表には載ってこないという、そういうことでございます。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 決算カードに基づきまして、2点ほど質問させていただきます。

まず、単年度収支、平成22年度から24年度まで、3カ年が赤字が続いていた、平成25年度は黒字になりました。この改善された要因はどのようなことでしょうか、お伺いします。

それと、経常収支比率では、平成24年度は87.2%、平成25年度は85.2%、このように2ポイント改善されております。事業の見直しによるスクラップ・アンド・ビルド、あるいは、枠配分方式といったことを予算目標に掲げた予算編成となっておりますが、特にこの改善策は、どのようなところにあったのか、お伺いいたします。

○議長（伊藤圀樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ご質問の2点につきまして、順にご回答申し上げます。

決算、25年度の決算カードにつきましては、速報版という形で、今議会、初日冒頭にお手

元にお配りしたところでございます。その際もご説明いたしましたが、様式が今後、変わる可能性があるということで、速報版と銘打ってございますが、中に記載された数値等については、既にこれは確定したものであるということで、ご理解をいただいた上でのご質問ということでございます。

まず1点目の、決算カードの中での単年度収支、お手元にもし、決算カードお持ちであれば、お手元にご用意していただければ、よりわかりやすいかと思いますが、この決算カード、もし、お持ちでなければ後ほど該当部分、お時間のあるときにごらんいただければと思いますが、まず、山崎議員の質問の1点目にございました単年度収支につきましては、この決算カード、表面の左側、歳入の1番、歳入総額から始まって、歳入総額、形式収支というふうになりますが、その6番目に単年度収支という欄がございます。ここに、数字でいいますと83289、8、328万9、000円プラスという数字になっております。この単年度収支が昨年度の決算カードでは、マイナスの44133、4、413万3、000円になりました。議員ご質問のとおり、さらにその、さらにさかのぼる2年間もこの単年度収支がマイナスでございました。この単年度収支という言葉の意味を簡単にご説明申し上げますと、いわゆる、今回、決算書をお配りしたところでございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いたもの、これがいわゆる形式収支という、まずは単純に総額同士を差し引いたものが形式収支ということになります。その中には、繰り越し、翌年度に繰り越す、繰り越す要因といたしましては、繰越明許ということで、繰り越すもの、事故繰越というような形で繰り越すもの、で、年度によっては、継続費が翌年度に繰り越す分、そういった翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたものが、これが実質収支というふうな言い方を申し上げます。決算カードでいうと5番になりますが、実質収支になります。で、この実質収支を比較いたします。本年度の実質収支と前年度の実質収支を比較したものの、これが、議員ご質問の6番の単年度収支、そういう言葉の、まず意味合いを確認させていただきます。

そういうことでございますので、その前年度の実質収支と今年度の実質収支、比較すれば、前年度にある一定の金額の実質収支があつて、それが25年度に繰り越して、25年度の収支の中で、さらに余剰金がふえれば、それとの比較ですから、単年度収支は前年度よりも、もし余剰金がふえれば数値もふえる話ですから、当然、それがプラスになる。それが今平成25年度の単年度収支がプラスになったということでございます。つまり、25年度の実質収支が8、328万9、000円というプラスになったということは、25年度中に黒字が発生したという、まず、そういうことを押さえておきたいというふうに思います。

つまり、実質収支の比較ですので、実質収支がどうしてふえたのかということをご説明いたします。実質収支が今、申しあげましたように、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源、一般財源を差し引いたものでございますので、じゃあ形式収支、いわゆる歳入総額と歳出総額の差し引き、その形式収支がどのくらいふえたかといいますと、約5,250万円ほどふえております。それと、もう一つ、形式収支から繰り越す、翌年度に繰り越す、その繰り越すべき財源、これは、25年度と24年度を比較すると、25年度のほうが約3,000万円減少しております。つまり、実質収支を5,000万円ふえている、そこから差し引く翌年度繰り越すべき金額が3,000万円減っている、合わせまして8,328万9,000円、これが24年度と25年度の実質収支同士を比較した8,328万9,000円の、計算上のまず説明でございます。

それでは、その実質収支がどうしてふえたのかということでございますが、まず、それを、歳入と歳出で分けて考えてみますと、歳入で申し上げますと、地方交付税、歳入の中の地方交付税と、国からいろいろな、国、県から交付金が来るわけですが、その中に、株式譲渡所得割交付金という株式譲渡所得の国税分の一定割合が市町村に交付されるという、決算カードでいうと裏の面になりますけれども、歳入の上から、地方税から始まって5番目になりますが、株式等譲渡所得割交付金ということでございます。これだけではないんですが、この2つが結果といたしまして昨年度、最終的に3月で予算が確定したわけですが、その予算よりも約2,000万円を100万円ほど多く交付され、それがいわゆる留保することができたということで、これが歳入の形式収支計算する際にはふえた大きなものとしては、こういうことでございます。

それと歳出では、先ほど、川島富士子議員からの質問の中にもありましたが、それぞれの課のいろいろな事務執行の努力、あるいは、入札等の要素もありますが、そういったもので、執行残が約3,100万円ほどあったということから、実質収支としては5,200万円ほどの増加が見られたということ。それと、繰り返しになりますが、翌年度に繰り越すべき財源としての、いわゆる差し引くものですが3,000万円ほど減少したんで、結果として、合わせて5,000万円と3,000万円と8,000万円強の単年度収支の黒字額が25年度に発生したことにより、ご質問のような結果になったということでございます。

それと、ご質問2点目の経常収支比率の話になります。

経常収支比率が同じように決算カードでいいますと、今度は表面の右側になりますが、いろいろな財政指標が記載された欄の一番上が、財政力指数0.49、そこから始まって、3番目に経常収支比率という項目がございます。これが議員ご質問のとおり85.2%ということで、

24年度、前年度の87.2%から2ポイント、これは数字としては下がった、これは、低ければ低いほどいいわけでございまして、低ければいいというか高いほど財政状況が硬直化しているという指標でございまして、2ポイント、いわゆる改善になったということでございます。今も申し上げましたけれども、この経常収支比率は、義務的経費、つまり、人件費、あるいは、扶助費、借金を返済する費用であるところの公債費等の義務的経費ですとか、物件費、補助費等の、どうしても経常的に出ていってしまう金額がその地方税、あるいは、地方交付税、地方譲与税と、先ほども質問にありましたが臨時財政対策債、地方交付税のかわり分という意味合いですけれども、それに占める割合ということになりますが、これが向上した理由といたしましては、その計算式でいうところの、まず分子に当たる経常経費、つまり、義務的経費や人件費を中心とした義務的経費や経常的な経費が昨年度の場合は、一番大きな人件費、これは、町の努力というよりも国の施策に町も当然協力したというような意味合いの、人件費の減額がございました。これらの要素で約6,500万円ほど、いわゆる、そういった経常経費が減となったこと。それと、一部事務組合、いろいろな一部事務組合があるわけですけれども、それに対する補助費、繰出金というような形ですが、区分でいうと補助費になります。これらが一部事務組合のいろいろな起債の償還が終了したとか、そういった要素によって、これが約4,000万円ほど減少した。つまり、計算式でいうところの、分子がまず減少した。それと、分母であるところの地方税や地方交付税のうち、地方税が昨年度の場合は、決算の概要でもご説明いたしましたが、町税が約1億5,000万円ほどだった。計算式の分母がふえて分子が減ったわけですから、数値としては下がる。そういうようなことから、ポイントとして2ポイント下がったということでございます。結果としてそういったものが多かったということですが、当然、前提といたしましては、厳しい財政の中で限られた財源を有効に利用する、さらに、その有効に利用するの、なるべく投資的に、投資的といえますか、建設事業費等も含めた、いわゆる、経常的なもの以外に使える余地を少しでも多くするために、今、それぞれの課で努力しているところでございますので、結果としては25年度、2ポイント下がったというのは、非常に大きな励みになる数字ではございますが、これで安心して、さらに、向こう何年かもこのペースで下がっていくかという、そういう甘いものではないということも、一方で自覚しておりますので、今後とも、厳しく目を光らせるという、財政運営に当たっては注意を、万全な注意を払いつつ、進んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 課長には、専門的に数値を取り上げ、また、内容も詳細に説明をいただきました。そこで、私の、今回の単年度収支の見方といいたいでしょうか、その所見について申し上げたいと思います。

単年度収支は、その年度中に発生した黒字か赤字かをいうと思うんです。この単年度収支は、一定の期間を置いて、赤字になるのが健全であるとされています。黒字がたまる一方では、租税を徴収する町としては許されず、黒字が累積するようであれば、黒字を取り崩して、すなわち、単年度収支を赤字にして行政水準を引き上げるか、または、租税等を引き下げるか、町民に還元すべきであります。しかし、単年度収支が先ほど申しましたように、平成22年から24年、3年度以上赤字になるような場合は、放漫財政の危機である、このように言われていると思います。そこで、平成22年度から24年度までの3カ年、赤字であったことから、本来であれば、平成24年度決算時に質問すべきであるところでしたが、あえて、平成25年の決算状況を注視しながら今回の本会議場に向かったわけですが、ある意味では、今回のこの黒字化によりまして、財政運営が納得されるものであるというふうに理解をいたしました。

次に、経常収支比率は、都市部においては、目安は70から80が適切だと言われますが、当町は平成25年度の経常収支比率では、約15%で好転しており、投資的経費や基金積立金といった財政的な、あるいは、政策的な経費に充てることで、少し投資できるゆとりができたというふうに思われますので、この件についてさらに、平成26年度注視しなければならないと思います、その辺のところのお考えを伺います。

○議長（伊藤圀樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 貴重なご提言を含めたご質問をいただきました。

単年度収支についてのご質問は、山崎議員のお考えは、まさにそのとおりでございまして、私から説明するまでもなく、平成22年度から平成24年度については単年度収支の赤字が続き、平成25年度、昨年度は、それが今、ご説明申し上げましたように黒字に転じた。黒字だからいいということではない、それ、もちろんそのとおりでございまして。むしろ、それらを有効に、より町民生活のために、いかに有効に使うかという観点から、黒字が続くということは、どんどん、いわゆる有効に使わない部分がふえていくということになりますので、で、一方で、赤字が3年続くと放漫財政というような指摘も受けるということも事実でございますので、ここ四、五年の経過を見ていると、3年間赤字が続いて、昨年度黒字に転じたということで

ございますので、その辺のバランスも考えながら、この数値の意味合いを常に自覚しながら今後も進んでまいりたいというふうに思いますし、経常収支比率の問題でいえば、2ポイント、それが経常的な部分に充てなければならない義務的なものが、そういう意味で昨年度は若干和らいだということでございます。そういう意味では、冒頭の回答にも申しあげましたように、投資的経費に充てられる部分がふえたということでございますが、一方で、何回も申し上げますが、平成28年度からは、交付税の算定替えが段階的に削られ、5億から6億近い、今、上乘せ交付されているものがなくなるという、これがなければ、確かに、経常収支比率が好転するというのは、それだけで非常に喜ばしいことなんですが、一方で、確たる、そういった、目の前に迫る現実も本当にすぐ近くに来ていますので、そういったことを考えると、財政的な体力をつけるというようなことも考えなければならないのかなというふうには思っているところです。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 最後に、私から要望いたします。

今、地方では、消費税の引き上げの影響や円高による物価の上昇などの影響があり、そういった状況下において、当町におきましては、農業自立町を掲げておりますし、また、ことしの米の単価の状況は非常に厳しい状況にあります。こういったことから、今後の財政的な影響は非常に山積し、大変厳しい状況が予想されます。一方では、執行部は、昨年12月、全員協議会で、平成28年度当初予算を90億円規模とする目標を掲げておりますが、一方、安倍政権下では、地方再生による約1兆円の予算が取り沙汰されております。この政策は政策として、当町で掲げる目標をしっかりと実現していただきたい。なお一層の健全な財政運営を目指して頑張っていただけるようお願い申し上げます。

以上です。

よろしく願いいたします。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） それでは何点か質問させていただきます。

決算書の87ページに、地域振興費という中で、集会所、各地区の集会所の保全217万円、維持165万円、計400万円弱の経費が計上されております。この地区の集会所等の費用なんです、実は各地区でも光熱費等々で同等ぐらいの経費が多分かかっているんじゃないかというふうに予測されます。

問題なのは、地域コミュニティということが問題になっていまして、私どもの、例えば屋形地区なんかも、正直、三本松はもう三十数件というふうになってきて、その中で、集会所の維持も無駄じゃないか、というか、負担になっているという部分もかなりあります。そういう意味では、今後、この集会所の施設の統廃合も含め、かつ、その中での地域コミュニティというものの充実も図る必要があるんじゃないかと思っておりますが、どんなふうを考えていますでしょうか。

それと、先ほど出ましたけれども、93ページ、シャトルバス。シャトルバスの運行なんです、25年度は1,810万円という大きな予算の計上、予算といいますか経費計上になっております。月に直すと150万円という、バス1台貸し切れるような金額であります、私は、このシャトルバス、大金かけて、もちろん、非常に有意義な事業だとは思っていますが、現状、横芝光町多くの町民が本当に、何ていうんですか、みんながよく周知徹底して利用しているのかなあというように思うと、ちょっと疑問じゃないかな。もうちょっとみんなが、例えば成田へ行くのにもそれを使ってみたりとか、空港の話、さっきも出ましたけれども、町民がもっともっと利用できるような、あるいは、利用してもらえるような事業といいますか、充実した事業としてPR活動もやってもらいたい。特に、問題になっているのは、始発、終点ターミナルの屋形、海のこどもの国跡にあるんですが、約200坪ぐらいのところバスが回るだけという状態になって、どうも閑散として周囲の状況もよくない。運転手さんもそこで10分、20分待機しているんですが、そこにはトイレもない。で、駐車場も数台しかとめられない。見た感じ、近くの人、あそこではなあと、車とめて行くのも嫌だなというような感覚が、実はあります。むしろ、例えば、オライはすぬまへ行って、オライはすぬまへとめたり、とかっていうふうになっているのかなというふうにも思います。ですから、そういう意味で、シャトルバス、非常に素晴らしい事業なんで、もっともっと活用できるというか、有意義な事業になるように、これから、町、駅のところにもあるというような話もありますが、本当に、空港も含めて、充実した施設に考えてもらいたいなと思っておりますが、どういうふうを考えているか改めてお聞きしたいと思います。

それと、161ページ、再生可能エネルギーの問題なんです、太陽光設備で、今、514万円ですか、25年度は、50件に対しての補助金を出してありますが、いつも言うんですが、どうも補助金を出せば済むというような考え方が、ある意味、とかくあるような気がしてならないんです。要は、補助金出せばいいってもんじゃない、横芝光町の再生可能エネルギー事業をどうするんだという観点から、500万円をただ出したんじゃない、将来に向かって再生

可能エネルギー、横芝光町はどういう方向で行くのよ。ということをしっかり考え、また、町民に知らせる中で、そういう補助事業をしていけばいいんですが、私はやはり、何となく便宜を図って、今は太陽光がはやっているから、新しく家建てた人やリフォームした人には、やれば補助出しますよっていう、それはそれで、福利厚生としてはいいのかもしれませんが、それでは、町の事業として本来的じゃないのかな。もっと将来を見据えたきっちりした施策の中でやってほしいなということで、その観点もお伺いしたいと思います。

もう1点、最後に、不法投棄の問題なんですが、不法投棄防止事業です、この前私も傍聴させてもらったんですが、民間監視員132万円の計上、12名約5万円ぐらいの報償金をお支払いする中で、不法投棄の防止に皆協力していただいているんだろうというふうに思います。また、環境防災の職員の方は、絶対に不法投棄させないという大きな意気込みは感じましたけれども、現実問題、実際にこの不法投棄監視員の仕組みというのが、いまいち、稼働していないとか作用していないというんですか、そんな気がします。というのも、ただ、たまに監視員の会があって、やっているよ、たまに散歩、散歩とか見張っているよということで、本気になって不法投棄の防止を活動しているかっていうと、必ずしもそうじゃないような気がします。ですから、私は、あと1歩、シルバーさんがやっている不法投棄の処理もあるんでしょうけれども、合計300万円近いものの経費をかける中で、横芝光町が本当に不法投棄に取り組むんだということが、これもやっぱりまだまだ中途半端になっている。いろんな、さっき、黒字とか赤字とかと話ありましたけれども、やっぱり予算、厳しい予算の中で、メリハリをつけて、予算のメリハリという部分の中で、いつか、はやった事業仕分けじゃありませんが、ふやす予算、減る予算、それを町の将来にわたっての計画の中で、単なる補助金、補助金っていう考え方だけは、あんまりプラスにならないんじゃないの、というふうに思います。ですからそういう意味では、その予算を有効に使う中で、メリハリをつけた事業仕分けをしてほしいなというふうに思います。

以上、4点、最後の部分は締めなんですが、町長にその辺は最後に判断してもらえたらいいかなと思いますが、4点質問させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（伊藤園樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） それでは、ご質問いただきました4点のうち、初めの2点、地区集会所の件、それと、空港シャトルバスについてのご質問についてお答え申し上げます。

地区集会所のその役割と、一方で、その維持にかかる費用負担の問題、ご質問、議員から

のご指摘いただいた点は、本当にもっともといいますか、日常的にも窓口、あるいは、電話等に寄せられるご意見も類似の意見がございます。その集会所のまず役割の重要性、今後の維持をしていかなければならない、その役割ということは、今さら、私が申すこともございません。ただ、おっしゃるとおり、どの地区もその建物の老朽化、築、建ててから20年、30年はまだいいほうで、40年、50年クラスの地区もございます。さらには、合併前の旧横芝地区、旧光地区の地区集会所の所有と町の補助なり、あるいは、町が管理するというところと、地区の管理するというところの大きな管理上のあり方の違い、そういった課題も一方でございます。いずれにいたしましても、地区コミュニティの充実というところは、大切さというところについては、どなたも一致するところでございますので、今後の方策といたしまして、その統廃合というところも、もちろん考えなければならない課題だとは思っております。これは、地区集会所だけではなくて、町の所有する公共施設全てに該当するところでございますが、ただ、地区集会所につきましては、その地区のコミュニティの、本当に中心となる場でございますので、単純にその地図上のエリアで、今実際3つあるけれども、それは1つでいいだろう。例えば、議員の地元の例で申し上げますと、じゃ三本松と荒場と宮前1つ中間の荒場に1つ置けばいいだろうという、そういう単純なものではないというところがあります。一方で、その維持管理に経費が、負担がかかるというようなことはございますが、大規模なものについては、横芝地区、光地区にかかわらず、町が負担、割合は多少違うにしても、支出する原則でやっておりますし、その維持管理の電気料等については、空港の、先ほどの議案審議のやりとりの中でありました迷惑料の中にその地区集会所の維持管理にかかる経費という大きな項目がありますので、そういった財源的にはそういったものも利用していただくというのも一つの方策ではありますが、迷惑料の行き届いてない、行き届いてないといえますか、交付対象となっていない地区もありますので、その問題はそれで全て解決するとは思っておりませんが、いずれにいたしましても、今後の公共施設の管理のあり方という観点から、統廃合ということはテーマとしては考えてまいりますが、これは、一番には、地元各地区のお考えをまずお聞きし、十分な話し合いをしながら、これは進めていかなければならない問題だというふうに考えております。

次の空港シャトルバスでございますが、これは、今さら言うまでもなく、成田芝山鉄道の延伸がかなり将来的な夢物語に近い話になってくるということを受けて、その代替措置として始まった事業ではございますが、かなり利用としましては、年間約10万人、つかみでいいますと約10万人の利用客がでございます。月による増減、多寡はございますが。いずれにいた

しましてもご指摘のあった、出発、終点のターミナルのあの閑散とした状況は、ご指摘されるまでもなく、私どもも十分把握しております。これは、横芝光町、山武市、芝山町、3市町が関係するということで、事務局は芝山町にその運行の連絡協議会がございますが、その総会、理事会等でも常に議論となっているところでありまして、町長がJR横芝駅の駅前広場の改修にあわせて、シャトルバスを横芝駅に乗り入れるようなご提言といたしますか、していただいて、それも検討課題になっておりますし、議員おっしゃる、より利用しやすい、利用できる施策を実現できるべく努力しておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 堀越環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） それでは、私のほうから不法投棄の問題と、あと、再生可能エネルギーの関係で答弁させていただきます。

まず初めに、不法投棄の防止対策につきましては、議員おっしゃるとおり、今現在、不法投棄監視員、この方々には、毎週、自分の持ち分の地域をパトロールしていただいて、不法投棄物があるかないか、ありましたら、即、町のほうにご報告いただいて、公共施設上、いわゆる道路上とか、そういったところであれば、町ができるものはすぐ片づける、大規模に捨てられる産廃ですとか、そういったものにつきましては、基本的に、不法投棄監視員の方々には、直接手を出せない形になっておりますので、それにつきましては、町に報告をいただいて、町が県と県警、県の警察と協力して、その不法投棄をした当事者を探して、その方々を県に呼ぶなり、それから、警察に呼んで指導する。またそれを撤去させるという方策で対応しております。ちなみに、昨年度3件、新たな不法投棄がございまして、うち1件は当事者を特定いたしまして、全部撤去させたという状況にございます。今年度も、既に2件ほど不法投棄が新たにございまして、これにつきましては、2件とも今のところ、まだ確定ではないんですが、当事者が特定できそうだということで、これにつきましては、横芝光町に不法投棄をした場合、警察も介入して逮捕されることもあるというような強い姿勢を示して、町内に不法投棄をされないように県警、それから、千葉県と協働して推進したいと考えております。

それと、あと、再生可能エネルギーの問題ですが、これ、実際、議員も新聞等でお読みいただいておりますが、再生可能エネルギーの中でも、特に太陽光、これの買い取り価格が非常に高いということで、それが要は、電気を消費する消費者に負担になってきて

いるという事実がございます。海外では、ドイツがこれを推進し過ぎたために、電気料金が非常に高くなったということで、国のほうもその轍を踏まないように、ことしの4月から買い取り単価も下がったところがございます。実際に太陽エネルギーですと、昼間は発電できますが、夜はできない、それから、天候に左右されるという部分もございますので、その辺、国のほうもその辺の対応をどうするかという見直しも、今後、検討されると思いますので、その方針を踏まえながら、町としてどう推進すべきか検討させていただきたいと考えています。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 議員おっしゃられた事業仕分けの件でございますけれども、今、当町では再三、この議会でも、全員協議会でも申し上げましているとおおり、副町長を座長とした事業再構築検討委員会を、今、行っております。私は参加しておりませんが、今現在、7回目を数えております。そうした中で、約500項目にわたって一つ一つ調査、そしてまた、いろいろ話をしながら、どこまでそれを絞り込めるか、また、この事業自体、抜本的に必要なものかなど、その辺の部分から一つ一つ今、潰していっているところがございます。今ちょうど7回目といっても、まだまだ半ばなのかなというような情報は得ております。そうした中で、平成27年度予算編成がこの議会が終わった後、早速始まるのかなという時期的なことの中で、今まで平成26年度、今年度まで予算は枠配を使っておりました。しかしながら、その枠配分方式というものが、やはり、この枠は使えるんだよというようなものでやってしまいますと、それを埋めてしまうというような、ある意味、マイナスな要素も出てきているというような観点から、平成27年度予算編成にわたっては、枠配をなくしまして、それこそ、議員おっしゃられるような、メリ張りのある予算編成をつくってみたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 最後、要望だけ言わせていただきます。

まさに、町長にはそのすばらしい予算を、ぜひつくっていただきたい。町長がつくるわけじゃない、皆さんがつくるんですが、お願いしたいと思います。

集会所の件ですが、私、言葉足らずの部分もあったんですが、コミュニティを充実させるという観点から、統合ということも時にはありかな、前向きにその統廃合をコミュニティの

充実という部分で前向きに捉えてほしいなということでお願いしたいと思います。

それから、シャトルバスにつきましては、本当にくれぐれも、見てもらうとすぐわかると思うんですが、やっぱり、少なくとも始発、終点、一番の基本のところなので、それをきちっとしないと使ってくれる人も少なくなる。本当は、充実すれば、いろんなところは、旅行者も含めて来るということもありますんで、ぜひぜひ、早急に充実させてほしいというふうに思います。

それと、さっきの太陽光なんですけど、これから今、多分問題になると思います。いろいろ、既に、太陽光バブルはじけそうとか、はじけている部分もあって、にわかには、このトラブルが表面化してくるということが予想されます。したがって、そういう意味では、町の指導とか、方針もしっかり定めた中で、住民にもうちちょっと周知徹底といいますか、再生エネルギーを一生懸命やるというのは非常にいいんですが、太陽光、太陽光でやっていきますと、太陽光バブルで破裂したときどうするの、町は責任取るのかよという話になりかねないので、その辺は本当に、親切に進めていただけたらいいなと思います。

最後に不法投棄ですけども、もちろん、この前も聞いて、一生懸命やってらっしゃるのはよくわかります、理解できます、意気込みがすばらしいというのは。ただ、意気込みだけでは物事なかなかいかないんで、ぜひ、横芝光町がお隣、近隣と比べて、すばらしいきれいな町だなと言われるように、ぜひ、頑張ってくださいたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（伊藤圀樹君） ほかにはございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩をいたします。

再開は、午後 3 時30分です。

(午後 3 時 1 6 分)

○議長（伊藤圀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3 時 2 9 分)

◎議案第 1 3 号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 議案審議を続けます。

日程第13、議案第13号 平成25年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 1 4 号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第14、議案第14号 平成25年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） 異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤罔樹君） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤罔樹君） 日程第15、議案第15号 平成25年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 415ページの中段からちょっと下ですが、包括支援事業で、現状は地域包括支援センター運営委託料として九十九里ホーム病院に依頼をしております。以前、一般質問でもお聞きしましたが、今後、町の方策として、町独自のその支援を、支援センターの運営というものはお考えかどうかお聞きいたします。

○議長（伊藤罔樹君） 宮菌福祉課長。

○福祉課長（宮菌博香君） ただいまの質問についてお答えいたします。

町単独でということであるんですけども、今、単独で行うということについては考えておりません。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） シンプルに考えてないということであれば、いたし方ありませんが、やはり、確かに、九十九里ホームさんが第二松丘園等々、幅広く、多くやっておりますが、やはり、自分のことは自分でというような基本に戻って、町長はその辺に関してはどのようにお考えですか。

課長からは、もう全く、やるネタじゃないということですが。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 福祉課長答弁したとおり、今のところ、予定も計画も立ててはおりません。その理由としては、第二松丘園が非常によくやっただいていてというのがまず1

点。それと、介護サービス、また、介護施設、それと、介護される人の連携が非常にうまく
いっているのかなというところでございます。

しかしながら、そういう町民からの、まず介護を必要とする皆さんからの必要性の声が上
がってくれば、それなりに検討していきたいとは考えておりますが、非常によくやっていた
だけという報告と、そういう状況の中で、今後の課題なのかもしれませんが、一つそ
の辺も含めて、どういう対応をしていくかについても、まだ、先ほども申し上げましたとお
り、計画も予定もないのですが、そういう必要性が迫られるものがあるとなれば、それはそ
れで検討していかなければならないのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） ちなみに、富里市では、今年度から、人口は約当町の倍ですが、3カ
所、市のほうで運営をするということを知っております。そういうことも参考になされて、
現状は、第二松丘園さんを含め、九十九里ホームさんにかなり頼っているといいでしょうか、
そういう部分もありますが、やはり、自立ということも先々考えていただき、ご検討いた
だきたいと思っております。

終わります。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご
異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第16、議案第16号 平成25年度横芝光町農業集落排水事業特別会
計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 1点お尋ねをいたします。

収入未済ですか、4万950円、2名というような説明でありまして、1名は、その後収納があったという、そういう説明であったと思いますけれども、この納付できない理由をお尋ねをいたします。

それと、事業費の不用額が199万余出ておるようではございますけれども、予算額に対してちょっと大きい不用ではないかと思っておりますけれども、この不用額の出た理由をお伺いをいたします。

○議長（伊藤圀樹君） 早川産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、若梅議員からのご質問2点でございます。まず、収入未済でございますけれども、1件は、世帯主の方が年度、昨年度中にご病気になりまして、昨年半年間、収入が途絶えたということで未納になってしまった。しかしながら、このご家庭については、ことしからまた2カ月に一遍ずつは納めていただいております。

また、もう1件につきましては、世帯主の方の職業は不明なんですけれども、職員が毎週1回、処理場のほうに行くんですけれども、その際にお宅を訪問し、そのご家族に会えればご家族に依頼しますし、しかしながら、その世帯主ご本人とはお会いできていない状況でございます。しかしながら、職員は、毎週一度はお宅を訪問し、納付の依頼をしに行っているといった状況でございます。

それと、2点目でございますけれども、不用額が、事業費が大きいんじゃないかといったことではございますが、これは3月議会において、やはり、繰越金を3月議会において補正をし、それを修繕費に繰り入れて補正したわけなんですけれども、年度末ということもあって、消化し切れなかった部分がございます。ちなみに、修繕費でございますけれども、執行残が129万6,000円強ございました。この部分が大きいのですけれども、修繕等機械物ですので、いつ壊れるかわからない部分がございますので、この修繕費に多くの補正を要したわけではございますが、年度末ということで、未執行がふえてしまったといった状況でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 私もこの件いろいろと質問させていただきましたけれども、接続率もなかなか上がらない、そういう中で、やはり、一般会計からの繰り入れがどうしてもふえてくる、設備そのものも老朽化が進んでくる、そういうような状況であろうかと思っております。本来

であれば、接続率を上げられるものであれば接続率を上げて、できれば、基金あたりをつくって将来のいろんな改修等に備える、そのような形で運営できれば一番いいのではないかと思いますけれども、現在の接続率の状況と、どのような方法で接続率アップをしようと努力しているのか、その辺をお尋ねをいたします。

○議長（伊藤罔樹君） 早川産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それではまず、接続率の状況でございますけれども、これも、3月ころの議会で、ご説明をしたかと思っておりますけれども、現状でございます。現状では、加入予定人口が658人いらっしゃるんですけれども、そのうち接続された方が545人、接続率としては、実質の接続率としては82%、これ木戸台でございますが。それと、中台につきましては、加入予定人口が213人で接続人口が173人、率としましては81.2%という状況になっております。しかし、これはあくまでも、実在、実際に木戸台であったり、中台であったり、その区域内の実際の人口でございます、計画の人口とはかなり差が出てきている、自然減という話を以前、お話しさせていただいたと思っておりますけれども、そういった状況になっている。計画と比較すれば、木戸台が58%、中台が57.7%、約58%ですけれども、こういった計画と現実と乖離が生じているという状況でございます。

もう1点、事業推進でございますけれども、年度当初、維持管理組合がございまして、そういった方々に未接続のお宅を訪問して、なるだけ接続してくださいという啓蒙を図ってくださいというふうにはしているところでございますけれども、やはり、同じ地域に住む住民同士、接続していないから接続してくださいと、なかなか言いづらいという、そういった現実の声がございます。そういった中で、町も、納付の際には、仕様関係、あるいは、いろいろあるんですけれども、なるだけ接続するように戸別訪問とか、そういった形で接続率の向上を図っているところでございます。1件だけ、接続してもいいというお宅があるんですけれども、なかなか工事には至っていないという、現在の状況はそういったところでございます。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 長い期間たって、このような現状でありまして、いろいろ、つなげようとしてもなかなか、特に今のご時世いろいろありまして、大変だろうと思っておりますけれども、少しでも前に進みますように、ご努力をお願いしたいと思います。

終わります。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第16号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第17、議案第17号 平成25年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 町長にお伺いいたします。

実は、昨晚、地元でなく、よその行政総務員さんから伺ったんですけれども、食肉センターが大分老朽化して、北清水のあるところに移転をするというふうな話を聞いたけれども、川島さん知ってるって、そのようなお話がありました。現状どのようにお考えなのか、お教えいただきたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、議員ご指摘のとおり、当町の食肉センター、大変な老朽化をしているところでございます。また、たまたまではございますけれども、千葉県と畜場協会の会長を私が仰せつかっており、県内に6、と畜場センターがございます。そうした中で、どこもかしこも老朽化をしている中で、今後のその食肉センターの事業を再構築ということで、県を中心にどういう指導体制をとっていくかという部分もありまして、当町にはそういう場所がありますよ、というようなご提言は県のほうには申し添えてございまして、これがどういう、いかんせん、おのおの、各と畜場が地域密着した部分がございまして、それを、それこそ今必要なのが統廃合になるかと考えております。それはあくまでも、農林水産省につい

でも千葉県でもそういうような方向で全てが進んでおる中で、どういう形になるか、横芝光町も東陽食肉センター100年を越す歴史の中で、この従事しているたくさんの町民の方がおられる中で、この当町の中で、それができればいいなあというように思っておって、そのご案内をしているところでございます。で、強いてはそれが実現するか否かについては、まだまだハードルも幾つもございますし、それに突き進んでいる状況ではございません。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） これにて質疑を終結いたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） 異議ないものと認め、これより議案第17号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤罔樹君） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤罔樹君） 日程第18、議案第18号 平成25年度横芝光町病院事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） では、何点か質問をしたいと思います。

実績報告書の17ページの一番下段でございますが、東陽病院事業会計繰出事業、繰出金でございますけれども5億3,480万8,000円ですね、この金額が上がっております。この内容についての説明をお願いしたいと思います。

それから、東陽病院については、医療スタッフが少ない中、一生懸命頑張っておるところではございます。そういった中で、やはり、救急外来、緊急外来です、どうしても早朝なり夜間に及ぶと思いますけれども、平成25年度、受け入れた件数、また、断った件数、断りの件数、わかる範囲でお願いしたいと思います。

それから、東陽病院、いろいろ最近は言われております。そういった中でも、この事業の内容となりますが、私なりに感じているところは、特別会計でやっておるわけですけれども、三角の部分が1億5,000万円程度じゃないのかなあという、私の思いでおります。それが、一般会計のほうからの繰り入れになっていると、私は思っておりますけれども、その辺のところを再度確認をお願いしたいと思います。

それから、これは、町長のほうにお聞きしたいと思いますけれども、どこの病院にも、いろいろ特色があるかと思えます。私なりには、地方の病院、ましてやこの東陽病院については、やはり、医療スタッフも少ない中で、今、高齢化社会を迎えている中で、やはり外科医、内科医、これはもちろん大事だと思います。そのほかにも、いろいろ医療の部分あるんですけれども、整形です、そういった部分、私の母親も救急で、このかわいは、ほとんど断られたわけなんですけれども、どうしても大網白里市立国保大網病院のほうまで救急で行ったっていう経過の中で、やはりお年寄り、骨折が一番の原因で最終的にはお亡くなりになったっていう、亡くなったわけですけれども、それが原因だったわけです。そういったことを踏まえた中では、私なりには、整形が地方の、ましてや東陽病院は、あるとは思いますが、そういったところの充実を図っていただければと思います。その辺の見解を町長のほうからお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 町立東陽病院は、何度も、その場その場で私も申し上げていますが、地域に密着した地域医療を充実させるということが、一番の本分でありまして、中心的には内科、そしてまた、整形、そしてそれに伴う外科の医療スタッフをそろえておくのがベストというかベターでございます。そんな中で、今、大変その医師の確保の問題が、大変正直申し上げまして、難儀をしているところでございます。この後、詳細な説明は、事務長からさせますが、繰出金の問題にしても何にしても、内科医1名を確保できると、1億円から1億5,000万円ぐらいの医業収入を得ることができるんです。今、現実問題、内科医は常勤が2人、それと、前名誉院長が半分ぐらいやっていたような状況の中で、看護師も精いっぱい努力をしていってあって、今、入院の病床利用率も7割を超すときもございます。そうした中で、本当に必死になって今やってくれている状況ではあります。その中で、整形につきましては、常勤医が今2名おります。若干、1名のほうについては、問題もないわけではないんですが、その中でも手術までできる状況があつて、今後も整形の先生をもう1人

ぐらい入れて、入れられればいいなあと、常日ごろから、その部分には努力をしているところがございますが、さらにその努力を重ねてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 大木病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） それでは、私のほうから、議員質問の17ページの繰出金、それと、救急医療の関係のご質問ですので、それぞれお答えを申し上げます。

まず、17ページの5億3,480万8,000円、この金額につきましては、一般財源ベースで記載させていただいております。決算書に記載されている数字につきましては、空港会社の防音家屋分の維持管理料、あるいは、匝瑳市旧野栄町分の病院建設時の元利償還金、そういったものを除いた一般財源ベースで記載させていただいておりますけれども、これが、税金ベースではございません。5億3,400万円の中には、当然、自治体病院を運営するに当たって、交付税の補填分というのは、措置分がございます。これ、普通交付税、あるいは、特別交付税ということで、25年度の実績ベースでいきますと、大体2億2,000万円弱の交付税措置がなされているということで、3番目の質問ともちょっと重複するかもしれませんが、そういった交付税の補填分を除いた額につきましては、税金です。金額で申し上げますと大体3億2,000万円程度がいわゆる税負担で、一般会計からいただいている分になります。

それともう1点、救急医療の関係でございますけれども、救急の25年度の、これはあくまでも救急車による受け入れ状況ということでご理解いただきたいと思っておりますけれども、25年度のトータルの受け入れ件数については516件ございました。参考までに、24年度については348件。それと、断ったケースはというようなご質問でございますけれども、日中の依頼があつて断ったという、そういうカウントというのは、申しわけございませんけれども、しておりません。ただ、よほど重篤な患者でなければ、医療スタッフ、あるいはドクター、専門ドクターもいますので、ほとんど断ることは、まあないのかな、そういうふうを考えております。それと、夜間の場合ですけれども、やはり、専門医がどうしてもない場合があります。千葉大からの当直、あるいは、常勤でも専門外の部分がありますので、25年度の夜間の実績につきましては、693件の依頼について、受け入れは152件ございました。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） 確認ですけれども、今言われた、一般会計からの繰入分は、3億何がしかということによろしいですか。

○議長（伊藤圀樹君） 大木病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） ただいま申し上げましたように、いわゆる税負担分については、そういったものを除いて金額では3億1,700万円程度になろうかと思えます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 事務長に3点ほどお聞きしたいと思えます。

まず、昨年度のというか25年度の予算書と、私、比較をさせていただきまして見ておりましたが、その前に、決算書の475ページの最上段、公営企業会計システム699万3,000円、これは平成25年予算書のどこにあるか、ちょっと私、見つからなかったんで、説明してもらいたいと思えます。公営企業会計のシステムはご存じのとおり、近隣ですと水道料金とか、そういうものに多く使っていますが、これは、どのような入札か、また教えていただきたいと思えます。

それと、決算書のほうだと、478ページに、例えば、下段のほうに、14の賃借料、委託料とか、まとめて書いてありますね、当然、科目として。予算書は事細かく、例えば、CTスキヤンの保守点検料が約500万円、MRIが約1,000万円と出ておりました、CTスキヤナー、MRI、特にMRIなどは、その実績、利用実績を教えていただきたいと思えます。

それと、要は、看護師さんとか理学療法士、作業療法士とか、その周辺に当たっての支援というか、そのようなあれが280万円ありましたけれども、その実績。それと、例えば、匝瑳市では医師に対してもそのような支援を用意しているというんですけれども、そんな計画が、当町の病院ではあるかどうか、その3点をお聞きします。

○議長（伊藤圀樹君） 大木病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） それではまず、1点目の475ページに記載しております、公営企業会計システム。まず、25年度の当初予算の計上費目につきましては、資産購入ということで、4条予算で計上させていただいております。これにつきましては、25年度まではリースで、こういう企業会計のシステムを運用しておりました。26年度の予算決算から公営企業法の改定に伴いまして、今回、25年度に新たに購入して予算編成に入れた、そういうようなことをございます。

そして、これについては、入札を施行しておりませんで、今まで千葉測器という会社で、運用していたということで、引き続き、随意契約によりまして、千葉測器から購入した、そういうことをございます。

そして478ページ、いろいろ賃借料、委託料というお話しがございましたけれども、稼働

状況というようなご質問だったと思いますので、稼働状況について申し上げます。MR I の稼働状況につきましては、25年度トータルで1,419件でございました。ちなみに、24年度が1,011件、23年度につきましては251件、そのような状況になっております。

そして3点目の、280万円というような金額がございましたけれども、これについては、25年度に城西国際大学の看護師2名に対して奨学金を支給しています。月10万円ということで、年間120万円、それに年間当たりの教育資金ということで20万円、奨学金を支給しておりますので、一人当たり140万円、2人で280万円です。

そしてもう1点、医師に対してのそういう制度はということのご質問ですけれども、まさに、匝瑳市、そして26年度から、多古中央病院の医師に対する奨学金制度を実施しております。当町においても、これから新年度の予算編成に向かうわけですけれども、例規、条例等でも規定されているようですけれども、来年については条例整備によりまして、何とか、その奨学金制度を設けたい、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） わかりました。ただ、事務長、その公営企業会計について、町の企画財政課長もご存じのとおり、今、ちょっとお調べいただくと、もうクラウドの時代なんですよ。システムを廃止して。ですから、ただそのシステムを買うんじゃなくて、それも検討に入れてほしかったな、そのまま千葉測器さんから買うもいいでしょうけれども、やっぱり、その辺のちょっとした、今後を、先を見据えて計画していただければ、私、ありがたいなと思って質問しました。

それと、そのMR I の実績、そして、奨学金のあれは、ありがたく拝聴いたしました。

それと、さらにもう1点、今、東陽病院というのは、院外で薬をもらっておりますね。私の知っている範囲では、旭中央病院、お隣の九十九里病院も中でやっていますけれども、あれは私、知恵がなくてわからないんです、義務でやっているのか。例えば、当然ビジネスですから、あの中にある、東陽病院にある立派な薬局を使って、薬の調合をしていただければ、大分収益にはなると思うんですよ。

そのクラウドと院内の薬の、その2点、お願いします。

○議長（伊藤圀樹君） 大木病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） まず、公営企業会計システムのクラウド化の関係でございまして、これについては、軽微な院内の、要は会計処理を行う業務ということで、調

査したわけではございませんけれども、恐らく、クラウド的な、そういったリースになろうと思えますけれども、そういったものはないものと思っております。

ちょっと話はそれますけれども、今、いろいろ院内の電子化ということで検討させていただいておりますけれども、やはり、メリット、デメリット、それぞれありますけれども、クラウド化したほうがメリットが大きいのかな、そういうような状況でございますので、今後、大きな、そういう機器を導入するに当たっては、まず、クラウドを視野に入れながら検討をしたい、そういうふうに考えております。

そして、院内処方関係でございますけれども、これについては変動は覚えておりませんが、やはり、国の指導、指針の中で、やはり、医薬分業ということで、極力分けなさいと、そういうような指針が出て、今回のような形での運用になっております。議員おっしゃるように、中央病院、そして、自治体病院の中では、東庄病院が院内処方ということでやっておりますけれども、これについても、やはり院内処方を行うには、それなりの人員も配置しなければならないというような、そういうような負担の部分も出てきます。そういったものを、当時導入するに当たっては、加味した中での話なのかな、そういうふうに思っております。

ただ、どちらが収益が上がるのか、そういうようなことで考えれば、やはり、それなりの人材を配置した中で院内処方をすれば、薬価、薬の価格等も収益分が見込めるということで、収益につながる部分もあるのかな、そうふうに個人的には考えております。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 最後にお尋ねします。

院内薬局について、町長はどのように、町長にお聞きしたいと思います。

それと、44ページです。こちらの報告書を見てもわかるように、医業収益と医業外収益のバランスが、医業外が減っているという、非常にすばらしいとは思っています。

特に、比較ではコンマ6%ですが増収し、支出もコンマ3%ですが減っているということで、改善は認めたいと思いますが、現状、公立病院でもそのように院内でやっているということがあれば、私は、今、事務長がその人材の確保とかっておっしゃいますけれども、民業を圧迫するとか、そういう意味ではなくて、やはり、町民の血税をある意味つぎ込んで運営しているという現状を考えれば、町長にもその辺は、ぜひ、頭に入れておいていただきたいと思っておりますので、答をいただいて答弁を終わります。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 薬局の院内か院外にするについては、やはりその病院の経営がどれだけ安定しているかということにつながるかと思います。今の町立東陽病院ということになりますと、本当に、職員を配置してのそのほうがプラスになるのか、はたまた外部に委託をしてというような形に、結果的になっているわけですので、それ、どちらかがいいかの判断につきましては、たまたま国の指導もあったと、今、事務長のほうから話がありましたとおりでございまして、しっかりとしたものを構築するには、まず、病院本体をきっちりと築き上げて、その後の検討課題なのかなというように状況を考えております。今、拙速にこの院内薬局での処方ということになりますと、正直申し上げて、まだまだ不安定な経営状況といえましょうか、運営状況の中では、今しばらく、先送りをさせていただくのが常套的な手段ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第18号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第19、議案第19号 横芝駅南口周辺地区横芝駅前広場等整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第19号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤囀樹君） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（伊藤囀樹君） 日程第20、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付の印刷物のとおり、議員派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

◎陳情の件

○議長（伊藤囀樹君） 日程第21、陳情の件を議題とします。

ここで常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 鈴木唯夫君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（鈴木唯夫君） 産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

今期定例会において産業建設常任委員会に付託された陳情1件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、9月5日、午後3時35分から委員5名出席のもと、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の過程で、各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

陳情第1号 横芝光町花火大会に関する陳情書についてであります。花火大会の開催に

については、財政的な問題や開催場所の問題があるほか、保安や警備上の問題で警察の許可を得るのにハードルが高いという意見や、ごみの問題など、メリットよりデメリットのほうが多いなどの意見があり、採決の結果、全員一致で不採択することに決定しました。

本会議においてご了承賜りますようお願い申し上げまして、審査結果の報告といたします。

〔産業建設常任委員会委員長 鈴木唯夫君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま産業建設常任委員会委員長から報告のありました陳情1件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） 異議ないものと認め、これより陳情第1号 横芝光町花火大会に関する陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤罔樹君） 起立少数。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤罔樹君） 以上で、今期定例会に付議された案件の全てを議了いたしました。

これにて平成26年9月横芝光町議会定例会を閉会いたします。

大変長時間、ご苦労さまでございました。

（午後 4時19分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 伊藤 圀 樹

議員 杉 森 幹 男

議員 川 島 透